

第二章 創立と諸制度の整備

解題

一 設置構想と創立

第一章で見たように、大阪あるいは京都に高等教育機関の設置を求める動きは以前から存在していたが、諸学校令による学校制度の成立後、第二の帝国大学を京都に設置するという構想が本格的に現れてくるのは、一八九〇年代に入ってからである。

「京都大学条例」(一)は、九鬼隆一(当時帝国博物館総長の私案とされている。天皇の保護のもと、大学に独立した法人としての権利をもたせ、学外者も含めた管理機関として商議會を設定するなど、一八八九年に帝国大学の教官六名が作成した「帝国大学独立案私考」(東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』通史一、八二八頁)と類似するところが多い。ただし、「京都大学条例」は公表されたかどうか不明である。

一八九二年一二月には、自由党の長谷川泰らが「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議按」(二)を衆議院に提出している。長谷川はこの前年二月に衆議院で「東西兩京ニ各大学ヲ一ツ」設けることが必要であると発言しており(『帝国議會衆議院議事速記録』2、七七五頁)、ここでいう「関西」が具体的には京都を指すことはほぼ確実であろう。また、一八九四年四月には京都府議會議員上野弥一郎が京都大学校設立の建議(三)を作成している。いずれの建議においても、設置されるべき大学を既設の帝国大学の競争者として位置づけていることが特徴といえよう。

右のような在野の構想に対して、文部省において京都帝国大学の設置を具体的に検討するようになるのは日

清戦争後のことと考えられる。「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」〔四〕は、その内容から戦争終結直後に書かれたものと推定できるが、追て書にあるようにこの時すでに創立計画案が作成されつつあったことが分かる。また「京都帝国大学の設置について*」〔五〕では進学者の増加に対応して京都帝国大学とともに大学予科も京都に設置することが構想されている。

成文化された京都帝国大学の創立案は、現在のところ数種類確認されているが、内容から見て「京都帝国大学創立案*」〔六〕がそのなかで最も早い時期のものと思われる。冒頭の欄外に「廿六日木曜午前九時開会」との書き込みがあり、もしこれが会議の開かれた日時を示すものとするれば、日清戦争終結（一八九五年五月）から創立案の議会提出（同年十二月）までの間でこの日付・曜日の組み合わせに該当する月は九月しかないため、その頃に議論されたものであるということになる。この史料からは、当初は京都帝国大学は第三高等学校を改編したものとして構想されていたこと、理科大学と工科大学とが別個に考えられていたこと、大学院はなく、代わって予備科なるものがあげられていたこと、等々、創立案の変遷が窺えて興味深い。一方「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」〔七〕は、現存する案のなかでは最も新しい案と推定されるが、医科大学の設置場所はこの段階ではまだ決定していないことが分かる。

京大の創立に至る経緯をまとめた文章として「内申」〔八〕と「京都大学創立ノ事情」〔九〕とを収録した。特に後者は、準備の過程、人事、通則の独自性などについて詳細に記している。執筆者名は書かれていないが、文章中の「不肖」が初代理工科大学長の中沢岩太を指すことから、執筆は中沢によると推定される。

創立準備の一環として、一八九六年頃から多くの教官予定者がヨーロッパに留学するようになった。留学先から、木下広次総長に宛てて送った書翰が残っている（一〇）～（二六）。滞在国の様子、留学延長の希望、京大における図書整備の必要性などが述べられている。

二 諸制度の整備

〔法科大学規程改正〕

創立期の法科大学が、東京帝国大学とは異なる個性的な教育システムを導入したことはよく知られている。一九〇〇年九月および一九〇三年五月の二度の規程改正により、演習科の設置とそれを前提にした論文執筆、学科の区分の廃止と四種のコース制の設置、最短在学年数の四年から三年への短縮などが取り入れられた。これらの改革は、ドイツの大学での留学経験をもつ教官たちが、自らの体験した教育システムを新設の法科大学に移植しようとしたものであったが、卒業生の文官高等試験における不振などもあって挫折したため、一九〇七年五月には旧制度に復帰する規程改正が行われたといわれている。

右の改革の中心人物とされている高根義人法科大学教授が木下総長宛に意見書を提出している(一)が、文中には勅令改正案も考えようとしていたことが記されている。「京都帝国大学法科大学規程改正ノ理由」(三)は一九〇三年の改正についての史料である。この改正は評議会においても「最望ム所」として可決されている(四)。また、その直前の松井直吉専門学務局長からの文書(二)によると、文部省側も在学年限の短縮を求めていることが分かる。旧制度への復帰後の澤柳政太郎文部次官からの書翰(八)にも書かれているが、文部省は法科大学の改革路線には肯定的であったことが窺われる。しかし、早くも一九〇五年には法科大学より改革の修正を求める意見が表明されているようである。法科大学の意見に対して、評議会は現行制度の実施後まだ日の浅いことを理由に修正意見を却下しており(五)、一方法科大学は評議会が分科大学の決定を否決するのは慣例に反するとして再考を求めている(六)が、この時には結局修正は行われなかった。前述のように、旧制度への復帰は一九〇七年のことであり、規程改正案の理由が評議会で説明されている(七)。

〔文科大学関係〕

「京都帝国大学文科大学の組織に関する卑見」(九)は、のちに文科大学設置とともに教授となる谷本富がまとめた文科大学構想である。研究を主要な目的に据え、演習を重視し、また在学年限を設定しないなど、ドイツの大学の影響を受けたものとなっている。また、創立直後の文科大学については、「文科大学現況」(一〇)と題して松本文三郎学長が高等学校長会議で説明している。

〔医科大学学生決議〕

一九〇八年四月、医科大学は規程を改正し、従来甲乙丙丁で表してきた学生の成績を百点満点で表記することとし、また試験成績も発表することとした。この改正は、第三章でふれる岡田良平総長の改革の一環と考えられるが、これに対して京都医科大学の学生が反対の決議をあげている(一一)。

〔図書館評議会構想〕

「京都帝国大学図書館評議会章按理由(一二)では、大学全体の評議会とは別に図書館評議会を設け、総長の顧問として図書館に関する事項を審議するとして、その組織、任務を詳細に論じている。執筆の年代や、実際に設置された商議会とこの案がどのような関係にあったかの点は不明である。なお、附属図書館に運営の最高機関として商議会が設置されたのは一九〇八年二月のことである(資料編一、七三三頁)。

〔入学者選抜〕

東京帝国大学以外の帝国大学にとって、優秀な高等学校卒業生をいかにして自らの大学に入学させるかということが、特に創立当初には問題となっていたようである。一九〇三年設立の福岡医科大学はとりわけ危機感が強かった様子が史料から窺われる(二三)―(二五)。ただし、この頃実際にどのような分配法にもとづいて学生が各医科大学に入学していたか、ということとは明らかでない。一九一六年一月二日に高田早苗文相より京大宛に、一九〇四年六月八日訓令で制定された医学科志望者配当法を廃止する旨の通知が出されているが、その訓令の内容は記されていない。また、久原躬弦理工科大学教授より木下宛の書翰(二六)―(二七)では、東大の工科大学が「自分の勝手に依り」選抜試験の時期を例年より遅らせたため、京大の理工科大学にも願書の期限を遅らせるよう文相よりの命令があったと記されているが、その中で「動トモスレハ劣等ノ学生ノミ本大学へ集り候」と京大側の不満が述べられている。

敗戦まで京大には正規の学生として女子学生が入学することはなかったが、選科生としては、医学部に一九一九年二人の女性が入学したのが最初とされている(二八)。

〔講演会〕

一九〇八年一月、金曜日特別講演が開始された(一九)。これは、第三章でもふれる岡田総長の德育重視の方針の一環であったが、一九一〇年に開始された講演会(二〇)(二二)は当時の「ユニヴァーシティー、エキステンション」の流れを受け、広く一般市民に大学の学術研究の成果を普及することを目的としているものであり、全学的行事として敗戦直後までほぼ毎年夏に開催された。

〔評議会への諮詢〕

帝国大学令には、評議会の審議事項のひとつとして文部大臣より諮詢を受けた事項があげられている。本巻収録の史料以外にも、一九〇五年には帝国大学特別会計法案・帝国大学特別会計規則案について文部大臣より諮詢を受け、評議会は回答を送付している(総説編、一四八頁)。

一九〇六年には学位令の改正について諮詢を受け、回答を送付している(二二)(二三)。博士会を廃止し、帝国大学に学位授与権を与えるという規定が改正案の大きな特徴だが、このときには実現することはなく、新しい学位令は一九二〇年になって制定された。

一九一〇年代の半ばになると文部大臣の諮問機関である教育調査会でも高等教育制度の改革、具体的には公立大学や単科大学を認めるか否か、といったことが本格的に議論されるようになり、評議会も大学令案について諮詢を受け、その答申につき決議している(二七)。また、この議論に関する山川健次郎東京帝国大学総長、菊池大麓、高田早苗文部大臣らの動向が窺える史料も収録した(二四)～(二六)。

さらに教育調査会のあとを受けた臨時教育会議でも、一九一八年に入ると大学に関する議論が始められた。同じ頃、東京帝国大学では総長の諮詢に応じて制度改革に関する調査委員会が学内に設置されたが、京大でも同様に学内に委員会が設置され、学制問題に関して答申を行っている(二八)。

〔停年制〕

右のような議論にもとづいて、以後種々の改革が実行されるが、そのひとつとして一九三三年三月一三日の

評議会で「在職教授退職ニ関スル申合」が決定され(資料編一、三二五頁)、教授の六〇歳停年制が導入されることになった。これに対して、千賀鶴太郎法学部教授は反対意見を荒木寅三郎総長宛に送付している(二一九)。

〔軍事教練〕

一九二五年、中等以上の学校(大学は申し出のあつた場合)に陸軍将校が配属され、軍事教練が行われることになった。京大においては希望者のみに軍事教練を実施する方針が定められ(三〇)(三一)、希望者は国防研究会を発足させた(三二)。

〔創立記念祝日〕

京大の創立記念日は、当初六月一日とされ(三三)、当日には記念式が開催された(三四)。しかし、この時期が学年末の試験と重なるため、日程変更が上申されたこともある(三五)。その後一九〇五年からは四月一日に、一九二二年からは三月一日に変更され、一九二二年からは再び六月一日というように数回の変遷を経て、現在に至っている。特定の年限を区切つて創立を祝う事業としては、一九〇七年の創立十周年で式典、記念講演、学内開放などが行われ(三六)、創立二十五周年の一九二二年にも式典のみならず、勤続者表彰、記念講演、学内開放、園遊会など種々の記念行事が開催された(三七)。

また、一九二四年からは、創立記念として学友会の主催による「大懇親会」が開催されるようになった(三八)(三九)。これは余興も組み込んだ親睦の場として定着し、翌年からは五月の第三日曜に開催日を移して一九三四年まで行われた。

(西山 伸)

一 設置構想と創立

一 京都大学条例

〔五〇〕
一八九一（明治二十四）年八月

〔表紙〕
「秘書」

九鬼隆一君旧草稿ノ分

京都大学条例

明治廿四年八月

一

京都大学条例

第一条 京都大学ハ 天皇陛下ノ特別保護ノ下ニ立チ法律

上一個人ト均シク權利ヲ有シ義務ヲ負担スルモノトス

第二条 京都大学ハ法科大学医科大学工科大学理科大学文

科大学ノ五大学ヲ以テ構成ス

第三条 京都大学ハ京都大学基本金ノ利子及授業料其他ノ

収入金ヲ以テ維持ス而シテ特ニ 皇室ヨリ下賜セラルル

所ノ保護金ヲ経費ニ充ツルコトヲ得

第四条 京都大学所有ノ土地家屋及其他ノ財産ハ総テ租税

ヲ免除ス

第五条 京都大学ノ歳費ハ特別会計トシ毎年基本金ノ利子

及諸収入金ヲ以テ常額トシ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク

外帝國議會ノ協賛ヲ要セズ但常額ノ外臨時ノ経費ヲ要ス

ルトキハ國務大臣ヲ經由シテ帝國議會ノ協賛ヲ要ス

第六条 京都大学常額歳費ノ剰余金ハ京都大学基本金ノ増

殖ニ充テ大蔵省ニ保管スルモノトス但帝國議會ノ協賛ヲ

得テ臨時費用ニ充ツルコトヲ得

第七条 京都大学所屬ノ土地建造物ハ其固定財産トシ特ニ

帝國議會ノ協賛ヲ経ルニ非ラザレバ之ヲ売与若クハ譲与

スルコトヲ得ズ

第八条 京都大学ノ常額経費及臨時経費並ニ収入及基本金

管理ノ方法ハ特ニ規定シタル者ノ外凡テ會計法ニ拠ルモ

ノトス

第九条 京都大学ハ学士ノ学位ヲ置キ分科大学ノ学科ヲ卒

ヘ定期ノ試験ヲヘタルモノニ之ヲ授与ス

学士ノ学位ヲ得タルモノハ京都大学商議會ノ決定ニ係ル

登録料ヲ京都大学ニ納メ京都大学撰挙人名簿ニ登録ヲ受

ク其登録ヲ受ケタルモノハ京都大学ノ撰挙商議會員ヲ撰

挙スルコトヲ得

第十条 博士ノ学位ハ学士ニシテ京都大学商議會ノ議定シ

タル規則ニ從ヒ試験ニ及第シタル者及學識宏遠ナルニ因リ又ハ教育上特ニ功績アリタルニ因リ京都大學商議會及博士會ノ議決ヲ以テ特ニ推撰シタルモノニ之ヲ授与ス

第十一条 京都大學ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

總裁 一人

總長 一人

商議會員 十六人

書記官 二人

書記

第十二条 總裁ハ京都大學商議會ノ稟請ニ依リ勅命ヲ以テ之ニ任ズ

總長ハ總裁事故アルトキ之ヲ代理シ京都大學ヲ管轄シ渾

テ京都大學ノ事務ハ各事務官ノ長トナリテ之ヲ処理ス

第十四条 京都大學商議會員ハ總裁ヲ以テ議長トナシ大學

總長一人文部大臣代理官一人貴族院議員二人衆議員二人^(マ)

分科大學教授五人ニシテ學士會ヨリ撰挙セラレタルモノ

及ビ博士若クハ分科大學卒業生五人ニシテ學士會ヨリ選

挙セラレタルモノヲ以テ組織ス

第十五条 總長任命商議會員及撰挙商議會員ノ任期ハ之ヲ

四個年トス然レドモ満期ノ時更ニ任命セラレ若クハ再撰

セラル、コトヲ得

第十六条 京都大學商議會ハ左ノ権限ヲ有スルモノトス

一分科大學ノ課程ニ関スル件議定ノ事

二本大學及各分科大學ノ資金分配及消費ニ関スル件議定

ノ事

三本大學基本金ノ処分ニ関スル件議定ノ事

四本大學及各分科大學ノ予算經費決算ニ関スル件議定ノ

事

五授業料及其他學生ノ負擔タルベキ費用ニ関スル件議定

ノ事

六各種ノ財産ノ領得及処分ニ関スル件議定ノ事

七本大學總長及分科大學長ノ職務權限ニ関スル件議定ノ

事

八教授助教授及京都大學ニ屬シタル職員ノ員數俸給及恩

給ニ関スル件議定ノ事

九博士ノ學位ヲ得ント欲スル者ノ試験及京都大學ノ撰挙

商議會員ノ撰挙ニ関スル規則制定ノ事

十本大學教授撰挙認可ノ事

十一學士登録料ニ関スル件議定ノ事

第十七条 京都大學商議會ハ其職務ヲ行フ為時々其會議ヲ

開クベシ其會議ニ関シ必要ノ細則ハ商議會之ヲ制定スル

モノトス

第十八条 京都大学商議會ハ半数以上ノ出席アルニアラサ

レハ會議ヲ開クコトヲ得ズ其議決ヲ要スル事項ハ凡テ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長之ヲ決スルコトヲウ

第十九条 京都大学商議會ノ議決ハ之ヲ録シテ議長及ビ書記官之ニ記名スベシ

第廿条 議長若シ事故アリテ商議會ノ議席ニ列スル能ハサル時ハ上席商議員ニ代理ヲ囑スルコトヲ得

第廿一条 各分科大学ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

長 一人

教授

助教授

助手

書記

第廿二条 前条ニ掲クルモノノ外各分科大学ノ須要ニ從ヒ囑托講師ヲ置クコトヲ得其囑托期限並ニ其俸給手当ハ京都大学商議會ノ定ムル処ニ依ル

第廿三条 各分科大学長ハ商議會ノ撰挙ニ由リ勅命ヲ以テ之ニ任ズ

第廿四条 京都大学教授ノ任命ハ大学参事会ノ推撰ヲ以テ大学商議會ノ認可ヲ得内閣總理大臣ヲ經テ總裁之ヲ上奏ス

ス

第廿五条 京都大学ノ教授ハ其經歷ニヨリ特ニ勅任ニ進ムルコトアルベシ

第廿六条 京都大学書記官ノ任命ハ議長ノ撰挙ヲ以テ内閣總理大臣ヲ經テ總裁之ヲ上奏ス

第廿七条 京都大学助教授ハ大学参事会ノ撰挙ニ由リ總裁之ヲ任命ス

第廿八条 京都大学書記及必用ノ附屬員ハ定員ヲ設ケ議長之ヲ任命ス

第廿九条 各分科大学長ハ京都大学總長ノ命令ノ範圍内ニ於テ主管科大学ノ事務ヲ掌理ス

第卅条 各分科大学書記助手其他必要ノ附屬員ハ定員ヲ設ケ各分科大学長ノ撰挙ヲ以テ議長之ヲ任命ス

第卅一条 京都大学ニ参事会ヲ置キ京都大学總長ヲ以テ會長トナシ各分科大学長各分科大学教授五名ヲ以テ組織ス

第卅二条 教授ヨリ出ツル會員ハ分科大学教授中ヨリ各一名ヲ互撰ス其任期ハ三年トス但再選スルコトヲ得

第卅三条 京都大学参事会ハ左ノ事項ヲ議スルモノトス
 一 本大学ノ規則ヲ創設改正ニ關スルコト
 一 本大学ノ學課程ヲ創設改正ニ關スルコト

一 学位授与ニ關スルコト

一 本大学教授推撰ニ関スルコト

一 本大学助教推挙ノコト

一 歳入出ノ予算調製ニ関スルコト

一 歳入出ノ決算報告調製ニ関スルコト

一 基本財産処分ニ関スルコト

一 学生ノ進退懲罰ニ関スルコト

一 職員ノ定員給料及恩給ニ関スルコト

一 職員ノ職務分科章程ヲ定ムルコト

第卅四条 教授ハ刑法ノ宣告又懲戒ノ処分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ

第卅五条 総裁商議會員参事會員及分科大学長ハ無給トス但参事會員及分科大学長ハ相当ノ手当金ヲ受クルコトヲ得

第卅六条 総長教授書記官助教教授書記助手其他ノ附屬員ハ相当ノ給料ヲ受ルモノトス

第三十七条 総長教授書記官助教教授書記助手其他ノ附屬員ハ相当ノ恩給ヲ受ルモノトス

第卅八条 教授助教教授助手其他ノ職務ヲ兼ヌルトキハ相当ノ手当金ヲ受クルコトヲ得

第卅九条 総長ノ年俸ハ四千円教授年俸ハ千五百円乃至三千円書記官年俸ハ千五百円一人千式百円一人助教年俸

ハ八百円乃至千五百円書記月給ハ十二円乃至六十円トス
第四十条 指命勅任ノ商議會員ハ撰挙商議會員ノ撰挙勅任アルマテ其職ニ就クコトヲ得

第四十一条 分科大学長参事會員教授ノ手当金ニ関シテハ総長ノ具狀ニヨリ商議會之ヲ議決シ助教教授講師助手ノ手当金ニ関シテハ各分科大学長ノ具申ニ依リ参事會之ヲ議決ス

第四十二条 京都大学出版ノ書籍若クハ各学科ニ就キ得ル所ノ標本ハ他ノ書籍若クハ標本ト交換スルコトヲ得但購買シ得ベキ物品ト交換スルコトヲエズ

第四十三条 京都大学出版ノ書籍若クハ各学科ニ就キ得ル所ノ標本ハ之ヲ贈与シ又ハ販売ノ場合ニ於テハ其實費ヲ控除シタル余分ヲ以テ收入トス但各分科大学ハ之ニ屬スル事業ニシテ専ラ收入ヲ以テ直チニ經費ニ支弁スルモノハ特ニ種類ヲ定メテ大学商議會ノ協賛ヲウベシ

二 関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議按

一八九二(明治二五)年二月二十四日

〔六四〕

関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議按

我帝国内ニ唯一ノ帝国大学ヲ東京ニ置キ頗ル完全ナルカ如

シト雖モ情ラ其實況ヲ觀察スルニ他ニ競争者ナキカ為メ其
教員タル者斬新ノ學理ヲ發見スルノ傾キ知ラス識ラス退却
シ大学ノ大目的タル學理ノ蘊奧ヲ發見シ我帝國ノ光ヲ外国
ニ輝カスコト能ハス從テ其教員ノ學術漸々退歩ニ傾キ之カ
教育ヲ受クル処ノ生徒ノ學業進歩上ニ不容易ナル關係ヲ起
シ其結果トシテ卒業生ノ學力薄弱ナル可キハ數ノ免レサル
処ナリ又他ニ之カ競争者タル大学ナキカ為學生ハ學問ノ講
究上知ラス識ラス怠慢ニ傾キ其極學士ノ称号ヲ帶ヒサル者
ヨリモ劣等ナル情況ニ陥ルヘキハ數ノ免レサル処ナリ故ニ
東京帝國大学ノ外更ニ関西ニ一ノ大学ヲ設立スルハ教育上
最須要ナルコト、信スルナリ然リ而シテ其經費ノ如キハ彼
ノ不必用ナル三四ノ官立学校ヲ廃シ其金額ヲ以テ之ニ充レ
ハ其維持費ニ於ケル定額ノ如キハ綽々トシテ余裕アリ即チ
別冊ニ掲クル如ク僅々總額貳拾万円ニ過キス因テ此段及建
議候也

右衆議院規則第八十六条ニ依リ提出候也

明治二十五年十二月二十四日

提出者

長谷川泰外一名

賛成者

丹後直平外三十名

関西帝國大学予算案

大学本部

名称 人員 俸額 備

総長 分科大学長ヨリ兼任

書記官 一人 六〇〇 六〇〇 一人

書記 三人 六〇〇 六〇〇 一人

會計官 七 二、三〇〇 六、六〇〇 一人

圖書館官吏 五 一、六〇〇 五、〇〇〇 一人

植物園官吏 二 五〇〇 一、〇〇〇 一人

雇人 一八 一、二六六 二、五三二 一人

旅費 二〇〇 門衛 六人

校費 六、三五六 小使 十二人

修繕費 七、八四四

合計 二、三八〇

法科大学

名称 人員 俸給 備

考

考

考

校旅雇書助教

名称	人員	俸額	備	考
合	計	三、四、六、四八		
名	稱	人員	俸額	
教	授	人	勅任教授 (但シ医科大 學長兼任)	二、三、四、一八
助	授	二、四、〇〇	奏任教授 (千二百 千二百)	一八
師	二、八、四〇〇	四、二、四〇	二、八	六、四〇
手	三、七、九〇	六、四〇	六、八	三、四〇
記	八、一、九〇〇	三、四〇	二、八	二、四〇
員	八、一、四〇〇	四、二、四〇	一、八	二、四〇
人	元、三、〇〇	玄関番	六、八	字生、三八
費	一、一、〇〇	小使	二、八	
費	三、五、三			
合	計	九、七、九、七		
文	科	大學		
名	稱	人員	俸額	備
考				

教 授	三人	勅任教授 (但シ文科大)	三千四百一十八圓
	二、四〇〇	奏任教授 (學長兼任)	六十八圓
教 師	二、七、三〇〇		八圓
助 教	二、一、二〇〇	七圓	一圓
書 記	二、四四四	三圓	一圓
雇 人	四、二八八	小使	四百四十圓
旅 費	一、三〇〇		
校 費	三、一六八		
合 計	三、三六、〇〇〇		
總 計	三、三六、〇〇〇		

三 建 議

一八九四(明治二七)年四月八日
〔五〇〕

建 議

京都大学校設立ノ企望ヲ本会ヨリ文部大臣ヘ建議スルノ議
説明

東京ハ穀(マ)ノ下英俊才士ノ淵藪ニシテ固ヨリ大学ナカル
ヘカラス然リト雖モ古ヨリ關東關西自カラ徑庭アリ況ン
ヤ四千万余ノ同胞子弟ヲ教育スルニ唯一ノ大学ヲ以テセ

ント欲スルハ国家教育上最モ遺憾トスル所ナリ且社会事
物ノ進歩ハ常ニ各人競争ノ結果ニ歸ス而シテ各人競争ノ
原因ハ彼此対立ノ地位ニ置クニ在リ故ニ今日新ニ大学ヲ
京都ニ設置シ以テ東京ニ対峙セシメ而シテ關東關西互ニ
相磨励セシムルトキハ學術普及スルノミナラス智識競進
ノ念是ヨリ益々切ナラントス是レ大学ノ増設ヲ要スル所
以ナリ

發議者 上野弥一郎

廿七年四月八日

四 清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシ

テ交付セラレンコトヲ請フノ議

〔五二〕
(一八九五(明治二八)年)

清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金ト

シテ交付セラレンコトヲ請フノ議

清国トノ交戦能ク其目的ヲ達シ帝国ノ光榮ト威嚴トヲ四表
ニ發揚シ以テ平和ノ局ヲ結フニ至ルト雖モ国家大計ノ前途
ハ尚遼遠ニシテ列國ノ間ニ立チ益々帝國ノ位置ヲシテ上進
セシメント欲スルニハ国力ノ充實及國權ノ伸張ヲ謀ルコト
ヲ怠ルヘカラス

国力ヲ充實シ國權ヲ伸張スルノ要素一ニシテ足ラスト雖モ要スルニ學術技芸ノ發達進歩ニ基因セスンバアラス故ニ其源泉タル最高教育ノ施設ヲ完美ナラシムルハ刻下ノ急務タリ是レ列國各最高教育ノ為メニ巨万ノ財ヲ費シテ之ヲ吝マス他國ニ一步ヲ讓ラサランコトヲ期スル所以ナリ

願ルニ我帝國最高教育ノ府ハ東京ニ惟一ノ帝國大學アルノミ之ヲ列國ノ施設ニ比スルニ啻ニ霄壤ノ差アルノミナラス帝國自他ノ設備ニ比スルモ尚遙ニ相後レタルヲ信ス而シテ一方ニ於テハ國運ノ上進ニ伴ヒ法学ニ医学ニ工学ニ学士ノ需要日一日ヨリ急ナルト同時ニ少年子弟ノ大學ニ入ラント欲スル者続々増加シ惟一ノ大學ハ其多數ノ學生ヲ教養スルコト能ハサラントス其實況ヲ述ヘンニ各高等中學校ヨリ帝國大學ニ入學シタル學生ノ數ハ明治二十一年ニ於テハ六百五十一人ナリシモ爾來逐年増加シテ二十七年ニ於テハ三百四十一人トナリ本年ニ於テハ四百四十八人二十九人ニ於テハ六百十八人三十年ニ於テハ八百六十人ノ入學者アルヘキ見込ナリ而シテ各地尋常中學校ノ數ハ明治二十五年ニ於テハ五十七校ナリシモ二十七年末ニ於テハ七十八校トナリ客年以來一県ニ一校若クハ二三校ノ増設ヲ為スノ計畫アリテ本年ニ在テ已ニ創立ヲ認可シタルモノ十五校アリ本年末ニ至ラハ其總數遙ニ二百校以上ニ出ツヘシ從テ尋常中學校ヨリ高

等學校大學予科ニ進入スル生徒ハ數年ナラスシテ數倍ノ多キニ至ルヘク其結果トシテ大學ニ進入スル者モ亦同ク數倍ノ増加ヲ見ルヘシ到底一大學ニ於テ之ヲ收容シ得ヘカラス今日ニ於テ早ク一大學ヲ増設スルノ計ヲ為スニアラサレハ他日學業大成ノ望アル多數ノ少年ヲシテ其方向ニ迷ハシメントス學政ノ責ニ當ル者予メ此ニ注意セサルヘカラス依テ京都第三高等學校ヲ擴張シテ京都帝國大學ト為シ法医工文理ノ五分科大學ヲ置クモノトシ漸次各分科大學ノ設備ヲ整ヘ以テ東京ノ帝國大學ト對立セシメ関西最高教育ノ府ニ充テントス其創立費ノ如キハ已ニ二十九年年度概算書ニ計上シタリ

講和條約ニ基キ清國ヨリ收得スヘキ賠償金ハ開戰以來軍費頗ル多クシテ之ヲ補填ヲ要スヘク又直接國防上等必須ノ費途アルヘシト雖モ其幾分ヲ割テ國力培養ノ資ニ充用スルハ其當ヲ得タルモノナリト信ス

大學ノ事業ハ其性質上一時歲計ノ都合ニ依リ消長スヘキモノニアラサレハ別ニ固定ノ財源ヲ構成シ專ラ其收入ヲ以テ支出ニ充テ特別ノ經濟ヲ立テシムルヲ要ス故ニ歐米諸國ノ大學ハ相當ノ基本金ヲ有シ經濟ノ獨立ヲ為スモノ多シ帝國政府ニ於テモ明治二十三年官立學校及圖書館會計法ヲ發布セラレ資金ヲ蓄積シ獨立ノ經濟ヲ立ツルノ地ヲ為スト雖モ

毎年資金ニ編入スル金額ハ僅少ニシテ別ニ一大基本金ノ交付ヲ仰クニアラサレハ該法律ノ旨趣ヲ徹底スルコト難シ而シテ基本金ノ交付ニ関シテハ前任大臣ヨリ明治廿四年五月及廿五年七月ヲ以テ閣議ニ提出シタル如ク夙ニ其必要ヲ認メタリ依テ此際清国賠償金ノ内ヨリ千八百七拾五万円ヲ大学資金ニ充ツルモノトナシ數年間ヲ期シテ之ヲ交付セラレ東京ノ帝国大学并ニ今回創設スヘキ京都帝国大学ヲシテ其資金ノ収入及授業料等ヲ以テ經常費ヲ支弁セシメ毎年政府ノ支出金ヲ仰カサラシメント欲ス此クノ如クナルトキハ一大学ヲ増設シ且ツ兩大学ヲシテ其本然ノ性質ヲ具有セシメ且ツ国力ノ基本タル最高教育ノ施設ヲシテ一層完良ナラシムルコトヲ得又一方ニ於テハ年々大学經常費ノ支出ヲ要セサルカ為メ将来國庫ノ歳出ヲ減スルコトヲ得ヘシ

今ヤ國家百年ノ大計ヲ慮ルニ国力ノ基本ヲ培養センカ為メ一大学ヲ増設シ且大学資金ヲ構成スルハ刻下ノ急務タルコト多言ヲ要セサルヲ以テ前述ノ如ク賠償金ノ内千八百七拾五万円ヲ大学資金ニ充テンコト切望ノ至ニ堪ヘス

右閣議ヲ請フ

(伊藤博文)
内閣総理大臣

(西園寺公望)
文部大臣

追テ大学資金処理方案及京都帝国大学創立計画案ヲ添付ス但実施ニ当テハ多少此計画ヲ斟酌スルコトヲ要スヘシ

五 京都帝国大学の設置について*

(五二)
〔二八九五(明治二八)年〕

秘

一近年各高等学校大学予科生徒ノ數大ニ増加シ大学ニ進入スル者本年ハ四百四十人ナリシモ来一十九年ニハ六百十八人三十年ニハ八百六十人トナルヘシ又客年以來各府県ニ於テ概ネ尋常中学校一校又ハ二校以上ヲ増設スルノ計画アルヲ以テ四五年ノ後ニ於テハ大学予科ニ進入セントスル者數倍ノ多キヲ見ルヘク從テ大学予科ヨリ大学ニ進入スル者逐年愈増加シ東京ニ在ル唯一ノ帝国大学ニ於テハ其大半ヲ拒絶スルノ止ムヲ得サルニ至ルヘシ加之一方ニ於テハ尋常中学校ノ卒業生ニシテ大学予科ニ入ラント欲スルモ四個ノ高等学校ニ於テハ到底之ヲ容ル、コト能ハス之カ為メ有為ノ少年ニシテ空ク志ヲ抱テ學業ヲ廃絶シ其方向ニ迷フ者多カラントス是レ實ニ當局者ノ痛慮スル所ナリ

方今学事ノ發達ハ前述ノ如クナルヲ以テ文部省ニ於テハ京都ニ京都帝国大学ヲ創設スルノ時機熟スルヲ知り事情ノ許ス限り成ルヘク速ニ其事ヲ実行セントスルト同時ニ

第三地方部ニ大学予科ヲ設置スルノ必要アルヲ認ム而シテ京都帝国大学ヲ創設スルニ方テハ第三高等学校ノ法学部及工学部ヲ廃止シ其土地建物ヲ新大学ニ引継カシメ尚増築ヲ為スヘキニ付大学予科ヲ新大学ノ構内ニ設置セントスルモ土地狹隘ナルノミナラス管理上其併置ヲ避クヘキヲ以テ更ニ土地ヲ他ニ求メサルヘカラス依テ京都市内ニ於テ公有ノ土地アリテ之カ寄附ヲ受クルコトヲ得ハ最幸ナリトス若シ不幸ニシテ京都市内ニ相当ノ地ナキトキハ他ノ地方ニ於テ大学予科設置ノ地ヲ捜査セサルヘカラスサルニ至ラントス

ニ京都ニ京都帝国大学ヲ創設スルニ就テハ医科大学ヲ京都若クハ大阪ニ新設スヘキニ付該府ニ於テ従来設置セル府立病院及之ニ属スル教室等其他土地及資金ヲ挙ケテ之ヲ政府ニ寄附スルトキハ政府ニ於テハ之ニ要スル設備ヲ整頓シ医科大学トナシ其病院ニハ学用患者ニ百名及私費患者百五十名ヲ入院セシメ且外来患者ヲ診察セシムヘシ而シテ府民ノ施療等ニ就テハ府立病院ト同一ノ目的ヲ達セシムヘシ

右兩件ハ当該地方長官ニ内意ヲ移シ速ニ其計画ヲ予定スルヲ要ス

六 京都帝国大学創立案*

〔五二〕

秘⁽¹⁾

一 将来設置スヘキ大学ノ数

一⁽²⁾ 京都大学入学ノ程度

一 京都ニ医科大学ヲ新設スル要否 岡山ヲ廢シ大阪又ハ京都ニ新設

一 京都大学ニ設置スル分科大学ノ種類及其学科 法工医文理

一 分科大学ヲ設置スル順序 法工文医理

一 第三地方ニ大学予科ヲ新設スルノ必要アリヤ ⁽³⁾

京都帝国大学創設計画案

一 京都ニ帝国大学ヲ置キ第三高等学校ノ土地建物ヲ以テ之ニ充ツヘラ更メテ京都帝国大学トナス

一 京都帝国大学ハ法科大学医科大学理工科大学文科大學及大學院^{〔理科大學及予備科〕}ヲ以テ構成シ^{〔スルモノトシ〕}

漸次ニ之ヲ《分科大学ヲ》設置スルモノトス《シ其完成ヲ期ス但医科大学ハ岡山ニ置ク》

一各分科大学講座ノ数ハ別表甲号ニ掲記ス

一中央部各分科大学及予備科職員ハ別表乙号予算表ニ掲記ス

一大学全体ヲ通シ経費年額ハ概算貳拾九万四千七百貳拾五円ナリ此内五万四千六百三拾五円ハ授業料其他ノ収入金アリトシテ之ヲ扣除スルトキハ更ニ資金利子ノ収入ヲ要スル額ハ貳拾四万九拾円トナル

但授業料其他ノ収入金ハ設立ノ初年ヨリ予定ノ額ヲ実収スルコト能ハサルヘシト雖モ教授其他職員モ初年ヨリ其予定数ヲ充タサザルヘク随テ経費モ亦予算ノ金額ヲ要セサルヘキニ付結局更ニ資金ノ利子収入ヲ要スル額ハ貳拾五万円以内ニ止ルヘシ

一資金ヲ構成シ毎年度貳拾五万円ノ利子収入ヲ得ルトキハ明治二十九年年度ニ於テ要求シタル政府支出金ノ額即チ六万六千三百余円ハ毎年国庫ニ於テ其支出ヲ減スヘシ

一各分科大学ノ学期ハ三学年トナシ医科大学ハ特ニ四学年トス予備科ハ三学年トス

一各分科大学々生ハ法科三百人医科四百人工科三百人文科二百人理科二百人合計千四百人并予備科七百五十人ノ見

込ヲ以テ授業料収入等ノ計算ヲ為シタリ

一寄宿舎ハ建増ヲ為サス当分現在ノ建物ヲ使用スヘシ

一医院学用患者ハ一日平均貳百人ノ計算ヲ為シタリ

一大学ノ創設ニ就キ校舎ノ建増及机卓子類ノ新調ニ要スル費用ハ合計貳拾万円ノ概算ニシテ別紙丙号ニ掲記ス《建増ヲ要スルモノハ工科大学ノ造船学教室造家学教室電気工学教室理科大学ノ化学教室動植物学教室及物理学教室并ニ各分科ヲ通シタル図書館予備科教室、医科諸教室ニシテ法科文科ノ両大学全体及理科大学ノ一部ハ現在ノ建物ヲ充用スヘシ医科ハ現在ノ建物ヲモ充用スルハ勿論トス》

一創設ニ際シ學術用器械及圖書ノ購入費用ハ別ニ予算セスト雖モ初年ニ於テ授業ハ九月ヨリ開始スルモノトナストキハ會計年度ノ初メ四月ヨリ八月マテノ經常費月割額ノ内ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ヘシ

本案ニハ別紙甲号講座ノ数乙号經常費予算及丙号創設費予算ヲ添付ス

甲号

京都帝国大学各分科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数

法科大学

第2章 創立と諸制度の整備

憲法、国法学

井上密

一《一》講座

内科学

三《一》講座内一人
外国人

民法

岡松参太郎

三《二》講座

産科学、婦人科学

一講座

商法

高根義人

一講座

小兒科学

一講座

民事訴訟法

一講座兼担又ハ
囑託

外科学

三《二》講座内一人
外国人

刑法、刑事訴訟法

岡田朝太郎

一講座

眼科学

一講座

経済学、財政学

二講座

皮膚病学、微毒学

一講座兼又ハ囑託

《統計学》

《一講座兼担又ハ
囑託

精神病学

一講座

《政治学、政治史》

《一講座》

卫生学

一講座

行政法

一講座《兼又ハ囑託

法医学

一講座兼囑託

国际法

中村進午 高橋作衛

一講座

《薬学》

《一講座》

《法制史、比較法制史》

《一講座兼又ハ囑託

工科大学⁽⁵⁾

羅馬法

一講座兼囑託

土木工学

三講座《内一人
外国人》

《法律》

《一講座外国人》

機械工学

二講座外国人

法理学

一講座兼又ハ囑託

《造船学》

《一講座》

医科大学

二《二》講座

電気工学

二《一》講座

解剖学

大澤岳太郎

《造家学》

《一講座》

生理学

一講座

材料及構造強弱学

一講座

病理学、病理解剖学

藤

一講座

《応用化学》

《一講座》

薬物学

一講座

採鉱学、冶金学

三《二》講座

文科大学⁽⁶⁾

乙号

国語学、国文学、国史
漢学、《支那語学》
《史学、地理学》、歴史学
哲学、哲学史
心理学、倫理学、論理学、教育学
社会学
《教育学》
《外国語学、外国文学》
理科大学
数学
応用数学
星学
物理学
化学
《動物学》
《植物学》
地質学、《古生物学》、鉱物学

二講座
一《一》講座
三《二》講座 外国人
二講座
二《一》講座 外国人
一講座 兼又嘱
《一講座》
《二講座 外国人》
二講座
一講座 兼又ハ嘱
一講座
二講座《内一人》
三《二》講座 内一人 外国人
《一講座》
《一講座》
一《二》講座

京都帝国大学予算				京都帝国大学予算			
学 長	名 称	人員	子 算	中央部			
				事務所 包含ス	寄宿舎、 図書館、 植物園ヲ	備 考	備 考
	法科大学						
	合計		三、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
	修繕費						各分科大学及予備科ヲ包含ス但医科大学ヲ除ク
	旅費						
	備人						
	雇員						平均年額百貳拾円各部之人寄宿舍一人図書館一人
	書記						平均年額三百円各部之人寄宿舍三人會計六書館三人植物園一人
	書記官						
	総長						
	名 称						

第2章 創立と諸制度の整備

京都帝国大学予算						医科大学		但岡山ニ設置	
書記	助手	助教授	外国教師	教授	学長	名称	人員	予算	備考
六	二三	六	二	二四					
一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇					
庶務二人会計四人	平均年額四百貳拾円理科大学之二同シ		平均月俸三百五拾円	但講座兼担若クハ嘱託ヲ要セス					

助教	教授	書記	外国教師	書記	雇員	備人	庁費	合計
	二	一	二	一	一	六		
	一、〇〇〇、〇〇〇	五、七二七	六〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五九七	
	本俸職務俸共平均年額千六百円但外ニ講座兼担若クハ嘱託五人此平均年額三千二百円但平均額各分科大学之二同シ	月俸五《四》百元及貨幣價格差増但貨幣價格差増ハ以下總テ算入ス	庶務一人会計一人					

京都帝国大学予算						工科大学		備考	
学長	教授	外国教師	助教授	助手	書記	雇員	備人	予算	備考
	二	一	二	五	二	二			
一七六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、七二七	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇			

雇員	備人	旅費	修繕費	庁費	患者費	合計
二	二					
二四〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	六、九七〇、〇〇〇
庶務一人会計一人					学用患者一日平均貳百人一人ニ付四拾錢	

京都帝國大學予算				文科大學			
名 稱	人 員	予 算	備 考	名 稱	人 員	予 算	備 考
學 長				學 長			
教 授	九	一四七〇〇〇〇〇		教 授	九	一四七〇〇〇〇〇	講座兼担若クハ囑託一人
外國教師	二	一二五三 四四	平均月俸四百円	外國教師	二	八四〇〇〇〇〇〇	平均月俸三百五拾円
助 教	二	一、〇〇〇〇〇〇		助 教	二	一、〇〇〇〇〇〇	
書 記	二	六〇〇〇〇〇〇〇	庶務一人會計一人	書 記	二	六〇〇〇〇〇〇〇	
雇 員	一	一三〇〇〇〇〇〇		雇 員	一	一三〇〇〇〇〇〇	
備 人	六	四八〇〇〇〇〇		備 人	六	四八〇〇〇〇〇	
庁 費		三、〇〇〇〇〇〇〇		庁 費		三、〇〇〇〇〇〇〇	
合 計		二八、四八 〇〇〇〇〇〇		合 計		二八、四八 〇〇〇〇〇〇	

旅	傭	雇	書	助	外国	教	名
費	人	員	記	教	教師	授	稱
	七	二	二	五	二	二	人員
					《三、六〇〇〇》	九、六〇〇〇	予
1100,000	511,000	1120,000	600,000	2,100,000	《三、六〇〇〇》	〇〇〇	算
				平均年額四百式拾円	平均月俸二百《百五拾》円	平均年額八百円外ニ大学ヨリ無俸ニテ兼勤八人	備考

京都帝国大学予算

九月三十日癸案

⑦

第2章 創立と諸制度の整備

京都帝国大学予算表																		
名称	中央部		法科大学		医科大学		工科大学		文科大学		理科大学		合計		予備科		通計	
	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算		
總長	一	一三、五〇〇円												一	一三、五〇〇円		一	一三、五〇〇円
書記官	一	一、〇〇〇												一	一、〇〇〇		一	一、〇〇〇
教授																	五	六、一〇〇
外国教師																	九	一〇、二〇〇
助教授																	五	九、〇〇〇
助手																	三	八、〇〇〇
書記	一	四、〇〇〇	二	六、〇〇〇	六	一、二〇〇	三	五、〇〇〇	二	一、〇〇〇	四	一、六〇〇	三	二、八〇〇	二	六、〇〇〇	三	九、〇〇〇
雇員	六	一〇、五〇〇	一	二、〇〇〇	二	四、〇〇〇	二	四、〇〇〇	二	四、〇〇〇	二	四、〇〇〇	三	九、〇〇〇	二	六、〇〇〇	一	一、〇〇〇
旅費																	二	九、三八六
修繕費																		六、七〇〇
庁費																		六、七〇〇
患者費																		六、〇〇〇
合計	五	一七、三〇〇	三	二六、五〇〇	五	二六、九〇〇	七	三六、九四八	三	三六、四八八	四	四四、三三三	二	四四、三三三	三	三三、二〇〇	二	三三、二〇〇

(8)

合 計	庁 費
二 〇 三 一 〇〇〇	三 五 〇 〇〇

京都帝国大学歳入予算表

科目	金額	備考
政府支出金	二〇〇,二五〇円	
本科授業料	三三,〇〇〇	在学生法科三百人医科四百人工科三百人文科二百人理科二百人計千四百人一人一箇年式拾五円
予科授業料	一五,〇〇〇	在学生七百五十人一人一ヶ年式拾円
入学料	二,二〇〇	法科百人医科百人工科百人文科六十六人理科六十六人計四百三十二人一人二付五円
予科試験料	一三五	入学志願者二百五十人ノ見込一人二付五拾錢
寄宿料	一,〇〇〇	入舎生式百人ノ見込一人一ヶ年五円
雑収入	一五,〇〇〇	
医院収入	一,二〇〇	手術料点眼科
合計	三〇四,八五〇	

備考

一事務ハ庶務、会計、營繕ハ成ルヘク中央部ニ統一シ特殊ノ物品購買若クハ予算決算ノ差引ノミ各部ニ於テ取扱フモノトス
 但臨時建築等ノ事務ハ文部省ニ於テ取扱フモノトス
 一構内取締ノ事務ハ都テ中央部ニ統一スルモノトス
 一外国教師ニ要スル家屋ハ建築シテ貸付スルカ経常費内ヲ以テ借家料ヲ支弁スヘシ

一外国教師ノ来航、帰国旅費ハ本表ノ外ナリ但繰合セ支弁スヘシ

一傭外国人月俸ニ要スル貨幣價格差増ハ銀貨壹円ニ付英貨三志以下ニ騰貴スルトキハ月俸半額ニ対シ價格差増ヲ給付スルモノトシ式志壹片八分ノ五ヲ以テ積算ス

一用途指定費アルノ外ハ学生ニ学資ヲ給貸セス

一医科大学医院ノ制度ハ専ラ学用患者ヲ置クモノトス

一手術料、点眼科等ハ納付セシムルモノトス

丙号

京都帝国大学創設費予算

一金式拾万円 創設費

内

金拾七万円

新営費

金參万円

器具器械費

但二箇年度ノ継続費トス其年度区分左ノ如シ

金五万円

明治二十九年

金拾五万円

明治三十年

〔注〕(1)欄外に「廿六日木曜午前九時開会」との異筆書き込み

(朱)あり。

(2)欄外に「月曜日三十日」との異筆書き込みあり。

(3)欄外に「工理ヲ分割セス理工科大学トス 大坂ニ医科

大学ト高等学校ノ農学科及仙台農学校大坂商学校ヲ
設」との異筆書き込みあり。

(4) 欄外に「抹殺ハ私見」との異筆書き込みあり。

(5) 欄外に「電気 工学 造船 造家」との異筆書き込み
あり。

(6) 欄外に「文科ハ暫ク置カス」との異筆書き込みあり。

(7) この部分朱筆。

(8) この表全体に朱筆で「X」とあり。

七 京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案

〔六四〕

(表紙)
「秘」

京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案⁽¹⁾

目録

一 議決要項

一 将来設置スヘキ大学ノ数

一 京都帝国大学入学ノ程度

一 京都ニ医科大学ヲ新設スル要否

一 京都帝国大学ニ設置スル分科大学ノ種類及其学科

一分科大学ヲ設置スル順序

一 第三地方部ニ大学予科ヲ新設スルノ必要アリヤ

一 京都帝国大学創立計画案ニ就キテ

一 京都帝国大学創設計画案

一 計画案

一 各分科大学ニ於ケル学科并講座ノ種類及其数(甲号)

一 予算(乙号)

一 各分科大学予算表 附職員

一 一部局区分予算一覧表

一 歳入予算表

一 医院予算表

一 予算備考

一 創設費予算(丙号) 附新宮費等内訳

一 第三高等学校処分方案(丁号)

議決要項

一 将来設置スヘキ大学ノ数

将来帝国内ニ設置スヘキ大学(帝国大学ノ如キ高等ナルモノ、意義ヲ以テ云フ)ノ数ハ予
メ之ヲ定メントスルモ唯想像的計画ニ過キサルヘシ要スル
ニ大学ノ数ハ人口ノ増殖普通教育ノ発達人民生産力ノ増進

等社会一般ノ進運ニ伴ヒ實際ノ必要ニ臨ミテ之ヲ定メテ可ナリ而シテ近年ニ至リ一般教育ノ進歩ト共ニ中等以上ノ教育ヲ受ケント欲スル者亦著ルシク其数ヲ増加シ来リ去明治廿五年ニハ全国尋常中学校ノ数五十七校ニ過キサリシモ昨年ニ至テ七十八校トナレリ高等学校大学予科生ニシテ年々卒業スヘキ者ノ数ハ本年ニ在テハ四百四十八名ナルモ来年ハ六百十八名ニ増シ其翌年ニハ八百六十名ニ増加スヘキ割合ニシテ尚本年一年ニ増加セントスルノ景況ナリ然ルニ帝國大学ニ於テ今後入学セシムルコトヲ得ヘキ人員ハ各分科大学ニ通シテ毎年七百七名ニ過キス入学志望者ノ数ハ大学ノ準備ニ超過スルニ至ルヘキハ甚タ明瞭ナリ況ンヤ或ル学科ハ志望者殊ニ多クシテ已ニ満員ニ達セリ故ニ今日ニ在テハ現實ノ必要上差向一個ノ大学ヲ増設シ以テ急需ニ応スルノ準備ヲナスコト極メテ緊要ナリ

現在ノ高等学校ハ今後尋常中学校ノ卒業生年々逐フテ大ニ増加スヘキカ故ニ此卒業生ノ一部ヲ直ニ入学セシメ別ニ此種ノ程度ニ於テ専門ノ学科ヲ修メシムルコト亦頗ル目下ノ国情ニ適切ナルヲ以テ大学増設ノ為メニ之ヲ廃止セサルハ勿論漸次必要ニ応シテ各高等学校ニ専門ノ学科ヲ新設シ大學ト共ニ併セテ之カ整備ヲ計ランコトヲ要ス

京都ニ大学ヲ新設スル上ハ第三高等学校ノ法科工科ハ從來

ノ如ク之ヲ存置スヘキヤ否ヤニ関シ該科ハ大学ノ教育ト其程度目的ヲ異ニスルヲ以テ大学ト共ニ存置スヘシトノ説アリシモ京都ニ新設スヘキ大学ハ今日ヨリ直ニ授業ノ開始ヲ為スモノニアラサレハ尚ホ引続キ高等学校ノ教育ヲ施スニ妨ケナク其内他ノ高等学校ヲ拡張シ必要ノ専門学科ヲ増置スルニ於テハ新大学ノ成立ト同時ニ該専門科ノ教授ヲ停止スルモ實際ニ於テハ之ヲ他ノ高等学校ニ移シタルト同一ノ結果トナルヲ以テ京都ニハ存置スルヲ要セス

一 京都帝國大学入学ノ程度

入学ノ程度ハ現帝國大学入学ノ程度ト同様省令ヲ以テ規定シタル高等学校大学予科卒業ノ学力ヲ以テ程度トシ又必要ナル場合ニ於テハ入学試験ヲ施行シ依リテ以テ入学者ヲ撰定スルコト、スヘシ

一 京都ニ医科大学ヲ新設スルノ要否

現在岡山ノ医学部ハ第一問議決ノ旨趣ニ依リ從來ノ通存置スルヲ可トス而シテ岡山ハ医科大学ヲ置クニ適當ノ地ニアラサルヲ以テ之ヲ京都又ハ大阪ニ新設スルヲ要ス但其位置ニ関シテハ之ヲ大阪ニ置クヲ以テ學術実験上等ニ便益アリトノ説多シ尚ホ此問題ニ関シテハ専門家ノ意見ヲモ徴シタル上確定アランコトヲ望ム

一 京都帝國大学ニ設置スル分科大学ノ種類及其学科

分科大学ノ種類ハ法科大学医科大学文科大学及理工科大学ノ四分科大学トスヘシ茲ニ理科ト工科トヲ合セテ理工科大学トシタル理由ハ理工ノ二科ニ属スヘキ学科中大ニ設置ノ緩急ヲ異ニスルモノアリテ其最モ急設ヲ要スル科目ノミヲ選フトキハ現在ノ帝国大学ニ比シテ著ルシク其学科数ヲ減少スヘク且数学物理学化学ノ如キハ理工ノ二科ニ之ヲ共通スルトキハ教授上強テ差支ヲ見サルノミナラス經濟上ノ利益ヲ得ル勢カラサレハナリ

各分科大学ニ設置スヘキ学科ハ講座ノ部ニ掲記ス

一分科大学ヲ設置スルノ順序

分科大学ヲ設置スルノ順序ハ目下専門学士ノ需要多クシテ入学ノ学生モ亦從テ多ク東京ノ帝国大学ニ於テ学生ノ充溢スル分科ヲ先トナシ之ヲ左ノ如ク定ルヲ適當ト認ム

法科大学 理工科大学 医科大学 文科大学

一 第三地方部ニ大学予科ヲ新設スルノ必要アリヤ

高等中学校改革ノ際第三高等学校ニ大学予科ヲ置カサリシハ經費不足ノ爲メ止ムヲ得サルニ出テタルコトニシテ今日ニ在テハ既ニ大学ヲ新設スルノ目的ヲ定メ且全国尋常中学校ノ数モ著ルシク増加シ来リ殊ニ第三地方部ハ其区域宏闊ニシテ尋常中学校ノ卒業生モ比較的二多キニ拘ラス大学予科ノ設ナキヲ以テ不便ヲ蒙ル者少ラス仍テ該地方部内ニ大

学予科ヲ新設スルノ必要アリト認ム

第三地方部ニ於ケル大学予科ノ位置ニ関シテハ京都岡山山口広島等ノ諸説出テタリト雖モ多数ハ京都岡山ノ一ヲ選フニ在リ而シテ風俗ノ善惡等ハ兩地大ニ差異ナキモノトシテ其主重ナル得失ノ点ヲ比較スルニ岡山ハ第三地方部ノ殆ト中央ニ位スルト現ニ医学部ノ所在地ナルヲ以テ之ト大学予科ヲ併置シテ第三高等学校ヲ構成スルニ於テハ當ニ管理上ノ便アルノミナラス經濟上勢カラサル利益トナルヘキモ唯学校ノ敷地トシテ相当ノ土地ヲ得難キコト該地ノ最モ弱点トスル所ナリ然ルニ京都ハ医学部ト隔絶シ且稍一方ニ偏スルノ短所ナキニアラスト雖モ学校ヲ組織スル全体ノ便宜上其他衛生上等ヨリ觀察スルトキハ其利岡山ノ比ニアラサルノミナラス目下学校ノ敷地トシテ最モ適當ナル土地ヲ得ラルヘキ見込アルヲ以テ多数ハ寧ろ京都ヲ選フノ意見ナリ

一 京都帝国大学創設計画案ニ就キテ

第三高等学校ハ大学予科ト医学部トヲ置キテ尚ホ存置スルコトニ決シ京都ニ京都帝国大学ヲ置キ第三高等学校現在ノ土地建物ヲ以テ之ニ充ツルニ付第三高等学校ノ処分方ハ別ニ之ヲ定ムルコト、ナセリ

分科大学ノ数ハ前記ノ如ク四分科大学トナシ大学院ハ特別

ノ費用ヲ要スルコトナク且裨益夥カラサルニ由リ新設大学
一モ之ヲ設クルヲ可トス

文科大学ノ歴史科ハ現在文科大学ニ国史科ト史学科トノ設
ケアレトモ新大学ニハ右ノ二科ヲ総括シテ之ヲ歴史科トナ
シタリ

理工科ノ博物ニ属スル諸科ハ志望ノ学生寡キ見込ナルニ由
リ多数ヲ以テ置カサルコトニ決ス但濱尾委員ハ既ニ理科ト
称シテ独リ解説的学科ノミヲ存シ學問ノ基礎トナルヘキ記
述的学科ヲ置カサルハ學術奨励ノ權衡ヲ得サルヲ以テ志望
者ノ多少ニ関セス動植物及地質鉱物学科ニ限り特ニ其設置
ヲ必要トスルノ意見ナリ

理工科ノ化学科ハ理科ノ化学科ト工科ノ応用化学科トヲ合
併シテ一学科トナシタリ

前掲ノ諸学科ハ主トシテ實際ノ急需ニ応センコトヲ期シ最
モ経費ノ節減ニ留意シテ選定シタルモノニ係リ次ニ掲クル
講座ニ関シテモ亦同一ノ主義ニ依レリ

京都帝国大学創設計画案

一京都ニ京都帝国大学ヲ置き第三高等学校現在ノ土地建物
等ヲ転用シ其他必要ナル設備ハ別紙丙号ニ掲ル創設費ヲ
以テ之ヲ支弁スヘシ

但第三高等学校ニ必要ナル土地建物等ノ設備ニ関シテ
ハ別紙丁号処分方案ニ依ル

一京都帝国大学ハ法科大学医科大学文学科大学理工科大学及
大学院ヲ以テ構成シ漸次ニ之ヲ設置スルモノトス

一分科大学ノ修業年限ハ三箇年トス但医科大学ハ四箇年ト
ス

一分科大学ノ学科及講座ノ數ハ別表甲号ニ掲記ス

一中央部及分科大学ノ職員ハ別表乙号予算表ニ掲記ス

一大学全体ヲ通シ経費年額ハ概算式拾八万參千余円ナリ此
内授業料其他ノ収入金ヲ扣除スルトキハ政府支出金ヲ要
スル額ハ式拾四万九千余円トナル

一分科大学々生ハ法科三百五十人医科四百人文科百五十人
理工科四百人合計千三百人ノ見込ヲ以テ授業料収入等ノ
計算ヲ為シタリ

一医院学用患者ハ一日平均式百五十人トシ入院式百人外来
五十人ノ計算ヲ為シタリ

一大学ノ創設ニ就キ校舍ノ増築及机卓子類ノ新調ニ要スル
費用ハ合計式拾万円ノ概算ニシテ別紙丙号ニ掲記ス

一創設ニ際シ學術用器械及圖書ノ購入費用ハ創設ノ初年ヨ
リ經常費政府支出金凡ソ式拾五万円ヲ支出シ其金額内ヲ
以テ之ヲ支弁スルモノトス即チ初年ニ於テハ九月ヨリ授

第2章 創立と諸制度の整備

業ヲ開始スルヲ以テ会計年度ノ初メ四月ヨリ八月マテハ
準備ニ係ル費用ニ止マリ且当初一兩年間ハ分科大学及其
学科ノ内之ヲ設置セサルモノアルヘク又学生ノ組数予定
ニ満サル等ノ為メ其經費ニ余裕ヲ生スルニ依リ此余裕ヲ
以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ヘシ依テ当該年度ニ於テ此等
ノ費用ヲ經常費ト区分シテ予算ニ掲記スヘシ

甲号

京都帝国大学各分科大学ニ於ケル学科并講座ノ種類
及其ノ数

法科大学

学科

法律学科

政治学科

講座

憲法国法学

民法

商法

民事訴訟法

刑法、刑事訴訟法

経済学、財政学

統計学

政治学、政治史

行政法

国际法

法制史、比較法制史

羅馬法

法理学

医科大学

学科

医学科

講座

解剖学

生理学

病理学、病理解剖学

薬物学

内科学

産科学、婦人科学

小兒科学

二講座

一講座 兼又ハ
嘱

一講座

一講座

一講座

一講座 兼又ハ
嘱

一講座 外國人

一講座 兼又ハ
嘱

二講座

一講座

一講座

一講座

三講座 内一人
外國人

一講座

一講座

外科学	三講座 内一人 外国人	学科	探鉱冶金学科	二講座
眼科学	一講座	数学科	電氣工学科	一講座 兼又ハ
皮膚病学、微毒学	一講座 兼又ハ	物理学科	機械工学科	二講座
精神病学	一講座	化学科(純正及応用)	土木工学科	二講座
衛生学	一講座	土木工学科	電氣工学科	二講座 内一人 外国人
法医学	一講座	機械工学科	探鉱冶金学科	二講座
文科大学		電氣工学科		三講座
学科		探鉱冶金学科		一講座
哲学科		講座		二講座
国文学科		数学		一講座 兼又ハ
漢学科		応用数学		二講座
歴史科		星学		一講座
講座		物理学		二講座
国語学、国文学	二講座	化学		三講座 内一人 外国人
漢学	三講座	地質学、鉱物学		一講座
歴史学、地理学	三講座 内一人 外国人	土木工学		三講座
哲学、哲学史	二講座	機械工学		二講座 内一人 外国人
心理学、倫理学、論理学、教育学	二講座 内一人 外国人	電氣工学		二講座
理科大学		探鉱冶金学		三講座

第2章 創立と諸制度の整備

材料及構造強弱学

一講座兼又ハ

備考 外国人ノ担任トナシタル講座及兼任又ハ嘱託トナシタル講座ノ種類ハ便宜変更スルコトアルヘシ

乙号

京都帝国大学予算

中央部			事務所、寄宿舍、図書館ヲ包含ス		
名称	人員	予算	備考		
総長	一	三、五〇〇〇〇			
書記官	一	一、二〇〇〇〇			
書記	二四	四、二〇〇〇〇	平均年額参百円各部之ニ同シ但庶務三人會計六人寄宿舍二人図書館三人		
退官賜金及死亡賜金		三〇〇〇〇			
雑給及雑費		六、八〇〇〇〇	雇員六人此月俸平均年額百式拾円 庶務一人會計三人寄宿舍一人図書館一人 傭人(巡視、給仕、小使、火夫、定夫共二十五人 外二科外講義嘱託手当 臨時傭人職工及雑費ヲ算入ス		

旅費	修繕費	庁費	備外国人宿料	合計
三、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇〇	三、四、〇〇〇〇〇
分科大学ヲ包含ス	分科大学ヲ包含ス但医科大学ヲ除ク		宿料五人分	

法科大学			備考		
名称	人員	予算	備考		
学長			本俸職務俸共平均年額千六百円外ニ講座兼任若クハ嘱託五人此平均年額三百円但平均額各分科大学之ニ同シ		
教授	二	一六、二〇〇〇〇	月俸五百円及貨幣価格差増但貨幣価格差増ハ以下總テ算入ス		
外国教師	一	七、二四〇〇〇	庶務一人會計一人		
助教授		〇			
書記	二	六、〇〇〇〇〇	但傭人(小使)三人并雑費ヲ算入ス		
雑給及雑費		五、六〇〇〇〇			
庁費		四、七〇〇〇〇			

合 計	医 科 大 学	名 称	人 員	予 算	備 考
		学 長			
		教 授	二五	二四、三〇〇	外ニ講座兼担若クハ嘱託一人
		外国教師	二	二、九六六	各月俸四百五十拾円
		助 教 授	六	四、三〇〇	本俸職務俸共年額七百五十拾円
		助 手	一八	七、五〇〇	平均年額四百五十拾円理工科大学之ニ同シ
		書 記	六	一、八〇〇	庶務二人會計四人
		雑給及雑費		二、三〇〇	但雇員三人傭人(巡視、小使)十一人及臨時傭人職工并ニ雑費ヲ算入ス
		修繕費		一、〇〇〇	
		庁 費		一四、二〇〇	
		学用患者費		二六、二〇〇	学用患者入院一日平均二百人一人ニ付四拾錢但学用外来患者費ハ医院ノ収入ヲ以テ支弁スルニ付別ニ之ヲ計上セス
合 計			九六、一六六	一、〇〇〇	

助教授助手書記ハ医院勤務ノ者ヲモ合算ス

合 計	文 科 大 学	名 称	人 員	予 算	備 考
		学 長			
		教 授	一〇	一六、〇〇〇	
		外国教師	二	二、五三三	各月俸四百円
		助 教 授	六	四、三〇〇	
		助 手	一〇	四、二〇〇	
		書 記	三	九〇〇	
		雑給及雑費		七、〇〇〇	但傭人(小使)三人并ニ雑費ヲ算入ス
		修繕費		三、六〇〇	
		庁 費		三三、四三三	
合 計			三三、四三三	四、五	

医院費ハ本表ノ学用患者費及私費患者ノ収入ヲ以テ其経費ヲ支弁スルコト、ナシ其予算ヲ別表ニ掲ク

第2章 創立と諸制度の整備

京都帝国大学予算部局区分表										
名称	中央部		法科大学		医科大学		文科大学		理工科大学	
	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算	人員	予算
総長	一	三、五〇〇円		円						一
書記官	一	一、三〇〇								一
教授			二	一、九〇〇	一五	二四、〇〇〇	一〇	一六、〇〇〇	一七	二七、〇〇〇
外国教師			一	七、二五〇	二	二、九六六	二	二、五四三	二	二、五四三
助教					六	四、三〇〇			六	四、三〇〇
助手					一八	七、五〇〇			一〇	四、一〇〇
書記	二四	四、二〇〇	二	六〇〇	六	一、八〇〇	二	六〇〇	三	九〇〇
退官賜金及死亡賜金		三〇〇								二七
雑給及雑費		六、八〇〇		五、五八		二、三〇〇		七〇〇		八、三二
旅費		三、〇〇〇								一八、五九
修繕費		五、〇〇〇				一、〇〇〇				六、〇〇〇
庁費		六、〇〇〇		四、〇〇		一、〇〇				五、〇〇〇
合計										
雑給及雑費		八、三二〇〇								
庁費		三〇、〇〇〇								
合計		六、九四四、四五								

雑給及雑費	八、三二〇〇	但雇員十人傭人(小使、火夫職工)二十七人并ニ雑費ヲ算入ス
庁費	三〇、〇〇〇	
合計	六、九四四、四五	

備外国人旅費	外国人宿料	患者費	合計
一、六〇〇	二、四〇〇		一六
			三、四〇〇
			一四
			三、一七三
			四七
		二九、一〇〇	九、一六六
			一四
			三、四四三
			三六
			八、九四四
			三九
一、六〇〇	二、四〇〇	二九、一〇〇	二、三、七六

京都帝国大学歳入予算表	科目	金額	備考
政府支出金	二、四九、三六六	八五	
授業料	三、五〇〇	〇〇	在学生法科三百五十人医科四百人文科百五十人理工科四百人計千三百人一人一箇年式拾五円
入学料	八〇〇	〇〇	法科百二十人医科百人文科五十人理工科百四十人計四百十人一人二付式円
寄宿料	一、〇〇〇	〇〇	入舎生二百人ノ見込一人一箇年五円
雑収入	二五〇	〇〇	
合計	三、三、七六六	八五	

医科大学医院收入予算
一私費患者費

一日壹円五拾銭 十人
一日壹円 式拾人

三三、二二五円

一日六拾銭 四拾人
一日四拾銭 八拾人
計百五拾人
一学用患者費 二九、二〇〇円
一日四拾銭 式百人
一外来薬価 一〇、〇〇〇円
一外来雑品 一、二〇〇円
一点眼科及手術料 一、二〇〇円
一雑収入 三〇〇円
合計 七五、一一五円

医科大学医院支出予算

一庁費

内

器 品 費
実 験 費 (薬品共)

五八、一〇〇円
八、〇〇〇円
二二、〇〇〇円

第2章 創立と諸制度の整備

消耗品	九、〇〇〇円
食物費	一八、七〇〇円
通信運搬費	四〇〇円
一雑給及雑費	一五、〇一五円
内	
医員介補 (十二人 月俸拾円)	一、四四〇円
雇員 (十人 月俸拾円)	一、二〇〇円
備人 (看護婦共)	九、六三五円
被服費	一、三四〇円
雑費	一、四〇〇円
一修繕費	二、〇〇〇円
合計	七五、一一五円
予算備考	
一事務ハ庶務、会計、営繕ハ成ルヘク中央部ニ統一シ特殊ノ物品購買若クハ予算決算ノ差引ノミ各部ニ於テ取扱フモノトス	
但臨時建築等ノ事務ハ文部省ニ於テ取扱フモノトス	
一構内取締ノ事務ハ医科大学ノ外部テ中央部ニ統一スルモノトス	

一 備外国人俸給貨幣価格差増ハ支給ノ当時英貨ノ価格銀貨
 壹円ニ付英貨三志以下ニ騰貴スルトキハ其俸給ノ半額ニ
 対シ差増額ヲ給付スルモノトシ英貨参志ト二十八年五月
 一日ノ相場式志壹片八分ノ五トノ差額ヲ積算シテ計上セ
 リ

一 用途指定費アル場合ノ外ハ学生ニ学資ヲ給貸セス

一 医科大学医院ニハ主トシテ学用患者ヲ置キ傍ラ私費患者
 ヲ置クモノトス

丙号

京都帝国大学創設費予算

一金式拾万円 創設費

内

金拾八万円 新営費

金式万円 器具新調費

但三箇年度ノ継続費トス其年度区分左ノ如シ

金式万円 明治二十九年年度

金九万円 明治三十年年度

金九万円 明治三十一年年度

京都帝国大学創設費内訳

理工科大学及書庫等									
		種 別		坪 数	単 価	金 額	備 考		
		理工科大学増築		六〇坪	八〇〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	煉瓦造平屋		
		暖房、給水、瓦斯管				一〇、〇〇〇			
		旧暖房室移築費		一四〇〇〇	三〇〇〇	四二、〇〇〇			
		書 庫		四〇〇〇〇	一六〇〇〇	六四、〇〇〇	煉瓦造二階家		
		閱 覧 室		一三〇〇〇〇	五〇〇	七三、〇〇〇	木造平家		
		暖房、電 灯				一、八四八			
		計				一五、五〇八			
		附 属 家 等							
		便 所		四ヶ所ニテ 一六〇〇〇	三、五〇〇	四〇〇〇	木造平家		
		下水、地平均シ				二、〇〇〇			
		家屋移築費		四〇〇〇〇	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	木造平家		
		附 属 家 戸		五ヶ所	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	全		
		井			三、〇〇〇	三〇、〇〇〇			
		計				四、二〇〇			
		合 計				八三、七六〇			

医 科 大 学										(病室及普通教室ハ 在来ノ分ヲ使用ス)	
種 別		坪 数		單 価		金 額		備 考			
生理、衛生、薬物教室	同上暖房給水等	三八坪 四〇〇〇	四〇〇〇	一五、四〇〇	四〇〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	木造平家			
解剖学教室	同上暖房給水等	一三 四〇〇〇	四〇〇〇	六、四〇〇	四〇〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	木造平家			
病理学教室	同上暖房給水等	一四 四〇〇〇	四〇〇〇	五、八〇〇	四〇〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	木造平家			
法医及精神病教室	同上暖房給水等	二二 四〇〇〇	四〇〇〇	四、四〇〇	四〇〇〇	一、六〇五	一、六〇五	木造平家			
附 属 家 等		三ヶ所ニテ 九〇〇〇	二五〇〇〇	三、五〇〇	四〇〇〇	六、一〇五	六、一〇五				
小使室建増		二 三〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	全		木造平家			
倉 庫	二棟ニテ 三、五〇〇	一五〇〇〇	五、二〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	煉瓦造二階家					
物置廊下等	三八五〇〇			四、六〇〇	四、六〇〇	木造平家					
井 戸	三ヶ所	五、〇〇〇	一四、〇〇〇								

第2章 創立と諸制度の整備

大學予科		種別	坪數	單價	金額	備考
大學予科	特別教室	二二坪	六〇〇〇〇	二五七五	木造二階家	
小使室湯吞所	〇〇〇〇〇	四〇〇〇	二、四〇〇	〇〇〇	木造平家	
生徒扣所	〇〇〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇〇	全		
物置	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇〇	全		
井戸	二ヶ所	五〇〇〇	一〇〇〇〇			
周圀境界	三〇〇〇〇 (五千坪)	三〇〇〇〇	八〇〇〇〇			
門及門番所			三〇〇〇			
廊下	二〇〇〇	二〇〇〇	二四〇〇〇	木造平家		
倉庫	二〇〇〇〇	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	煉瓦造二階家		
煖房器	五全	一〇〇〇〇	五、八〇〇			
計		三、一〇〇	〇〇〇			
寄宿舎(百十名)	二九〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇、九〇〇	木造二階家		
食堂	三〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇〇	木造平家		
賄所、浴室等	金五〇〇〇	二〇〇〇	一七、〇〇〇	全		

便所	廊下	
	八〇〇〇 二五〇〇〇	一〇〇〇 三〇〇〇全
計	一、三六〇,〇〇〇	一、四一〇,〇〇〇全
	四、七〇〇,〇〇〇	五、〇六〇,〇〇〇
新當費總計	一、六一〇,〇〇〇	一、六一〇,〇〇〇
器具器械費但備品	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
理工科	七六八,〇〇〇	七六八,〇〇〇
法科及文科	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
医科	六四八,〇〇〇	六四八,〇〇〇
大学予科	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
書庫及閱覽室	四七,〇〇〇	四七,〇〇〇
通計	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

丁号

第三高等学校处分方案

一第三高等学校二八医学部及大学予科ヲ置ク

一第三高等学校ノ大学予科ハ京都二置ク其位置ハ京都帝国

大学ノ構内又ハ其他適當ノ地ヲ選定スヘシ

一第三高等学校現在ノ土地建物其他専門学科等二必要ナル

物品ハ京都帝国大学ニ引継クヘシ但大学予科ニ必要ナル

物品ハ之ヲ存留スヘシ

一 第三高等学校大学予科ノ校舍ハ京都帝国大学創立費ヲ以テ建築シ同大学ヨリ其建物ヲ引継クヘシ

一 第三高等学校ノ資金（京都ニ在ル土地建物ヲ除ク）ハ依然同校ニ属セシムヘシ

一 岡山ノ医学部ハ依然第三高等学校ニ属セシムヘシ

一 第三高等学校ノ法学部及工学部ヲ廃スルニ際シ其当時現在ノ生徒ハ卒業マテ授業ヲ継続スルカ又ハ他ノ高等学校ニ設ケラルヘキ同専門科ニ移スヘシ

一 第三高等学校ニ於テ法学部及工学部ヲ廃シ大学予科ヲ置クノ後ハ大学予科ニ対シ政府支出金凡ソ金参万圓ヲ該校ニ交付スヘシ

〔注〕（一）欄外に「西園寺」「牧野」「濱尾」「木下」「木場」「永井」「折田」との異筆書き込みあり。

八 内 申

〔五二〕

内 申

京都帝国大学ノ設立ハ故森子爵^{〔有礼〕}以後継任ノ各文部大臣多少ノ経画考案アリシモ其実施ヲ促シタルハ二十八年戦後経営

ノ問題ニシテ当時文部省^{〔公望〕}西園寺文相ハ委員ヲ設ケ京都大学全体ノ規模ヲ議定セリ其要目ハ載セテ創設計画案ニ在リ之ヲ摘要スレハ

スレハ

一 京都帝国大学ハ第三高等学校現在ノ土地建物ヲ転用シ

一 法科大学医科大学文科大学理工科大学及大学院ヲ以テ構成シ

一 総經常費政府支出金三十万圓ヲ限度トシ

一 学生毎年四百人ヲ入学セシメ修業三年通シテ一千三百人内百人ハ医科大学修業四年ノ者ニ係ル

一 開設期ハ明治三十一年トス

設立ノ重ナル理由ハ東京ノ帝国大学各分科大学ニ於ケル入学志望者ノ数定員ニ超過スルヲ以テ別ニ京都大学ヲ設立スト云フニアリテ實際ノ施設モ亦此ノ事實ヲ確メタリ戦後ノ経営トシテハ素ヨリ規模狭小ノ誹ヲ免カレズト雖モ当時政府ノ財政ハ始メヨリ偉大ノ経画ヲ許サルノ事情アルヲ以テ委員ハ默契ニ漸次時勢ノ変遷ニ伴フテ拡張スルノ外他策ナキヲ覚悟シタリ

二十九年^{〔茂躬〕}文相^{〔蜂須賀〕}ニ至リ各高等学校ニ於テ工科志望者ノ数俄ニ

増加シ工科大学々科中土木工学機械工学電気工学ノ三科ハ

志望者ノ全員ヲ收容スル能ハサルノ状況トナレリ因テ文部省ハ内議急ニ京都大学設立ノ期ヲ早メテ三十年代トシ最初ニ理工科大学ノ土木工学機械工学ノ二科ヲ開始シ電気工学科ハ志望者超過ノ数稍寡キヲ以テ東京ノ工科大学ト協議シ三十年代ニ限り該大学ニ收容セシムルコト、シ茲ニ設備及開設概算ノ調査ニ着手シタリ

其後予算ハ議會ノ協賛ヲ得三十七年七月ニ京都帝國大学設立ノ勅令ヲ發セラレ

法科医科ニ対スル入学志望者ノ数モ漸々定員ニ超過スルノ状態アルヲ以テ三十一年度ニ於テハ右二分科大学ヲ京都ニ開始スルノ内議ナリシガスルトキハ教官補充ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル海外留学生ノ留学期限僅ニ二年ニシテ修業充分ナラサルノ憾アルヲ以テ法科大学医科大学ト協議シ三十一年度ニ限り入学志望者ヲ收容セシメ京都ニ於ケル右二分科大学ノ開始ハ一年ヲ延期シテ三十二年ニ開始スルコト、シ右二学科ノ留学生ニハ各一年ノ留学延期ヲ命セラレタリ

帝國大学理工科大学ヲ含ム

經常費三万六千

土木工学科

學生三十名

機械工学科

〃 二十三名

而シテ來三十二年九月ニ開始スヘキ学科ハ

物理学 化学科 数学科 電気工学科
採鉱冶金学科

是レニテ当初ノ設計ニ属スル理工科大学ノ学科ハ完結スルモノトス

三十二年度ニ開設スヘキ分科大学ハ

法科大学
文科大学
医科大学

文科大学ハ開設ノ期未定ナリシモ文学奨励上遷延スヘキモノニアラサルノミナラス図書館集ノ便利上一日モ早く開設ノ必要ヲ認ム

帰朝年限

留學年限

三三、七、一四	憲法	国法学	三	井上 密
三三、七、一四	民法	國際私法	三	岡松參太郎
三三、七、一四	商法	民法	三	高根義人
三三、七、一四	行政法	国法学	三	織田 萬
三三、九、一八	解剖学		三	鈴木文太郎
三三、九、一八	生理学		三	天谷千松
三三、九、一八	薬物学		三	森島庫太

三三、九、一八	病理学	病理解剖学	三	藤波 ^(漢) 鑑
三一、九、一六	電気工学		二	難波 正
三一、九、一一	機械工学		二	朝永正三
三一、九、一〇	土木工学		二	小川梅三郎
三一、九、二五	採鉱学		二	阿部正義
三一、九、一八	冶金学		二	横堀治三郎
三三、八、二一	民事訴訟法		三	仁井田益太郎
三一、九、一八	冶金学		二	山田邦彦
	法理学		三	仁保亀松
三三、一〇、二	経済学		三	田島錦治
	海法		三	松波仁一郎
	内科学		三	中西亀太郎
	国際公法		三	高橋作衛
	国際私法		三	山田三良
三三、九、三一 ^(漢)	化学		二	織田顕次郎
三三、九、二三	羅馬法		三	春木一郎
				山口銳之助
				吾妻勝剛
				大西 祝

セシ所ニシテ之カ為メ留学生費及定員ヲ増加シ務メテ京都大学ノ為ニ派遣セラル、ノ内議ニテ来三十一年度ノ派遣ヲ以テ一先ツ教官補充ノ目的ヲ完結スルノ結構ナリ今派遣留學生ノ姓名及学科ヲ挙クレハ左ノ如シ^(漢)

以上ノ外来年度ニ於テ若クハ適當ノ候補者ヲ得ルニ随ヒ派遣留學ヲ命セラルヘキ学科ハ

刑法	一名
精神病学	一名
婦人科	一名
小児科	一名
医化学科	一名
眼科	一名
数学	一名
電気工学	一名
哲学	一名
審美学	一名
倫理学	一名

京都帝国大学ハ第三高等学校ノ土地建物ヲ利用シ医科大学ハ始メ大坂ニ設置スルノ心算ナリシカ大坂ニ於ケル敷地寄附ノ議調ハズ遂ニ京都ニ設置スルコト、ナリ目下大学附近ノ地三万二千二百十五坪ヲ買収シテ医科大学ノ諸教室及附属

京都帝国大学教官補充ノ方法ハ当初^{西園寺}文部省ノ最モ注意

病院ヲ建造セントス 其当時第三高等学校ニ於テ大学予備科再興ノ議起

ヲ密附シタリ第三高等学校
ハ目下此所ニ移築中ナリ

然ルニ病院敷地ト医科大学敷地トハ道路ヲ隔絶シ医科大学
ノ敷地ハ僅ニ八千余坪ニシテ第三高等学校敷地ト接続セリ
右八千坪ノ敷地内ニハ僅ニ小規模 東京ノ医科大学
教筆ノ三分一ノ生理衛生薬
物解剖ノ諸教室ヲ建設シテ已ニ余地ナキノ在様ナレハ後日
多少ノ拡張ヲ欲スルノ日ニ当テハ又如何トモスル能ハサル
ヘシ今日医学ノ進歩ヨリ推考スレハ數年ナラズシテ小規模
ノ計画ハ幾多ノ増築ヲ要スルハ勿論更ニ新学科ノ教室建設
ノ止ム得サルノ状況到着スルコトモ予想スルニ難カラス且
第三高等学校ヨリ之ヲ觀ルモ生徒ハ追年増加スヘケレバ僅
ニ二万足ラズノ地ヲ以テ満足スル能ハサルベク斯クノ如ク
双方狹隘ニ苦ミ遂ニ一方ヲ廃棄セサレハ其用ヲ為サ、ルニ
至ルヘキハ明白ナリ去レハ地価未タ甚タ昂ラサルノ今日ニ
於テ更ニ適當ノ地所ヲ買収シ医科大学建造ノ地トシ後人ニ
拡張改良ノ余地ヲ与フルコトハ責任アル国家行政ノ經画ニ
シテ此事或ハ医科大学開設一年ヲ遅延スルトモ無責任ノ誹
ヲ後來ニ遺スニ優ルコト、確信ス

九 京都大学創立ノ事情

[五三]

(表紙)
「京都大学創立ノ事情」

京都帝国大学沿革

第一 發意

関西ニ一専門学校ヲ設クルノ意ハ文部ノ当局者ニ於テ時ノ
行政ニヨリ多少意向ノ異ナル所アルモ明治十二年ニ於テ大
阪ニ専門学校ヲ設ケ理医学ノ二専門科ヲ置レタルヲ以テ
初メトシ明治十八年七月大学分校ノ名称ヲ以テ理文学ノ
二科ヲ本科トシ尚予科ヲ付置セリ然ルニ十九年四月中学校
令ノ公布セラル、同時ニ第三高等学校ニ改メラレ此時ニ
至リ関西ニ於ケル大学ノ設置ハ漸ク絶意ノ如クナリタリキ
然ルニ明治二十二年再ヒ前意ノ再起スルモノアリ他ナシ此
間大阪ヨリ京都ヘ移転セル第三高等学校ニ法学部ヲ新設
セラレタルコレナリ爾來ハ一ノ変更ヲ見スシテ數年ヲ經過
セリ其發令ニ於テハ著シキ變動ヲ見サル第三高等学校ノ
京都ニ於ケル新舎 (有札)ハ森文部大臣ノ意向ヲ以テ設計セラレタ
ルモノト伝承ス今之ヲ見ルニ規模小ナリト雖英國大学ノ形
式ヲ模シタルニハアラサル乎ノ念自ラ起ルモノアリ是レ或

ハ事ヲ中学ニ借りテ他日大学ヲ設立スルノ意アリタリト判
スルモ過当ニアラサルベシ

明治二十七年井上毅氏ノ文部大臣タルトキ高等中学校ニ一
大改革ヲ施セリ他ナシ高等中学校ヲ廃シテ高等学校トナシ
特ニ専門部ヲ置キテ独立ノ専門学校タラシメ而シテ大学ニ
進入スヘキ予備ノ授業ヲ副業トナスニアリ是全国ノ各高等
学校ヲ挙ケテ程度ノ低キ大学トナスノ計画ニ基ク方針タリ
シモノナラン之ニ由テ冒頭ニ第三高等中学校ヲ廃シテ高等
学校ト改メ法学部工学部医学部ヲ置テ大学予科ヲ全廃シ他
ノ高等学校ニ於テハ未タ大学予科ヲ置キ之ニ医学部ヲ添置
セラレタリ蓋シ當時ノ文部省ハ漸々他ノ高等学校モ第三高
等学校ニ準シテ所置ヲ行ヒ東京ノ帝国大学ハ各所高等学校
専門部ノ卒業シタルモノ、進入シテ学理ヲ研究スル所タラ
シメントスルノ方針ナリト窺フニ足ランノミ言ヲ換テ之ヲ
述フレハ各高等学校ハ程度ノ低キ分科大学トナシ東京ノ帝
国大学ヲ以テ之カ大学院トナサン計画タリシモノ、如シ
然リト雖時人ハ井上文部大臣ノ高等学校變更案ヲ以テ満足
セス明治二十五年ヨリ二十六年ニ亘ル第 議會ニ於テ左ノ
建議ヲ見ルニ至レリ

関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議

我帝国内ニ唯一ノ帝国大学ヲ東京ニ置キ頗ル完全ナルカ

如シト雖情ヲ其実況ヲ觀察スルニ他ニ競争者ナキカ為メ
其教員タル者斬新ノ学理ヲ発見スルノ傾キ知ラス識ラス
退却シ大学ノ大目的タル学理ノ蘊奥ヲ発見シ我帝国ノ光
ヲ外国ニ輝ス事能ハス從テ其教員ノ學術漸々退歩ニ傾キ
之カ教育ヲ受クル所ノ生徒ノ学業進歩上ニ不容易ナル関
係ヲ起シ其結果トシテ卒業生ノ学力薄弱ナルカ如キハ數
ノ免レサル所ナリ又他ニ之カ競争者タル大学ナキ為メ学
生ハ學問ノ講究上知ラス識ラス怠慢ニ傾キ其極学士ノ称
号ヲ帶ヒサルモノヨリモ劣等ナル狀況ニ陥ルヘキハ數ノ
免レサル所ナリ故ニ東京大学ノ外更ニ西京ニ一ノ大学ヲ
設立スルハ教育上最モ須要ナル事ト信スルナリ然リ而シ
テ其經費ノ如キハ不必要ナル三四ノ官立学校ヲ廃シ其金
額ヲ以テ之ニ充ツレハ綽々トシテ余裕アリ即別冊ニ掲ク
ル如ク僅ニ総額二十万円ニ過キス因テ此段及建議候也
右衆議院規則第八十七条ニ依リ提出候也

提出者 長谷川泰

賛成者 小倉良則

外三十二名

而シテ貴族院ニ於テモ之ト類似ノ建議提出セラレタルモノ
ト傳承セリ

抑モ我邦帝国大学ノ起リタルハ明治十九年ニアリテ當時ノ

文部当局者ハ唯一ノ大学ヲ以テ満足セシモノニアラス時ノ文部大臣森子爵ノ演説及計画ニ就テモ正シク唯一ノ大学ヲ以テ満足セシモノニアラサリシコト明ナリ全国五箇所ニ高等中学ヲ置ケルハ米國ノ所謂「コーレージ」ヲ起サントスルノ考ナリキ森子ノ所謂「コーレージ」トハ如何ナルモノナルヤ確ニ判然セスト雖モ一種専門ノ教育ヲ意味スルモノニシテ彼ノ高等中学ノ謂ニアラサルカ如シ米國「コーレージ」ノ組織及森子ノ金沢高等中学校ニ於ケル演説ニ依ルモ其意味セシ所明ナリ今日開ルヘキ第二ノ帝國大学即チ京都帝國大学ハ既ニ已ニ當時立法者ノ腦中ニアリシモノニシテ今日新ニ設計セラレタルモノニアラス森子ノ遺志ヲ継キテ計画セラレタルモノト云フヘシ京都帝國大学設立ニ就テハ爾來屢ニ本省ヨリ内閣ヘ提出セラレシカ其后井上子爵ノ文部大臣トナルニ及ンテ之ヲ実行スルノ端緒トシテ高等中学制度ヲ廢シテ第三高等学校ニ専門部ヲ設クルニ到レリ然ルニ明治廿五年ノ比ハ經費節減ノ議政府ニ行ハレ大学増設ノ計画ニ頓挫ヲ來シタリシカ恰モ明治廿七年ニ至リ日清戦争起リ帝國ノ光威外ニ輝キ國內百般ノ事業一般ニ發達シ其需要一層切迫シタリシヲ以テ政府ニ於テモ從來ノ計画ヲ採用スルニ至レリ為メニ其設立時ヲ速カナラシメタリ終ニ西園寺大臣ノ時ニ至リ京都帝國大学設立ノ發議ハ議會ノ協

賛ヲ經テ茲ニ今日開校ヲ見ルニ至レリ

京都帝國大学ノ沿革案

京都帝國大学ハ明治三十年六月十八日勅令第二百九号ヲ以テ創メテ其名称位置ヲ確定セラレタリ

其文ニ曰ク

第一条 京都ニ帝國大学ヲ置キ京都帝國大学ト称ス

第二条 京都帝國大学ノ分科大学ハ帝國大学令第九条ニ

依ラス法科大学、医科大学、文科大学、理工科

大学トス

第三条 京都帝國大学ノ分科大学及文科大学中ノ各学科

開設ノ時日ハ文部大臣之ヲ定ム

之ヨリ前文部省ニ於ケル意向ハ大臣ノ交^{マツ}秩^{マツ}毎ニ多少ノ異ナル所アリタレトモ関西ニ一大学ヲ設クルノ念慮ハ絶フルコトナク或ハ京都ニ法科ノ専門校ヲ置クノ議アリ又井上文部大臣ノトキハ仙台、京都、金沢、熊本ノ四ヶ所ニ専門学校ノ設立ヲ計画セラレテ當時ノ高等學校ヲ廢シテ高等學校ト改メ其要旨ハ専門ノ高等學校ヲ設立スルニアリタルモノナラン而シテ從來ノ高等中学ノ業務ハ之レヲ高等學校ニ於テ并ヒ行セシメテ以テ大学予科ト称スルニ至レリ而シテ當時ノ制ヲ直チニ執行セラレタルハ京都ニ在リテ即チ第三高等中学ヲ廢シテ第三高等学校ヲ置キ此校ニ限り大学予科ハ并

置セラレサリキ蓋シ之レニ由テ他日大学ノ設置ヲ防轄シタルモノトハ論究スル能ハサルモ當時文部省ノ意向ハ全国各地ノ高等教育ハ高等学校ヲ以テ最高ノ程度ト定メ独り東京ニノミ大学ヲ置キ以テ其各地ノ高等学校ヲ卒業セルモノ、専攻所タラシムルノ方針ナラント察セラル、ナリ

然リト雖モ輿論ハ之レト異リ明治二十年第 議會ニ於テ更ニ帝國大学ヲ関西ニ設置スヘキ建議アルノミナラス其ノトキハ既ニ井上文部大臣モ逝去セラレ文部ノ当局者ニ於テモ當時東京ニアル帝國大学ト同一程度ノ大学ヲ建設スルノ必要ヲ認メラレタルモノナリ蓋シ井上文部大臣ノ比ハ教育制度ノ方針ヲ變更セントスルニアリタルモ其后議會ニ於ケル意向ハ之レト異ルノミナラス彼ノ井上案ノ未タ実行ヲ見サルニ先チ高等学校大学予科ノ卒業生統々トシテ輩出シ到底東京ニ於ケル一大学ニ於テハ之レヲ收容スル能ハサルノ趨勢ヲ来シテ遂ニ前述ノ井上案ノ方針ヲ多少變更シテ文部省ハ世間ノ希望ヲ容レテ大学ヲ計設スルノ議ヲ決シ其創立委員トシテハ左ノ諸子ヲ掲ケタリ

牧野伸顯

文部次官

木下廣次

専門学務局長

永井久一郎

會計課長

折田彦市

第三高等学校校長

此ノ委員ノ中ニ折田校長ノ加入セラレタルヲ以テ考フルニ文部省ハ既ニ其設置ヲ京都ニ於テスルノ意向ヲ初メヨリ略ホ決シタルモノ、如シ而シテ此人員ノ内ニハ嘗テ東京ノ大学ニアリテ実務ヲ援リタルモノ一名モナキハ如何ナル理由ナル乎更ニ解スル能ハサルモ或ハ省内何乎ノ情実アリタルモノ乎將又計設ノモノハ尚ホ井上案ヲ継続セントシテ已設大学ノモノヲ之ニ加入スルヲ欲セサルニ由ル乎

此ノ委員ハ尚ホ井上案ノ維持者ト世間ヨリ認メラル、モ敢テ不思議ハアラサルナリ蓋シ其確定セル件ハ左ノ如クニシテ

第一 新設大学ハ京都ニ設クルコト

第二 希望ハ東京ノ帝國大学ノ三分ノ二トスルコト

第三 分科大学ハ四科トスルコト

第四 經費ハ大約創業費二十余万円維持費二十余万円トスルコト

之等ノ決議ヲ見ルモ當時ノ委員ハ世論ニ由リ新タニ大学ヲ設立スルト雖モ尚キボハ前井上大臣ノトキ設ケラレタル高等学校ト大差ナキモノヲ創立スルノ見込ナルヤ疑ヲ容レサル所ナリ然レトモ世論ハ益々強固ニシテ当局者ノ意見ハ到底容ル、能ハサルヲ知り後ニ至リテ創業費ヲ更ニ百万円ニ増加シタル如キハ之レ止ムヲ得ス真ニ大学ヲ設クルノ議ヲ

確固ナラシメタルトキト云フヘキナリ

以上述べた如ク大学ヲ京都ニ計設スルニ於テハ第三高等学校ノ改正ヲ要スルモノニシテ之即チ勅令第 号ヲ以テ改革ヲ發表セラレタリ此時ニ至リテ井上案ノ將ニ廢置セラレタリト云フモ不可ナキニアラス蓋シ第三高等学校ハ元高等中学タリシモ井上案ノ為メニ変シテ高等学校ト称スル専門部トナリ大学予科ヲ廢シテ更ニ又専門部ヲ廢シテ大学予科ノ單純ナル高等学校トセラレタリ若シ尚ホ持續スルニ於テハ専門部ヲ廢スルノ故アラシヤ

大学ニ帝國ノ二字ヲ冠シタルハ明治十八年ニ初マリテ後他

ノ大学ノ名称ヲ付スルモノナシトセサルモ帝國ノ二字ヲ冠セサルヲ以テ大学ノ地位ヲ保持スルモノナルコトハ当局者ニ於テモ充分ニ知り得ルコトナルニ勅令ノ發布迄ハ京都大學ト称シタリ此ノ新設ノ者ニシテ尚ホ未タ位地ノ確定セサルモノヲ称スルトセハ新設帝國大學ト仮称スヘキニ然ラスシテ単ニ京都大學ト称セラレタルハ創設ノ委員ハ帝國大學ト同様ナルモノヲ創造スル意ニハアラサリシナラン其ノ勅令發布ニ當リテ創設委員ト異リタル結果ニ至レルハ其間世間ノ要求強固ニシテ当局者モ亦変更ノ止ヲ得サルヲ認ムルモノ、如シ

不肖ハ明治三十年六月突然ニモ當時ノ大臣蜂須賀侯爵ヨリ

呼寄セラレテ京都大學創立取調委員ヲ命セラレタリ其時ニ言ス即チ

京都大學ハ東京ノ出店ニハアラサルヲ要シ京都ハ京都ノ獨立ナル大學ヲ造クヲ以テ宜ナリトストノ意ヲ漏サレタリ

之ヨリ前同僚中ニ京都大學ニ転任スルモノ多タアリト聞キ不肖モ最初ハ其考アリタレトモ競争者ノアルヲ聞キテ全ク断念シタル所ヘ大臣ヨリ突然ノ命ヲ受ケテ実ハ浪浪シタル様ナリキ而シテ此撰ニ當リタル内情ヲ聞クニ文部省ニ於テハ九月ヨリ学生ノ入学セシムヘキ準備ヲ要スル為メニ早く大學ノ開設ヲ欲スレトモ如何ニセン前述ノ如ク創立ノ委員中ニハ大學ノ事業ニ精通セルモノナキヲ以テ漸^{マツ}ント困痛シ左リトテ世間ニ任命ヲ待ツモノハ其任ニ耐フルコト覺束ナク遂ニ當時ノ大臣次官専門學務局長并ニ濱尾^新總長古市^{公感}學長ノ協議ニ由リ其結果不肖ニ命スルコトニ決定セリト後ニテ聞キタリ

開始

明治三十年ノ五月内命ヲ以テ木下専門學務局長京都大學總長ニ不肖ハ理工科大學長ニ中川秘書官ハ京都大學書記官ニ決定セラレ而シテ其ノ發表ハ故アリテ暫時見合ハセラル單ニ不肖ノミハ開始ノ調査ノ内命ヲ受ケテ直チニ京都ニ出張

シ開始ノ方針ヲ考究セリ

元來京都大学ノ設立ハ主トシテ折田第三高等学校長尽力ニ由ルヲ以テ世間多ク同氏ノ総長トナルナランコトヲ思ヒ同氏ニ於テモ或ハ其ノ意ナキニシモアラザリシニ忽然内命ノ木下局長ニアリシハ當時之レ西園寺大臣ノ伝繼ナリト云ヒ伝ヘリ將シテ然ルヤ不肖ハ知ラズ或ハ自然右等ノ為メニ因スル乎其後折田木下ノ折合妙ナラズ之レ著シク創業ノ困難ヲ致セル一因トハナリタルモノ、如シ不肖京都へ出張セルモ折田第三高等学校長ハ不在ナル為メ後來^(マツ)ノ行掛リヲ能ク研究スルニ道ナク僅ニ土木機械両工科ノ開始ニ当リテ採用セント欲スル人々ト談合シテ略ホ内諾ヲ得且ツハ学科細目ノ協議ヲ纏ムルニ止マレリ而シテ創設^(マツ)ノコトニ関シテ尚ホ折田氏ト東京ニ於テ協議センコトヲ欲シテ之レヲ當時ノ大臣蜂須賀侯爵ニ請求シテ折田氏へ面会セルモ大概要領ヲ得ス其ノ内総長ノ内定セルコトヲ大臣ヨリ折田氏へ通告セラレタルヤ氏ハ急用ノアリタル為メカ直ニ帰任セラレ遂ニ熟議スルヲ得ズ不肖再ヒ京都へ出張シテ折田氏へ謀ル所アリシモ協議纏ラズ更ニ木下局長出張シテ協議ノ末折田校長^(範)村岡教頭ノ両氏出京シテ大臣次官ト協議ヲ経テ漸ク開校ニ差支ナキニ至レリ

尚ホ一方ニ於テハ新設ノ大学ニ於テハ可及丈旧來ノ弊習ヲ

改メンコトヲ希望セラレ加之在來ノ大学ノ出店ナラザランコトヲ欲スル為メニ通則ノ立按ニハ大ニ考按ヲ尽クセリ而シテ其ノ大要ノ趣旨ハ不肖立按シ中川書記官採筆セラレタルモノニシテ之カ協議ニハ久原山口^(範)ノ兩第一高等学校教授与カラレタリ

京都帝国大学ノ採用セル趣旨ハ主トシテ此ノ通則ニ於テ発頭セルモノナレバ今少シク當時ニ考究セル所ヲ左ニ開述セント欲ス

一 学期ヲ秋季春季ノ二期ニ改メタルコト

大学ノ学期ハ欧米ニ於テ多クハ二学期トナリ本邦ニ於テモ以前ハ之ト同ジク二学期ノ制ナリシモ去ル明治十八九年ノ比ヨリ之ヲ三学期ニ編成セラレタリ當時ノ主ナル論点ハ第一ノ学期ハ^(マツ)単期ナルノミナラズ其間ニ新年ノ祝日アリ且ツ此ノ祝日ノ終ルヤ直ニ試業ニ着手スルヲ以テ修學者ノ為メ甚タ不便ナルヲ以テ学期ハ十二月ヲ以テ終リトスベキモノト云フニアリ然ルトキハ次学期ノ一月ヨリ七月ニ亘ルモノ前学期ニ比シテ短長ノ差ハ著シキヲ以テ更ニ之ヲ二分シテ第二第三ノ兩学期トナシ三学期間ノ各自日数ヲ漸ク均一ナラシメンコトヲ計リタルモノナリ而シテ其ノ三月ヲ以テ第二学期ノ終リトセルハ恰カモ歐洲ノイースタル休日ニ適フ時季ナルモ多少其ノ議論ノ要旨ヲ含ミタルモノ、如シ

然リト雖トモ学期ノ長短ハ之ヲ三学期ノ制トスルモ亦二学期ニ復スルモ到底均一ヲ保ツ能ハザル以上ハ其不便ノ程度ハ大同小異ニ過キザルモノニシテ寧ロ授業ハ一ノ実益ヲ慮ル以宜ナリトス之レニ学期ノ制ヲ採リタル一因ナリ今其实例ヲ掲ケンニ秋季ヲ十二月ヲ以ツテ了リタルハ本邦ノ習慣上改年ヲ以テ諸事改心ノトキナルノミナラズ一学期中ニ新年ノ祝日アルヲ不可トスル経験モアレバ學季ノ短小ナルニモ係ラズ授業ノ実益ヲ計リテ此ニ停止シ一月ハ普通八日ヲ以テ授業ヲ始ムル慣例ナレトモ大學ノ學生ハ已ニ丁年ヲモ超テ一家ノ家事ニ關係スルモノ少ナカラズ之始日八日ト定ムニモ尚祝日ノ雜用アリテ平日ニ復セサルモノアレバ世俗所謂二十正月迄ハ之ヲ休課トシ世上ノ祝遊正ニ衰ヘタルヲ待テ授業ヲ始ムルトキハ必ズ勵行スルヲ得ルヲ以テナリ而シテ其ノ春期休業ヲ廢シタルモノハ大ニ授業ノ実益ヲ慮リテノ故ナリ蓋シ學校ノ授業ハ一度開始スルモ其ノ頭始ハ教員學生共ニ熱情ノ極ニ至ラズ多少小説ヲ讀ムモノ、開始ノ憾ヲ免レズ而シテ其ノ業務ノ著シク進歩スルハ相與ノ間熱シテ他ヲ思ハザルノトキニアリ然リト雖トモ春陽ノ王候美妙ニシテ三四月比ハ此ノ熱情ヲ冷却セントスルノ虞アリテ教員ハ大ニ警戒ヲ加フルトキナルニ若シ夫レ四月ノ始メ正ニ桜花ノ時機ニ際シ一度週余ノ休日ヲ与ヘ加之春季運動會

等ノ催シノ為メニ更ニ休養ヲ延スルコト等アリテハ此ノ好機ニ當リテ修學ノ熱情ヲ冷却スルノミナラズ返テ神胆ヲ浮遊セシムルガ如キコトアリテハ授業進歩上著シク障害トナリ遂ニ四月以降夏期ニ至ル迄充分ノ熱情ヲ以テ習法スルノ実ヲ失スルニ至ラシム之レ教員トシテハ大ニ警戒シテ欲セザル所ナレバ体育上春季運動會ハ必要トスルモ單日時ヲ以テ之ヲ行ヒ尚ホ修學ノ熱情ノ冷メザル中ニ復旧ヲ斗ルヲ以テ宜トスベキナレバ京都ノ大學ニ於テハ大ニ此ニ警戒シテ二期ヲ制ヲ採リ春季ノ休日ヲ廢セルナリ宜ナル哉修學進歩ニハ著シキ功ヲ奏セル實驗ヲ得タリ

一 修學年限ヲ三年以上六ケ年以内トセルコト

理工科大學ニ設置セラルベキ諸學科授業ノ細目僅少ニアラザルヲ以ツテ少ナクモ三ケ年ニアラザル以上ハ如何ナル非凡ノ學生ト雖トモ習得スル能ハサルヲ以テ最長年限ヲ三ケ年トシタリ而シテ最長年間ヲ六ケ年トセルモノハ天性トシテ修學上多少ノ早成後成ノ差ハアリト雖トモ三ケ年ノ課程ヲ六ケ年費シテ尚ホ尽ス能ハザルモノハ成業之見込ナキモノト認定スルノ意ナリ

元來小中学校ノ授業ハ其ノ称ヘサヘ普通ノ教育ト云フ位ニテ何人モ修メ得ルベキモノナレトモ大學ノ授業ハ専門學ノ修業ニシテ之レヲ修ムニ適意ノ人ニアラサレバ為スヲ得サ

ルノミナラズ其専門ノ一般ヲ修メ他日独立ノ研究ニ由リ其學ノ進行ヲ謀ルニ足ル知識ヲ全スルニ至ル間ハ人ノ性質ニ由リ或ハ三年ニ修得スベキモノアリ尚ホ不足ナルハ三ヶ年以上ニ修學ヲ要スルモノナルニ若シ年級ノ制度ヲ採ルトキハ二三学科之不備ナル為メニ已ニ完修セル学科ヲモ再修スルノ止ムヲ得ザル場合起リテ修學者ノ不便少ナカラザルモ卒業証書面ニ対シテ更ニ不都合ノ懸念アラズ加之其平均点数ノ算法ヲ定ムルヤ弊害ヲ防除セント欲セバ著シキ繁雜ヲ免カレズ否ラサレバ弊害ナシトスル能ハズ之レ實際ニ行フベキ算法ヲ定ムルニ苦シム所以ナリ第三小中学ニ於テハ授業ノ学科ハ凡テ普通ノ教育ニ必要ナルヲ以テ一定ノ時間内ニ一定ノ學理ヲ修得スルノ要アリ加之未タ丁年ニ達セサル幼年生ヲ指導スルモノナレハ其修業ノ方法ハ素ヨリ之カ期日ニ至ル迄總テ教員ノ指導ニ由ル敢テ不可ナシト雖モ大學ノ授業ハ然ラズ學生各己ノ已ニ丁年ヲ超ヘ自ラ専門トナルノ決心アルモノニシテ最早自立ノ精神ヲ養生スルノ時至レルヲ以テ自己ノ性質ニ敏鈍ヲ覚悟シテ自他共ニ一定ノ期日内ニ進歩スル能ハザルモノアルハ当然ナレバ其適スル所ニ適ヒ修學ノ価否ヲ考究シテ一ニ教員ノ指揮ナキモ自カラ工夫スルヲ要スルコトアリ蓋シ指導者トシテ教員ハ學生修學ノ途ヲ誤ラサル様監督シ且ツハ異様ノ途ニ進マサル様平素

注意スベキ協議者トナルモノニシテ主トシテ學生自カラ修業ヲ保持スルノ念慮ヲ起サシメ之ヲ教員ニ於テ指導スルト云フニアリ何ンソ丁年以上ノ學生ニ向テ時期ヲ定メ学科ヲ限リテ小中学ノ如ク指導スルノ要アラシヤ之レ本大學設立ニ當リ年級制度ヲ廢シタル所以ナリ

一 年級制度ヲ廢シタルコト

年級制度ノ弊害トナルコト三アリ其一ハ年級及落ノ為メニ著シク時日ヲ消費シ其間更ニ新業ニ就事スル能ハザルニ其ノ二ハ之ニ由テ起ル試験得点ノ平均ニ由リテノミ及落ノ判定ヲ決スルコト其ノ三ハ青年ノ學生ニ対シ尚ホ小中学ノ如キ授業法ノ不可ナルコト之ナリ今以上ニ略述セル所ニ就テ論センニ第一年級ニ由リテ落第シタルトキハ一課目ニ著シキ劣等ノ成績ヲ得タルカ否ラサレバ二課目以上成績普通ナラザルノ場合ニシテ例令其ノ他ノ学科目ニ著シキ成績ノ宜ナルモノアリトスルモ之ヲ復修スルヲ要スルヲ以ツテ為メテ修學ニ倦怠ヲ起ス掛念アリ之レヲ年級制度ニアラザルモノニ比スルトキハ其ノ著シキ成績ノ劣シキモノニ限り復修ヲ行ヒ随ツテ全時ハ更ニ新業ニ就事スルノ便アルヲ以ツテ一時學業ニ倦怠スルノ虞アラザルノミナラズ人々自ラ一級ヲ下リテ次級ノ學生ト共ニ業ニ就クハ幾分方面目ヲ失スルノキライアリテ往々為メニ修業ヲ全フセザルノ結果アルヲ

覚ユ然ルニ年級ヲ廢スルトキハ或学科ハ之ヲ前級ノ人ト同時ニ就業シ又他ノ学科ニ限り更ラニ他生ト共ニ修學スルヲ得テ其ノ落第セルト否トハ著シク人目ニ映ゼザルヲ以テ大ニ忍ビ易キノ点アリ之レ已ニ修學者ノ為ニ大ナル便益トスル所ナリ第二級ノ制ヲ取ルトキハ一二学科ノ成績充分ナラザルモ点数算用ノ規定ニ由リテ平均点数ヲ以テ及第スルモノニハ其ノ卒業ニ当リ該学科ハ成績不良ニモ係ラズ教員ノ捺印ヲ以テ証明スレバ之レ白ラズ^(マ)世ヲアザムクノ掛念ナシトセズ其ノ年級制度ヲ取ラザルニ於テハ凡テノ学科目ニ就テ及第スルモノ必要アル^(マ)ハ年級ノ態度ニ係ラザルトキハ更ニ不備ノ学科ヲ加ヘテ他ノ新学科ヲ修ムルノ便アリ為メニ修業上便利トスル所多シ之レ修學ニ早速ナラザルモノ、便ヲ斗リテナリ

一 保証人ヲ二名トシ且大学所在地ニ住居セサルモ最近ノ親屬ヲ以テ之ヲ選フコト

大学へ入学スル學生ハ已ニ高等普通ノ教育ヲ受ケタルモノニシテ年齢モ亦丁年ヲ超ヘタレハ一國民トシテ之ニ対スヘキモノナリ何ソ小中学生徒ノ如ク普通ノ事項ニ対シテ更ニ保証人ヲ要センヤ蓋シ保証人タルモノ一ツハ學生本人ニ於テ身体上ノ異変ヲ生シタルトキ又ハ授業料其他ヲ納ムル義務ヲ本人ニ代リテ負担スルカ然ラサレハ叛罪ノアリタルト

キニ之カ所分ノ結果ヲ帶フルニ止マルノミ其叛罪ニ至リテハ學生ニ限ラス世間往々官吏其他保証人ヲ要セサル紳士ニモアルコトニシテ寧ロ比較的ニ之ヲ論スルトキハ學生ニ於テハ却テ少シト云フヘキナリ故ニ保証人ノ任務ハ身体ニ異変アリタルトキ及滞納金ノアリタル時ノ他ハ之ヲ凡テ保証人ノ責ニ任スルハ余リ過酷ニ亘ルノ要求ト云ハサルヘカラス果シテ前二件ノ任務ニ係ルモノ、ミナラハ最近ノ親屬コソ適當ナルモノナルニ夫等ノ代表者ハ却テ當ヲ得サルモノト云フヘキナリ況ヤ近來各地ニ郵便電信ノ設ケアリ又鉄道汽船ノ便アリテ學生ニ異変アルトキハ数日ヲ出スシテ最近ノ親者ハ大学所在地ニ到達スルヲ得ルノ便アレハ必シモ所在地住ノ代理者ヲ要スルノ理ナキニ於テオヤ加之若シ保証人ヲシテ大学所在地在住ノ人ニ限ルモノトスルトキハ旅人宿若シクハ下宿ノ主人ヲシテ仮リニ之ニ充ツルノ弊習ヲ起シ一朝本人ニ於テ異変アルトキハ更ニ其任務ヲ全クセサルノミナラス一人ニテ數十人ノ保証人トナルヲ以テ往々事項ノ其間ニ粗誤スルコト等アリ又中ニハ殆ント記シ難キ不都合ノ処置其間ニ起リテ遂ニ保証人モ有名無実ノ結果トナルアリ而シテ其不都合ノ所置アルモ最近親屬ハ却テ之ヲ知ラスシテ為メニ本人ノ監督上不可ナルコト間々アルヲ以テ從來慣例トスル正副保証人ヲ大学所在地ノ住人ヨリ選ムノ制

ヲ廢シテ其最近ノ親屬主トシテ父兄ノ中ヨリ保証人ヲ選定スルコト、セリ

一 科目試問并ニ卒業試問

年級ノ制度ヲ廢シタルヲ以テ学期又ハ学年末ニ於テ一時ニ各学科ノ試験ヲ行フコトハ敢テ必要トセサルモ科目ノ授業正ニ終了セルトキハ其^(マツ)施問ヲ施シ果シテ学生ハ其授業ノ真ヲ解得セルヤ否ヤヲ試ミ以及落ヲ定ムルモノトセリ蓋シ本大学ノ制度ニヨルトキハ道理上強テ科目試験ノ要ハ認メサレトモ本邦学生ニハ已ニ多少ノ習慣アルヲ以テ未タ單一ナル卒業試問ノミナル時ハ返テ過失ノ結果落第者ヲ多ク輩出スルノケ念ナシトセサルヲ以テ多少学生ノ便宜ヲ謀リ科目ノ試験ヲ施スコト、ナセリ而シテ各学科ニ於テ全科目ヲ及第スルニ於テ論文ヲ提出シテ更ニ試問ヲ施スノ制ヲ取レリ素ヨリ此卒業試問ニ於テハ主トシテ論文ニ記載セル範圍ノ事項ニ関シ尋問スルニ止マルト雖モ若シ其学生ニ於テ特ニケ念アル学科アル時ハ之ニ合セテ尋問スルハ敢テ禁止シタルコトニハアラサルナリ之則チ年級制度ヲ廢シタル返応ト云フベキナラン乎

一 受教簿ノ制ヲ設ケタルコト

是亦以上陳述シタル制度變更ニ外ナラサルナリ蓋シ科目試問ヲ施シタル時ハ其都度及落ノ証明ナカルベカラス加之年

級制度ナキヲ以テ所定ノ科目ハ必ス所定ノ期限内ニ修ムルヲ要セサレハ自ラ甲ノ学生ニ於テハイロ学科ヲ修了セルモ乙ノ学生ニ於テハ未ダイ学科ノミヲ修了シタルト学生毎ニ進歩ノ異ナルアルヲ以テ講義ニ出席又ハ実修ノ授業等モ合セテ説明スルヲ便利トスレハ別紙ノ如キ簿札ヲ作り以テ修業ヲ証明スルモノトセリ加之卒業証書ノ面ニハ修了ノ学科名ニ限り掲載スルコト、ナシタルヲ以テ其何々教官ニ就テ修業セルヤハ主トシテ此受教簿ニ依リ判明セルモノナリ

一 休学ヲ請フベキ理由ノ区域ヲ広メタルコト

従来休業ハ本人ノ出病ニ限り許可セラル、^(マツ)ノ製ナレトモ近來世ノ趨勢ニ照シ当幾多ノ理由ニシテ止ムヲ得ズ休学ヲ要ムルモノアリ例ヘバ兵後ノ期日ニ当ルトキ工学科ニ於テ実習ヲ先ニセントスルトキハ又ハ民法上ノ製裁ニ由リテ一時所在地ヲ變更スルノ必要アルトキ等アルヲ以テ休学ヲ許スベキ範圍ヲ拡張セルモノナリ

一 懲戒

従来大学ニ於テハ懲戒^(マツ)ノ製アリ叛則者アルトキハ其都度総長ヨリ評議會ヘ問ヒ而シテ後所分セラル、モノナルノミナラズ其多クハ放校ニ係ルモノニ止マレリ之レ即チ放^(マツ)授ニアラザル叛罪ハ凡テ無罪トナル平然ラサレバ事故^(マツ)放^(マツ)授ノ価値ナルモ他ニ罰スルノ途ナルヲ以テ遂ニ重キニ失スルノケ^(マツ)禽ナ

シトセズ之レ教育ノ府トシテ其当ヲ從サルモノト云フベシ
 故ニ本大学ニ於テハ放校ノ下ニ停学^(講方)責ノ輕罪ヲウケ以テ
 其ノ重キハ至ラザルニ前チテ先テ之ヲ戒責シ而シテ尚ホ政
 メサルモモノハ始メテ重キニ由リ罰之ノ法ヲ採レリ之レ本
 大学ハ罪者ヲ欲スル為メニアラズシテ漸ク罪者トナラント
 スルモ之レヲ戒責シテ以テ其曲ヲ正サント欲スルニアルナ
 リ

以上陳ブル所ハ即チ新大学ヲシテ一新規軸ヲ起スノ要素ニ
 シテ之レヲ通則ニ編入シテ以テ京都大学ノ基礎ヲ造レリ是
 レ即チ明治三十年 月ヲ以テ大臣ノ謁許ヲ得タルモノナリ
 聴ク所ニ由レバ当該文部ノ参事官ハ其旧来ノモノニ著シキ
 変更アルヲ以テ容易ニ決セサルモ當時次官ハ都筑氏ナリ又
 専門局長ハ菊地氏ナリ何レモ大学ノ製度ニ通セラレタルヲ
 以テ断然許可セラレタルノ運ニ遇ヘリ是レ京都大学ノ達運
 ト云ハザルヲ得ズト云フヘシ此ノ時機ニアラサリセバ或ハ
 其認可ヲ得ルノ難カラシム

明治三十年六月十八日ニ至リ京都帝国大学ノ勅令発布セラ
 レ翌日二十日ヲ以テ総長ハ木下専門学務局長ノ兼務トナリ
 不肖ヲ理工科大学長ニ書記官ヲ中川小十郎氏ニ任命アリタ
 リ一時ハ省内専門学務局ノ一偶ヲ以テ新設大学ノ事務所ニ
 充テ茲ニ会計主任ヲ大鐘暢^(マヤ)トシ所務課長西田由^(マヤ)トニ其他

伊勢^(後)屬ヲ秘書課ヨリ譲リ受ケ以テ仮リニ事務所ヲ設定スル
 ニ至レリ其仮事務所ヲ省内ニ設ケタルヤ差当リ必要ナル事
 項ノ中学生ノ服製ハ左ノ通り決定セリ

服製

明治三十年七月十五日起案 同月十九日付上申
 同三十年七月廿八日閣置ノ指令アリタリ

書記管

書記

総長

理工科大学長

本学々生服制並徽章製定ノ件

一背広形但建襟

冬衣 黒或ハ紺色

夏衣 鼠

但シボタンヲ除ク外総テ東京帝国大学ノ形式ニ倣フ

ボタン左ノ図ノ如シ

(図一略)

一帽子角形 黒色但東京帝国大学ノ形式ニ倣フ

徽章左図ノ如シ

(図一略)

右ハ直ニ其職ニ命シテ徽章ヲ造ラシメ以テ新入学生ヘ付与
 スルコトニ決セリ而シテ尚ホ帝国大学ナラビニ理工科大学

等ノ印章ヲ造リ加之宣誓簿ヲモ調整セシメタリ

七月二十一日仮事務所ヲ廃シ二十五日之レヲ京都市吉田町ニ移セリ

明治三十年七月二十三日不肖ハ中川大徳等ノ諸子ト省内ノ

仮事務所ヲ引キ上ゲ京都ニ赴任セリ然ルニ當時尙ホ高等学

校ノ家屋ヲ譲与セラレザルヲ以テ直ニ其構内ニ事務所ヲ開

ク能ハズ恰カモ宜シ聖護院町ニ於テ医院敷地購入ノ際他日

ハ看護婦合宿所トスル名義ヲ以テ合セテ編入セラレタル旧

中山邸ノ家屋アリタリ之レヲ建築課ニ依頼シテ掃除等ヲ託

シ以テ京都帝国大学ノ仮事務所トナシ 二属以下ノモノ、

合宿所ニ充テタリ而シテ此ノ所ニ於テ分課規定ヲ定メ着々

創業シ事務ヲ採レリ而シテ八月 日^(ママ)至リ漸タ高等学校ノ建

築落成セルヲ以テ元ノ建築物中本館ノ西半屋及事務所ヲ譲

与セラレタリ然ルニ此ノ時ニ当リ寄宿舍ハ尙ホ譲与セラレ

ザリキ蓋シ當時高等学校長ノ意見トシテ新設ノ寄宿舍ハ未

ダ完備セラルヲ以テ寄宿舍ヲ譲与スルヲ得ズ加之當時市内

ニ下宿スルモノ少ナク其ノ何レ乎校外ニ住スルノ止ムヲ得

ザルモノナルニ高等学校ノ新募生ハ未ダ年少ナリ其専門部

生徒及大学学生ハ年長者タルヲ以テ之レヲ校外ニ住ヒスム

ルヲ可トスル論^(ママ)腸クヲ占メ為メニ寄宿舍ノ譲与ハナカリシ

然ルニ校外僅カニ下宿ヤアルモ夫々高等学校生ノ前約アリ

テ大学学生ノ始メテ京都ニ到着セルモノ土地ニ不案内ナル

ノミナラズ之ヲ指導スルモノモ亦不能ト云フベケレバ止ム

ナク旧事務所ニ寝台其他ヲ一時借入レ以テ急場ノ寄宿舍ヲ

設ケテ学生ヲシテ露ヲシテカ^(ママ)中川書記官當時舎監ヲ兼ねタ

リ而シテ事務所ハ本屋ノ西階下ヲ以テ之ニ充テ最西室ヲ総

長其次ヲ学舎監又其次ヲ書記官及庶務トシ其次ヲ會計ノ

室トナセリ而シテ授業ハ階上ノ諸室ヲ以テ之ニ充テタリ

京都帝国大学沿革目次

一 発端 勅令 省令ノ意見沿革 与論 希望

一 開始 創設委員、通則設定、大学院規定設置、任命、事務始メ、
寄宿舍、運動會、茶話會

一 学科設置 撰定 教室ノ新設 理工商学科ノ合同

〔注〕 別紙は見当らず。

(一) 欄外に「時恰カモ高等学校校長會議ニテ」との書き込みあり。

一〇 岡松参太郎書翰(木下広次宛) [五二]

(一八九八(明治三一年)二月二十四日)

(封筒表)

[Via Southampton Amerika]

Herrn Dr. Kinoshita.

Präsident der Kaiserlichen Universität zu

Kyoto

Japan.

大日本京都

京都帝国大学総長

木下廣次様

親展吊詞

(封筒裏)

[abl. S. Okamatsu

Berlin

Deutschland

」

老先生御儀永々御病気の処終ニ御長逝被遊候井上匡四郎ヨリ
の報知ニテ承り驚愕仕り候昨年来御不快の用は承り居候
ヘトモ今日ニ於テ此事アル可シトは思ヒモ掛けザリシ処皆々
様嘸カシ御力落の御事ト奉遙察候私出立ノ際御暇乞ニ罷出

候節拝顔ヲ得其節モ御持病は有之候も末々中々御健康ニ見
上げ候に今御訃音ニ接シ驚愕仕候

熊本ヨリモ御上京被遊候赴嘸カシ御残念ニテ被思召別ニ御
悔状差上ス候間皆々様ニ御序の節宜敷奉願候茲ニ謹テ御吊
詞申述度如斯ニ御座候

今般は御引纏め京都御移転の由承り候か最早御移転相成候
事カニ奉存候新聞ニテ承レハ京都大学モ着々事業ヲ進メ候
赴何ニカト益御煩忙の事ト奉存候昨年御示命の件モ本年度
ニ至ラハ必ス実行の運ニ至リ候事ト存案シミ居ル処議會解
散の為又如何有之可クカト一全心痛罷在候只京都大学圖書
費の事は已ニ協賛モ有之候事ト承り候へは実行の運ニモ相
成可クカ何ニ致セ研究ニ従事スレバ従事スル程書籍ノ欠亡
ヲ来シ到底自費ヲ以テ之ニ応スル訳ニは参リ申サズコノ分
ニテハ目下ノ研究モ差支候ノミナラズ帰朝の上モ相当の書
籍館無之ニ於テハ教授ニモ差支ヲ生スル儀ト存候へは何卒
コノ分丈ニテモ至急其運ニ至リ候様御尽力奉願候尚ほ先日
願置候小生回歴研究の儀は如何可有之哉今般留学ヲ命セラ
レ候山田三郎氏^(長)は小生ト全一学科研究ニ有之候に已ニ初ヨ
リ仏英以并ニ米國ヲモ巡回の許ヲ得ラレ居り候全一学科研
究の者ニシテ一方ニ必要ヲ認メラレ候は、小生ニ於テモ全
様の事ト存シ候小生ニ於テモ何レ其中又改メテ巡回願出候

心組ニ有之候へは是又御尽力偏ニ奉願候

二月二十四日

参太郎

伯林ニ於テ

木下先生

(注) 消印より年を推定。

一一 岡松参太郎書翰(木下広次宛)

[五二]
〔一八九八(明治三一年)七月七日〕

(封簡表)

「Via Southampton Amerika

An Herrn Rector Kinoshita

Kyoto Japan

日本京都市帝国大学

木下廣次殿

至急要用 親展」

謹啓仕候爾来御無音ニ打過キ候処御渾家益御清勝大慶此事
ニ奉存候降テ私儀不相替無異消光罷在候間乍憚御休神被下
度候過日大西氏ニ御托^(概)の御芳書正ニ落掌難有拝誦仕候御示

命の事項ハ關係の諸子へ通知致シ置候

過日ハ御蔭ヲ以テ巡歴研究の許可ヲ得四月九日伯林ヲ発シ
維納、ブタペスト及ミューンヘン巡歴致シ専ラ國際私法中外
國人の權利及之ニ関スル才判^(才判)の實際ヲ研究仕リ伯林及維納
ノ公使館ヨリモ種々尽力致シ呉レ紹介其他材料供給ノ勞ヲ
取ラレ又至ル所大学ニ就キ斯学ニ関スル大家ヲ訪問シ其説
ヲ叩キ大体の取調ヲ了シ候最モ何分私人の資格ニテ取調候
コトニ有之候故外務省ニ付キ公ニ問合ヲ為シ又ハ公用文書
ヲ見ル等の事は出来難ク幾分カ隔靴搔痒の感無之ニはアラ
ス候へ共私人トシテ出来得可キ丈ハ充分ノ取調致シ外国人
ニ対スル工業發明の所有權、会社加入權等ノ事ハ最モ詳細
ニ取調べ又至ル所才判所^(才判)及ビ監獄ヲ訪ヒ外国人ノ取扱向キ
及其實際ヲ目撃致シ大キニ得ル所有之候殊ニ澳國ハ全一帝
國中ニ七箇ノ別國語使用セラレ御存の通り國語の異ニヨリ
仇敵の有様ニ有之候へはコレヲ各人民ニ対スル法廷及監獄
の取扱方は最モ後來の研究の爲利益ヲ得候四月廿九日取調
ヲ了シ当ハレ市ニ着爾来当大学ニ於テ研究罷在候当地ハ
ヤハリ普國の内ニテ伯林ヲ去ル三時間計リ市ハ至テ狭小ニ
テ人口八万ヲ出テズ伯林ニ比セバ実ニ田舎ニ有之候從テ大
学モ学生稍ヤク八百人法科ハ三百人位ニテ最モ多キ講義ニ
テモ三十人ヲ出デス伯林ノ一時ニ三四百人ヲ集ムル講義ト

[Ernst Hermann]

ハ雲泥の差ニ有之候然シ教授ニハ民法家ニハフイツチンク
 アリ刑法家ニハリストアリ田舎ノ事トテ教師モ甚タ親切ニ
 テ常ニ訪問其説ヲ叩クヲ得殊ニ当大学ニハ特ニ法律図書館
 アリ頗ル完全ノモノニテコレ何ヨリモ好都合ニ有之候又田
 舎ニ候へハ生計モ伯林ニ比シ大ニ安スク書生ニ取リテハ
 誠ニ恰好ニ有之候

京都大学モ御尽力ニヨリ着々歩ヲ進メ候赴来年ヨリハ法科
 モ愈開始致サル可ク候哉私共ノ最モ心配致居候は図書館ニ
 テ之ニシテ整備セサレバ授業ニモ差支可クト存候間此点ハ
 充分の御尽力奉仰候過日私旧友文学士島文^(大)二郎京都大学ヨ
 リ図書館設備ニ関スル取調ヲ命セラレ候赴ニテ之ニ関スル
 書ノ送致ヲ依頼シ来リ直ニ相当ナル書籍送付致置候私モ元
 来図書館好ニ候へハ伯林滞在中モ之ニ関スルコトハ聊自ラ
 取調今春旅行中モ各地図書館視察致シ殊ニ維納ノ図書館^{(世}
 界第三ニ位ス伯林ヨリハ遙ニ整備ス^ス及ミ^スンヘンノ有名ナ
 ル図書館^{(ミ}ュンヘン、システムトテ今ハ一方ノ模範トナリ
 ヲルモノ^ノハ最モ仔細ニ取調得ル所歟カラサル積リニ候若シ
 京都大学図書館設備ニ付キ外国図書館の参考ヲ要スル等の
 事モ有之候は、何卒其命ヲ蒙リ度悦シテ従事仕可ク候尚ホ
 先日^(一)の御書面中ニモ有之候か書籍買入の事は一時モ早く運
 ヒ候様御尽力偏ニ奉願候我田引水の様ニは有之候へ共專問^(二)

[大友]

ニ関スル書は専門家ヲシテ買入シムルコト学校の為ニモ大
 ニニ利益ト存候若シ予メ日録等ヲ要スルカ又ハ必要ト認ム
 ル書籍申出ヲ要スル等の事有之候は、早速取整ヘ可申出候
 尚ハ吳々モ御願申置候はモシ学校の手ニテ御買入相成候様
 の事ナラバ当初は専ラ生徒用ヨリは授業用のモノニ重キヲ
 置カレ度ク殊ニ^(大友)雑誌及報告ノ如キ大部のモノヨリ着手セラ
 レ候事希望致し候又^(大友)雑誌ハ一時ニ取整ヒ居候モノハ容易ニ
 求メ難ク又之アリ候へハ非常の高価ニ有之從テ私共ニ任セ
 ラレ除々買入の方針ヲ立テラレコト望ム所ニ有之候又^(大友)雑誌
 中アルモノハ目下研究ニ差支候間私共の中ニテ後來学校備
 付トナス目的ヲ以テ私費ニテ取リヲリ候モノモ有之候間此
 辺ノ処モ御含ミ置奉願候

新聞紙上ニテ聞シハ内閣モ大交迭の赴き随分其以下ニモ移
 動有之事ト存候自由改進黨派の合併如何ナル理由ヨリ茲ニ
 至リ候カ未タ電報ノミニテ詳ナルコト分ラズ想像ニ苦シミ
 ヲリ候然シ目下ノ如ク移動有之一躍大臣トナルカ如キハ大
 イニ青年刻苦勉勵の氣ヲ殺シ国家の為慶事ニ非ズト存ジ候
 薬王寺ニテモ御替リモ入ラセラレサル赴^(井上)何ヨリ^(井上)の事ニ存候
 此間御子供衆写真御送り下サレ御成長ニ驚キ候^(井上)四郎モ本
 年ハ二年級相済ミ実地研究ト相成候赴何卒時々御叩教偏ニ
 奉願候

私モ已ニ留学二年ヲ經過シ後ハ丸一年ト相成候夫レニ就キコ、ニ是非共御願申上度事有之候ガ実は御存の通り私儀民法及國際私法研究の命ヲ受ケテリ民法ハ目下独逸ヲ推シ候時トテ学者、著書モ甚タ多ク研究上の不便モ無之二年間専ラ其研究ニ従事致シ之の方ハ一通研究ヲ終へ候カ國際私法ニ至リテハ大キニ事情の異リ候モノ有之独逸大学二十四の中之の課目アルモノ五六ニ過ギズシカモ正課トシテ講坐アルモノハ伯林ハレー等一二ニ過ギズ故ニ特ニコレラ大学ヲ撰ミ講義聴聞仕候へ共右大学の意向ヨリ推スモ明ナルカ如ク当国ハ全体此学科ニ就キテハ誠ニ不熱心ニテ從テ学者モ著書モ少ナク講義モ実ニ淺薄ナルモノニテ到底当地ニアリテハ斯学科ノ研究ハ党束ナク從テ只独國ノミニ在リ候時ハ終ニ留学の素志ニモ背クコト可相成候間殘ル一年ヲ以テ他國ニ遊ヒ充分此学科の研究ニ従事シ又之カ研究ニ必要ナル語学モ從來研究ハ致居候へ共尚實際其國ニ於テ修業仕度ト存ジ候而シテ今國際私法ニテ有名ナルハ仏國及以國ニ付キ本年十月頃ヨリ仏國ニ転学致シ更ラニ來明治卅二年五月頃ヨリ以國ニ移リ研究ニ従事致度ト存候尚ほ右転学の途次及帰朝の途次ヲ以テ白耳義英國米國ヲ巡歴シ前ニ願出候ト全一問題タル外國人の權利及之ニ関スル才判^(ママ)の實際取調度考ニ有之候此転学及巡歴研究の許否ハ実ニ私一身の運命ニ

モ関スルコトニテモシ之カ許可ナキニ於テハ折角留学ヲ命セラレ候旨ニモ悖中後來授業上ニモ不完全の結果ヲ来シ終ニ其職ニ堪ヘサルニモ至ル可ク又巡歴研究モ之カ許可ナキニ於テハ折角今春取調候澳國其他の取調モ他國の比較ヲ欠ケバ水泡ニ歸スルニ至ル可ク遺憾此上ナク要之ニ此転学及巡歴研究ハ是非共文部省ニ逼リ許可ヲ得度クト存候何レ此次の便ヲ以テ右ニ関スル願書差出候都合ニ致候間予メ御許迄申出テ充分の御尽力偏ニ奉祈候尚ほ附けて申上置候は右僞以白等巡廻の事ハ已ニ昨年願出其節留学年限未タ余アレバ後ニ至ラバ許可ス可シトノ御指令ヲ受ケテリ候儀ニ有之又已ニ其前留学の命ヲ蒙リ候當時辞令書ニ獨國ノミ記載サレ居候間仏國以國ヲモ加ヘラレタクト申出候処転学ハ何時ニテモ許可スルヲ以テ夫レニハ及ブマジトノ大臣ヨリの御諭モ有之又已ニ昨年末留学ヲ命セラレ候山田^(三郎)郎氏ハ小生全樣國際私法研究の命ヲ受ケテラレ候ニ全氏ニハ已ニ当初ヨリ右私の願出候諸國へ巡歴の事許可致サレシカモ三年の留学期限以外ヲ以テ各國へ各六ヶ月の滞在ヲ許サレ居リ候已ニ文部省ニ於テ全氏ニ付キ右數國巡歴必要ト認メラレ候以上ハ全事項の研究ニ従事スル私ニモ全一の許可アリ度モノト存候結局此度願出候転学及巡歴願ハ実ニ小生一身の関スル所ニ有之候へは何卒事情御洞察の上充分御尽力ヲ仰キ

度又従事の留學生ハミナ三年ノ定ニシテ後ニ一年の延期ヲ許サレ四年海外ニ在ルコト通常の如クナリ候ニ私共ハ三年のミヲ以テ命令通帰朝致スコトニ候へは幾分の恩典ヲ下サレ然カル可クト存候

願書ハ次便ニテ差出候筈ニ有之候只少々困却致シ居候は次便ニテ差出候へは丁度八月末文部省ニ相達ス可ク尚ほ暑中休暇中ニ有之可ク從テ時機如何ト存候へ共私ニ取りテモモハヤ後一年ト相成候事在再致シ兼テ候間次便ヲ以テ差出候事ニ決定致候折悪シキ時期ニテ御話込ニモ御不都合ナル点少カラスト存^(マ)へ共右の事情ニ有之候へは何卒御周旅^(マ)一時モ早く許可の指令ニ接シ候様御尽力奉折候尚ほ附ケテ申上置候は此事は昨年^(政)富井博士来欧の節ニモ委細申上置き尽力ヲ依頼致シ置全氏モ承諾致サレリ候間はト全時ニ全氏へモ尚ほ依頼状相発シヤキ又戸水寛人氏ニモ尽力依頼致ス考ニ候尚ほ時期切迫致シヤリ一度不許可の指令ニ接シ又改メテ願差出候様ニテハ時機後レ外国ニ於テ研究の時間ヲ失ヒ候訳ニ付キ如何ニシテモ許可相成候様御尽力奉願候或ハ万一ニモ請求余リ大ニ過キ之カ為許可相成ラサル等の事モ有之候は、米國巡歴丈ハ万止ムヲ得サル節ハ除キ候てモ宜しく候間此段御含ミ願置候

右ハ誠ニ無理ナル御願ニテ嚙御迷惑トモ存ジ候ガ前ニモ申

上候通研究上の一大事ニシテ後來京都大学授業ニ従事致シ候上ニモ少カラサル影響有之可ク殊ニ東京大学ニテハ山田三郎氏^(三)數國ニ於ケル研究ヲ許サレ京都大学ニ於テハ私之カ許可ヲ解サル様^(カ)ニテハ權衡上モ少カラサル差有之可ク此辺共賢察の上御尽力偏ニ奉折候

學資ハ御影ヲ以テ今度増額相成今日ヲ以テ第一回の増額學資受取申候留學生一全愁眉ヲ開キ候事ト存候○私共全期の留學生モコレ迄ハミナ伯林ニ集リ居候処井上ハミ^(密)ンヘンニ參リ私ハ当地ニ參リ候へは殘ルハ高根^(高)のミト相成リ先日一寸伯林ニ出テ候処前ト異リ大キニ寂シク相成候然シ尚ほ法科ノモノニテ春木^(二)、田島^(錦)ハ伯林ニヤリ候

尚ホ申上度事モ有之候へ共余ハ後便ニ讓リ至急願用迄申上候謹言

七月七日

ハレーニテ

參太郎^(岡松)

木下先生梧右

乍憚御家内皆々様へ宜しく御伝声奉願候

二 織田萬書翰(木下広次宛)

〔五二〕

(一八九九明治三二)年四月九日

〔封筒表〕

Via London & Amerika

京都帝国大学総長木下廣次殿

Kioto Japan

拝啓

平生御無沙汰勝恐縮之至奉存候大学創設之際何かと御繁劇ニ可被為在御辛勞之程奉恐察候小生旧臘此地ニ参り一向語学之稽古罷在候へとも年取てから之語学ハむつかしく殊ニ生来之なまけ根性抜け兼ね一記一忘峻路を攀る思を来し候体軀のみハ倍旧頑健毎日豚の腸詰ニて腸詰するの災厄ニ逢ひなからくしやみ一つせず此冬を過し候

過日御書悉拜見仕候法科大学愈今秋より御開設之事ニ相成至急帰朝すへき旨承知仕候いまた公命に接せず候て何分発途之時日取極かね候へとも開設前学課之区分授業の方法はた校舎の規律等経歴上多少鄙見申述度廉もあり時日既ニ切迫し居候事アリて可成速ニ東帰の途ニ就候積ニ御座候且又一身の私情ニ於ては小生独り何の不幸か留学中引つゝき断腸之事のみにて帰心既ニ如矢中夜憂悶して寐られず壮心も

〔カ〕

為も挫けん程に思ひわつらひ旧臘之留学延期にハ大ニ当惑いたし一たひは断然辞退せんとまで決意仕候次第ニ候へハ此際帰朝の命ヲ得候こと実に空谷足音之感ニ御坐候いつれ公命あり仕第発途可仕尚しかと取極候上為御知可申上候圖書購入の件ニ付てハ先便四人連名にて一書得貴意置候又ハ書面緊要のものに候へは書留にせんと存居候へとも郵便締切之当日生憎耶蘇昇天祭ニ差当り不任意候間普通郵便に仕立候所詮紛失之恐れもあるましと存候へとも尚為念概略申述候乃ち諸留學生一同会合之上圖書購入の方法を議せん事到底むつかしくさりとて各自専門に従ひ分担購入せんにはなか／＼纏不申又段々重複の恐も可有之殊ニ時日切迫之際学校開始に先ち一と通之書籍備付けんには井上岡松及小生に高根を加へ都合四人に全権を委ねられ度さ候ハ、四人適當の場処ニ集合し各留學生より一々専門の書目を徴集し取合選択之上四人分担購入ニ従事すべき考ニ御座候會計法規上之都合も可有之ニ付圖書費ハ在外公使の手を経て御支払被成とも又た直接ニ書肆ニ御支払被成とも御都合次第ニ候へとも購入の方法ハ全権を以て従事するもの無之てハ到底間ニ合ハぬること、相心得右之趣御請求いたし御返事ハ電報にて戴候様申述置たる次第ニ御坐候何時日しも少き場合如何とも至急御取計可被下候

最初ハ今夏東歸之積にて多少心支度致し居候処突然延期の命ニ接し無致方その儘ニ打遣置今又急に歸朝之支度せんこと心のみ既にいそかれて少しも手に付かね候漸く初めの一ト関を通り抜けたる独逸語をこのまゝに致し置かバ専門の書籍を参考するさへむつかしからんと存し折角学ひそめたる甲斐には歸朝の日までに何とかして物になる様ニ致し置度又此地まで参り候て奥匈二国の窺見せすして空しく歸らんも残り惜しく被思候へは事に依らハ少々早めに当地を切り上げ歸りかけの見物といふ都合にせんかとも存し居候今日まで文部省より何とも沙汰無之以上ハ留学満期まで即ち六月中ハ滞在させおかん考ニやその辺とんと不相分彼此と思案罷在候若し六月中滞任する様相成候ハ、最後の一ト月即ち六月丈を巡遊ニあて奥匈兩國より南独逸ニ出て瑞士を経て巴里に入り諸事纏め之上東歸之船に投し度と存候乍後弛此旨文部省へ願置候

井上ハ御来示之趣もあれハ旅費接手次第上途之由申来候岡松ハ大分悠張居候て六月中旬までハブリクセルに在て仏語を学ひ圖書購入之事済み次第米國を経て歸るやら申来候右之都合ゆゑ帰途ハ多分別々ニ可相成候尤も旅行の願かなはぬ節ハ小生も大抵井上ト相前後して歸る事ニ可相成歟高根御呼返なきハ同人専攻之商法ハ目下ノ必要なしとの御考ニ

候哉伺度候若シ別ニ理由なくハたとひ目下必要なしとも事ニ依てハ民法の講座分担も可然罷立之際人手も少く圖書館之管理整頓など何事もなき様にて実ハ一大事業ニ候へばいくらも用事ハ可有之可成ハ同人も一緒ニ歸朝を命せられん事我々に取て仕合ニ存候同人只今伊國巡歴中にて所存を聞くを得ず候へとも歸朝に不満ハ毛頭有之ましくと存候

愈歸朝と相成候せつハ公私用之荷物も不少然るに日本の税関ハ世界に類例なきほど嚴重の検査を為す由かねて聞及候無論検査を受けるに異存あるべき道理も無之候へとも随分面倒と存候陸軍の留学生など歸朝之折ハ陸軍省又は參謀本部あたりより税関へ一片の通知を為し無検査にて通過する例も有之由ニ付我々に於ても出来る事ならハ右様の特典を得て簡易ニ通過させて貰ひ度と希望致候此事文部省若クハ大学の名を以て予め横浜並ニ神戸の税関へ御照会被下様御取計被下ましくや乍御迷惑御願申上置候

いろ／＼申述度事も有之候へとも拝芝を得ん期も不遠紫水翠嵐之境共ニ故山の滴を把て飲語仕度候
右御無沙汰御詫旁得貴意度如此御坐候

四月九日於伯林

木下先生侍史

草々不宣

(横田) 萬

〔正〕
難波理工科大学教授ニハ巴里分別後不相変ノ無音ニ致
し居候て不相濟御序之折よろしく被仰伝度願上候

Schiffbauerdamm 5111

Berlin

〔注〕 消印より年を推定。

度候此の程仏国より白耳義エドモンテリー氏著「黄人危険」
及仏国代議士クイバー氏著「古代科及近世科」の二書取り
寄せ一閱候処頗る有益の書と存し候ニ付別に小包郵便に託
し拝呈仕候間御退食之御余暇御瀏覽被下候ハ、大幸に奉存
候書中往々雌黄を施したる処有之別書購求の暇無之不敢御
寛仮被下度候先ツハ右のみ申上候勿々敬具

五月十九日

独逸国イエナ府岡村司再拝

〔注〕 消印より年を推定。

一三 岡村司書翰(木下広次宛)

〔五二〕

〔一九〇一(明治三四)年〕五月一九日

〔葉書表〕

「(Via Amerika)

Herrn H. Kinoshita

Kioto

Japan

大日本国京都市

京都帝国大学

木下廣次殿

」

木下先生丈前

益御清穆奉恭賀候爾後非常の御疎音に失し候段御有恕被下

一四 谷本富書翰(木下広次宛)

〔五二〕

〔一九〇二(明治三五)年〕三月一〇日

〔封簡表〕

「Via Londra e l'America-Giappone

Monsieur Kinoshita

a l'Université de

Kyoto

Japan

京都帝国大学

木下博士殿親展

」

拝啓久闊多罪恐縮至極ニ御坐候愈御清祥奉賀候小生無異勉強先般当地ニ罷越経済事情と学事との関係等に就き研究致居候間乍憚御休神被下度願上候

諸我京都帝国大学文科大学之義ハ定めて今度の予算には御繰込相成居哉に想像致居候処無之は色々御都合有之候事と恐察仕候唯明年ハ何卒開設の運に至らせ度懇望ニ御坐候小生も来五月初旬迄には英国へ転学可致積りにて本年十一月六日にて留学満期と相成候故年内には帰朝拜晤可致相樂居候夫れにつき帰途之義ハ何卒米国經由、たとへ僅少の時日たりとも同国文明一般の状況別して学事施設の概要を視察致ハ、資益不渺被考候間本日文部大臣^(菊池大進)迄右願書差出置候乍然国費多端予算欠乏との口実を以て聴許不相成哉も難測被存候が万一聴許不成候様の事ありては残念至極たるべく候間乍憚先生よりも何卒可然御口添成度願上候外国留学既三年に垂たり学殖不進恥入候へ共出来る丈は勉強も致候積ニ御坐候在伯林松本文三郎岡村司并当地在留の勝本勘三郎諸氏も一同無異勉強致居候へば是亦乍他事御安心被下度候我京都大学の盛運ハ日夜祈居候処折角為斯道御自愛專一と被存候敬具

三月十日

木下博士殿侍史

〔注〕 消印より年を推定。

在羅馬 谷本富

一五 末広重雄書翰(木下広次宛)

〔五二〕

〔一九〇二(明治三五)年〕五月一〇日

(封筒表)

[Via America

H. Kinoshita Esqr

c/o Imperial University of Kyoto,

Japan

京都帝国大学

事務所にて

木下廣次殿

」

其後は誠に御無音に打過ぎ失礼仕候時下愈々御多祥奉敬賀候小生幸に頑全罷在候間乍憚御放神被成下度候日英同盟は当局者の腕次第にて随分我国の利益と相成り可申兎に角邦家の慶事に御坐候万民誠意之を祝するは可なれとも内閣への忠義振りに各所の県知事が無智の民を煽動し

てお祭酒に泥酔せしむるに至りては実に言語^(ママ)同断と愚考いたし候

南阿戦争、米独諸国の激烈なる商業上の競争等によりて刺撃^(ママ)せられ久しく眠を貪りたる獅子は漸く其の夢より醒めんと致し居り候久しくゴルフ。テニス。クリケット等の屋外遊戯のみを以て国民の身体の発達精神の練磨に足れりとしたるも南阿戦争の爲め募兵の際其の欠点暴露いたし今や独乙風の兵式操練を小学及中学の子弟に強制す可しとの論者生じ之が期成を目的といたす協会設けられて追々勢力を得るに至り候第二は御承知の如く母国と殖民地を結付て其の干係を親密にし一の大帝国を形成いたさんとの計画に御坐候戴冠式後当市に開かるべき各殖民地代表者の会議が如何なる点迄進行いたすやは不明に候へとも兎に角歩一步時勢は英人を駆りて此の方向に赴かしむることは争ふ可らざる事実^(ママ)に可有之候其他種々の方面に活氣加はり来り英国の将来再び見る可き所ありと信じられ候然れども英国が今日米独諸国に比して景氣の甚だ宜しからざるは其の教育制度に本くこと非常なるものありと存じ(尤も他に幾多の源因有之候へとも)られ候へば今日の処土台の修繕最大緊急の事にて英人の着眼早く此に至らずんば新進国と対峙して永く其の国威を持続し得るやは一箇の疑問に御坐候

愈よ来月二十六日には英国王の戴冠式挙行の筈にて最早間近と相成り候間至る処其の祝賀の準備に甚だ多忙なる様見受けられ候此の時にありて此の地にあり此の盛況を観るを得るは小生の至幸とする所に御坐候^(昌泰)
御健康を祈り奉り候奥平伯の身の上何卒御配慮を給はり度願上奉り候早々頓首

五月二十日

^(末広)
重雄拝

木下先生閣下

〔注〕 消印より年を推定。

一六 荒木寅三郎書翰(木下広次宛)

〔五二〕

一九〇二(明治三五)年一月九日

〔封簡表〕

「Via Amerika」

A son Excellence

Monsieur Kinoshita,

le Recteur

de l'université

Kyoto

Japon

大日本帝国京都市聖護院

(広次)
木下総長殿

[封筒裏]

「T. Araki

16 Zemme Reutgasse

(F.P.)

Strasbourg Ga. J

拝啓

益御清祥之御事と奉存候小生義去月十四日無事馬港ニ着仏
国之各大学ヲ視察シ次テ白義国ニ参リ同国之各大学ヲ歴訪
シ去月卅日漸ク当地ニ到着致候当地ニハ小生ト専門ヲ同フ
スル「ホーフマイステル」ト申ス教授有之至テ熱心ニ研究
致居候様子ニ御座候暫時当地ニ滞在之上同氏之長処ヲ脩得
致シ然後他地方ニ向テ出発之心算ニ候

当地は今日猶仏語ヲ話ス者多ク從テ独逸ニ入りタル心持ハ
不致候

此書狀到着之頃は已ニ新年ト可相成ト存候間乍略儀茲ニ謹
テ新年ヲ奉賀候余は後便ニ讓候

明治卅五年十一月九日

草々頓首

「ストラスブルグ」ニテ

荒木寅三郎

木下総長閣下

二 諸制度の整備

〔法科大学規程改正〕

一 高根義人書翰(木下広次宛)

[五二]

(一九〇二(明治三五)年)五月六日

[封筒表]

「京都市聖護院

木下廣次様

親展」

[封筒裏]

「須磨

高根義人」

謹啓同封ニテ大学制度改正意見ニ三点覚書トシテ御覽ニ供
シ候先般内外論叢ニ論シタルモノトハ多少相異ナリ候何レ

モ未定稿トシテ御参考マテ差出候ノミ尚充分研究シタル上
ニテ勅令改正案ヲ私擬仕度存居候

今週御上京前御拝芝ヲ得ヘク存居候ヘトモ三四日前より家
児(一才半)大熱ニテ相弱リ居リ候ヘハ或ハ木曜日ニハ上京
六ツカシクカト恐レ候故右拝呈シ候別ニ稿ヲモ起サ、ル蕪

雜ノ文字ニ候ヘハ御一読後ハ御返付ネガヒ上候

(参太郎)

岡松進退問題ハ先般モ申上候通り織田学長ハ勿論小生等モ

苦心致居候次第何分ニモ京都大学ノ休戚ニ関スルト同時ニ
岡松ノ前途ニ非常ノ影響ヲ及ホス儀ト存候ヘハ今回ハ少ク
モ兩大学ニテ内約位出来スル運ニ致度充分御配慮奉祈候過
日戸水寛人氏面会候所転任許可切望ノ様子小生ハ東京ハ已
ニ大牢ノ美味ニ飽キナガラ更ニ一塊ノ羊肉ヲ得ントスルニ
異ナラス京都ハ今や漸クニシテ常食ヲ得ントスルニ当リテ
其尤モ美味ナル一菜ヲ奪ハル、ニ均シト申置候兎角好都合
ノ団円ヲ望マシク奉存候

先ハ右申上度

勿々頓首

五月六日

高根義人

木下老台侍史

講座制度ノ改正

現今ハ各講座ニ付キ必ラス一人ノ教授ヲ要スルカ如キ主義
ヲ採レル如シト雖トモ是レ頗ル不当ナリ重要ナル講座ニハ
必ラス専任教授一名若クハ数名ヲ要スルコトアルヘキモ他
ノ講座ニ対シテハ必ラスシモ一名ノ教授ヲ要セス他ノ教授
ニシテ之ヲ兼ネシメ若クハ望ム者ヲシテ之ヲ担任セシムル
モ可ナリ而シテ教授ニハ或ル一講座ニツキ教授ニ任セラレ
タル以上ハ如何ナル題目ニ就キテハ講義ヲ為スノ自由ヲ与
ヘシム

俸給ニ関シテハ現今ノ講座俸ヲ全廃スルヲ可トス蓋シ現行
ノ講座俸ハ独乙ニ模シテ其要ヲ失セルモノナリ独乙ニテハ
本俸ハ各教授ヲ通シテ均一ナレトモ講座俸ハ其講義ノ聴講
料ノ一半若クハ全部ヲ收入セシメテ之ニ代ユ而シテ教授タ
ルモノハ其分科ニ属スル如何ナル科目ニテモ開講スルコト
ヲ得其開講シタル講義ニ対シテハ聴講料ヲ収ムルモ又タ無
料トスルモ自由タリ我現行講座制ヲ改正スルニハ教授ニハ
一定ノ俸給ヲ与ヘ今日ノ本俸職務俸ノ區別ヲ廃スルヲ可ト
ス而シテ或ル教授ハ其担任スル一講座以外ニ於テ大学ノ設
ケタル講座ニ属スル講義ヲ為スコトヲ得ルモノト為シ而シ
テ其担任外ノ講義ニ対シテハ一定ノ手当(例之一週一時間ニ
対シ若干位ト云フ見積ト為スモ可ナルヘシ)ヲ給スルモノト
為ス之カ実行方法トシテハ正教授ナキ科目ニツキ又ハ一般

ニ之カ為メ若干ノ預算ヲ設ケハ則チ可ナリ例之一週三時間ノ特別講座ヲ其數二十ト為スモ以上ノ方法ニ從ヘハ一科目ニツキ一ケ年三百円ト為ストキハ總額六千円ニ過キサル可シ六千円ノ經費ヲ以テ各一法科大学ニ於テ二十ノ特別講座ヲ設クルコトヲ得ハ其価ハ寧ろ廉ニ過クト云フヲ得ヘキ乎若シ夫レ今日ノ如ク一教授一講座ヲ担任ス可キモノト為シ其他ニハ如何ニ他ノ事項ニ研究スル所アルモ之ヲ公ニスルノ機會ヲ与ヘサルハ研究ノ發達ヲ進ムル所以ニ非ス且ツ各教授ヲシテ自己担任以外ノ科目ニツキテハ研究スルニ及ハズ又タ之ヲ研究スルハ職分ヲ忘レタルモノナルカノ如ク思ハシメ教授ヲシテ全局ヲ忘レテ偏隅ニ局促セシムルノ弊ヲ防止スルヲ得ン

学科區別ノ廢止附士称号

現今ノ如ク文科ニ九学科ヲ設ケ理科ニ八学科ヲ設クルカ如キハ學問ヲ切實スルコトヲ示スモノニシテ最初ヨリ人物ヲ局促セシムル制度ト云ハサル可ラス太學ノ大學タル所以ハ學ハントスル者ハ物理学ト経済學トヲ兼ヌルヲ得セシメテモ可ナル丈ノ設備ヲ設ケ人類知識ノ一致ヲ謀ルコトヲ得セシムルニ在リ然ルニ入學ノ初ヨリ已ニ自ラ蝸牛角頭ニ住ミテ研究セシムルカ如キ方針ニ依ルハ不可ナリ斯如キ區別ハ將來世ニ出テタル後各人自ラ之ヲ撰マシム可シ大學ノ區別

ハ各分科ヲ以テ限界ト為ス可ク其以上ノ細分ハ之ヲ為ス可ラス然レトモ卒業ノ制度ハ我國ニ於テ已ニ長ク行ハレタル事ニシテ一朝ニシテ他ノ方法ニ移ルコトヲ得サル可キヲ以テ各分科大学ニ於テハ其所設ノ科目中何レカノ五科目若クハ六科目ノ試験ニ及第シタル者ニハ學士ヲ稱セシムルコトト為ス可シ例ヘバ法科ニ在リテハ民法商法民刑訴訟法經濟總論刑法六科目ニ及第スルモ又ハ經濟總論各論憲法民法財政學ニ及第スルモ又ハ第二ノ中ニテ財政學ニ代ユルニ統計學ヲ以テシ之ニ及第スルモ亦卒業ト云フコトヲ得セシム文科ニ就テ云フモ必スシモ初ヨリ歴史國文哲學科ト云フ如キ細區別ヲ為サスソハ唯卒業試験ノ科目トシテ之ヲ配合スルニ止メシム斯クシテ試験ハ卒業ノ際一度之ヲ行フ可キモノト為ス随テ試験ノ為メ毎年學生カ一ケ月若クハ二ケ月ヲ費スコト無ク平時ニ唯研究ニ從フコトヲ得最後ニ二三ケ月全ク受験ノ準備ニ費スニ至リ結局發育ノ目的ニ叶フ可シ蓋シ試験ナルモノハ必要ノ禍害ナリ去レハ可成之ヲ頻繁ニ為サス之ヲ一回ニ限ル可シ

必修科目及隨意科目

嘗テ各分科所定ノ科目ヲ必修ト隨意トニ分ツ可キ所以ヲ論セシカ此區別ハ随分弊害ヲ生ス可シ例ヘハ

(一) 學生ハ必修科ノミヲ勉メテ隨意科ヲ忽視スルニ至ラン

(二) 必脩科ト随意科ノ担任教授ニ多少熱心ノ度ヲ異ニスルニ至ル可シ

(三) 大学ハ學問ノ淵藪ト見タルトキハ其設ケタル科目ニ優劣ノアルヘキ筈ナシ

學フ者ノ便宜ヨリ見レハ彼ヲ是ヨリ優レリト為スコトモアル可ク又タ人物ヲ要スル者例ヘハ政府ヨリ見レハ甲学科ハ乙学科ヨリ重シト為スコシ然シ大学自ラ之カ區別ヲ為スハ大学ノ根本的性質ニ反ス是レ必脩随意ノ區別ニ対スル最大非難ナリ

此等ノ非難ハ固ヨリ之ヲ知ラサルニアラサリシカ焦眉ノ急トシテ以上ノ區別ヲ設クルコトヲ主張セシモ若シ前段ニ論セシ如クシテ卒業授験科目ヲ各種ニ區別スルトキハ随意必脩ノ區別ヲ設ケスシテ大学ノ眼中ニハ何レノ科目モ同一ニ重要ナルモノト為シ而シテ各學生ハ其好ム所ヲ択ムヲ得ルニ至ル可シ

大学間ニ於ケル転学ノ自由

転学ヲ為サシムルハ學問ノ進歩ニ裨補スル所多カル可キコト今更弁ヲ待タス若シ以上ノ如キ制度ト為シ学科ノ細分ヲ為サス又タ試験ハ一定ノ年限在學後一回受験スヘキ大学ニテ受クルコトヲ得ルトセハ今日ノ如ク転学ニ不自由ヲ感スルコト無カル可シ

大学入学ノ預備

以上ノ実行方法トシテハ大学入学ノ制度ヲモ改メサル可ラス第一ニハ高等学校ニ於テハ学科ノ區別ヲ全廢シ唯一般ニ通スル預備的学科ヲ修メシム例ヘハ外国語ノ如キ歴史ノ如キ之ナリ斯クセハ高等学校ハ必スシモ三年ヲ要セズ二年ニテモ可ナル可キ歟

〔注〕 消印より年を推定。

二 法科大学年限短縮に関する件*

一九〇三(明治三六)年二月二三日

貴学法科大学試験規程ニ依レハ同科大学學生ハ四ヶ年以上在學スルニアラサレハ卒業スルコトヲ得サルコトニ相成候処同科大学各学科中ニ就キ或ハ講義ノ時數ヲ減少シ或ハ將來ノ職業ニ從テ必修科目ノ選択ヲ自由ニシ以テ其ノ時間數ヲ減スル等適宜ノ方法ニ依リテ学科目ノ配當ニ改正ヲ加ヘラレ且ツ學生ノ志望ニ依リテハ三ヶ年ニテ卒業スルコトヲ得ルノ途ヲ開カレ度希望致候条御取調ノ上至急何御運相成度依命此段申進候也

明治三十六年二月二十三日

文部省専門學務局長理學博士松井直吉印

京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿

追テ法科以外ノ分科大学ニ於テモ講義ノ時数ヲ減少シ
若クハ必修科目ヲ減スル等学生ノ負担ヲ輕クシ得ヘキ
途モ有之候ハ、同時ニ御取調相成度申添候也

三 京都帝国大学法科大学規程改正ノ理由 [五二]

(一九〇三(明治三六)年)

京都帝国大学法科大学規程改正ノ理由

從來ノ京都帝国大学法科大学規程ハ既ニ成ルヘク授業時数
ヲ減少シ学生ノ負担ヲ輕クシテ其修養ヲ勉メタルニ拘ラス
必修ノ科目頗ル多ク且學問ノ進歩ニ從ヒ科目ハ益々増加シ
授業時数モ亦從テ増加スル趨向アリ今ニ於テ之カ改正ヲナ
サ、レハ徒ニ学生ノ負担ヲ重クスルノミニシテ却テ大学教
育ノ目的ニ背馳スルノ恐アリ且若シ科目ノ編制ニ意ヲ用キ
学生ノ志望ニ依テ自ラ選択セシムルトキハ從來ノ在学期ヲ
短縮スルモ寧ロ其修業成績ノ良好ナルモノナシトセス乃チ
此趣旨ニ本ツキテ改正案ヲ具ス其改正ノ要点ハ左ノ如シ

一、最短在学期ヲ三ケ年トシタルコト

最短在学期ヲ三ケ年トスルモ学生各自ノ志望ニ應シ必要

ナル科目ハ其最少限度ヲ定ムルニ由リ其必修科目ノ内容
ニ於テハ從來ノモノト優ルトモ劣ルコトナカルヘク從テ
授業時数ハ却テ從來ヨリ減少スルカ故ニ一年ヲ短縮シタ
ルカ為ニ特ニ学生ノ負担ヲ増スコトナク又其結果ニ於テ
モ敢テ從來ト異ナル所ナカルヘシ是レ在学期ヲ短縮シ各
試問科目ヲ三学年ニ配当シタル所以ナリ(二六条参照)

二、試問ノ四種ニ分チ学生ノ選択ニ任シタルコト

大学教育ノ目的トシテハ各科目ノ間ニ輕重ヲ置クコトヲ
得スト雖モ学生処世ノ方向ヨリ見レハ其修ムル所自ラ異
ナラサルヲ得ス是レ本案第十一條第一項ニ於テ科目其物
ニ必修選択等ノ區別ヲ設ケスシテ学生ノ選択ニ依リ其受
クヘキ試問ヲ定メシメタル所以ナリ乃チ第一試問第二試
問ハ主トシテ職ヲ司法ニ執リ若クハ法律ノ學理ヲ究メン
ト欲スル者第三試問ハ專ラ行政ノ實務ニ与リ若クハ其學
理ヲ究メント欲スル者第四試問ハ專ラ經濟ノ實際ニ当リ
若クハ其學理ヲ究メント欲スル者ノ選フヘキモノト為ス
此ノ如クセハ学生ハ其力ヲ志望ノ學科ニ集中シ其成績ニ
於テ必ス觀ルヘキモノアルヘシ然レトモ学生ヲシテ初ヨ
リ其研究ヲ限ラシムル必要ナシ是レ第十一條第二項ニ於
テ二種以上ノ試問又ハ其選択シタル試問ニ屬セサル科目
ノ試問ヲ受クルコトヲ許シタル所以ニシテ又自ラ從來ノ

法律学科政治学科ノ区別ヲ廃シタル所以ナリ

三、各試問ニ要スル科目ノ授業総計時数ヲ減少シ各

科目ノ授業時数ハ却テ之ヲ増加シタルコト

前述ノ理由ニ由リ各科目ノ授業時数ハ從來ヨリ多クハ之ヲ増加シタリ例ヘハ民法ハ從來三ヶ年間総計十二時間ナリシモ之ヲ十五時間トシ経済学ハ從來三ヶ年間総計十時間ナリシモ之ヲ十六時間トセリ然レトモ試問ヲ四種ニ分ツカ故ニ各試問ニ付テ之ヲ見レハ授業時数ハ從來ヨリ遙ニ減少セリ即チ甲号表ニ示スカ如ク少キハ三ヶ年間ヲ通シテ五十八時間多キモ六十六時間ニ上ラス之ヲ三ヶ年ニ配当スルトキハ乙号表ニ示スカ如ク一年間毎週ノ授業時数二十時間内外ニ過キス是レ学生ノ負担ヲ輕クシ却テ其實力ヲ養成セシムルニ適ストスル所以ナリ(細則第三条参照)

四、試問ノ及第成績ヲ甲乙丙丁ニ分チタルコト

法律政治ノ學問ニ就キ試問ヲ施スニ当テハ理化算數等ノ學問ニ於ケルカ如ク其成績ヲ算定シテ細密ノ區別ヲ為ス能ハス是レ從來ノ点数制ヲ改メテ本案ノ如クシタル所以ナリ(細則第十三条参照)

(注) 別に条文および表が存在すると思われるが、見当らず。

四 法科大学規程及同細則補則改正ノ件

一九〇三明治三六年四月二九日

〔一五〕

議按 法科大学規程及同細則補則改正ノ件

〔義人〕
織田及高根評議員改正ノ要旨ヲ説明ス其要旨左ノ如シ

一 四年ヲ三年ニ改メ負担ヲ輕クス

一 政治科法律科ノ別ヲ廃シ維一トシ選択科目ト必修科目ニ分ツ但試問ヲ受クル方ニ於テ各自ノ選択ニ任シ將來ノ目的ニ依リテ第十一条ノ四種ニ分チ即第一ハ弁護士等ノ實務第二ハ學理研究第三ハ行政官第四ハ経済トス此區別ニ從テ學科ニ主ト從トノ別アレトモ其他ニ二種三種ヲ研究スルヲ妨ケズ

一 (試問成績六十點以上ヲ及第トセルヲ大体ノ等級ニ改メ甲乙丙丁ノ四種ニ分ツ

一 補則ハ実行上ニ就テ現状ニ照シテ打算ノ必要アリ先ツ本年九月ヨリ適用シ三月卒業ノ者ニ對シテハ三四科目特別ノ試験ヲナス等適應ノ考ヲ要スヘシ

一同本按ノ改正ハ最望ム所ナリトテ異議ナク之ニ決ス

五 法科大学規程改正ノ件

〔一五〕
一九〇五(明治三八)年六月三〇日

一 法科大学規程改正ノ件ハ現行規程ハ制定以來日尚淺クシテ其実行ノ結果未タ明亮ナラザルモノアリ又現行規程ノ方針ハ從來本大学一般ニ行ハル、所ナルヲ以テ法科大学ニ於テ今日之レガ改正ヲ見ルニ於テハ他分科大学ノ規程ニ影響スル所尠ナカラザルヲ以テ先ツ現行制度ヲ維持シ実行上欠点アリト認メラル、点ハ其制度ノ範圍内ニ於テ矯正ノ方法ヲ講ジ徐ニ其結果ヲ見テ改正ヲ決スルモ遅カラザルベシト決定ス

六 法科大学規程改正につき上申*

〔一六〕
一九〇五(明治三八)年七月一三日

今回提出致候本学規程改正案評議會ニ於テ否決相成候處本該案ハ其内容全然本学ニ專屬スル事項ノミニ係リ毫モ他分科大学ノ規程等ニ影響ヲ及ホスヘキモノニハ無之ノミナラス已往将来ヲ鑑ミ本学ノ為メ已ムヘカラサル緊急ノ改正ト信シ教授三分ノ二ヲ超エタル大多数ノ同意ヲ以テ尤モ慎重ニ議決セラレタルモノニ有之候從來評議會ニ於テハ這般ノ提案ニ付キ常ニ各分科大学教授会ノ議決ヲ重シ全然之

ヲ否決スルカ如キコトナキヲ以テ慣例トセシニモ拘ハラス該案ノ如キ性質ノモノニ對シ此慣例ヲ破却スルニ至リタルハ甚タ遺憾ニ被存候間御省慮ヲ仰キ度ク本学教授会ノ議決ヲ具シ此段及上申候也

明治三十八年七月十三日

法科大学長法学博士織田萬印
京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿

七 法科大学規程改正ノ件〔抄〕

〔一五〕
一九〇七(明治四〇)年三月二〇日

三、法科大学規程改正ノ件

原案

〔中略〕

規程改正案理由

今回法科大学規程改正案ヲ提出スルニ就キテ改革ノ綱領ヲ説明スルコト左ノ如シ

一、修学年限ヲ四箇年ト為スコト

法科大学所設ノ各学科ニ於テ教授スヘキ材料近來益其ノ多キヲ加フルニ至ルヲ以テ修学年限ヲ四箇年ト為スニ非サレハ到底完全ニ之ヲ教授スルコト能ハス現行三年制度ニ於テ

ハ各学科ノ講義多クハ完了セスシテ学生ニ学科全般ノ知識ヲ授クルコト能ハス若シ現行制度ノ下ニ於テ各学科ノ講義ヲ完了セシメント欲スルトキハ毎週過多ノ時間ヲ要シ為メニ学生ヲシテ聴講筆記ニ疲レ注入記憶ニ偏倚シテ咀嚼鍊磨ノ余裕ナカラシムルノ結果ヲ生スヘシ是レ正ニ教育ノ要旨ニ反スル所タリ独逸ノ如キ法律政治ノ学ニ関シテ参考書ニ富ミ学生ノ読書力強ク教授ノ方法モ亦頗ル講義ヲ進捗セシムルニ足ルモノアリト雖モ尚ホ民法實施以來法科大学修學年限ヲ延長シテ四箇年ト為サントスルノ議ナリ我國ノ参考書ニ乏シク学生ノ読書力弱ク教授ノ方法モ亦彼ト異ナルモノアルニ於テ四年制度ヲ採用スルハ寧ロ当然ノ舉ト謂ハサルヘカラス是レ修學年限ヲ四箇年ト為スヘキ理由ノ一ナリ法律政治ノ学ヲ専攻シ身ヲ立テ業ヲ成サント欲スル者ニ在テハ必スヤ深く其学科ニ通曉シ理論ト応用トヲ明ニシテ以テ世用ニ適セサルヘカラス之レカ為メニ四年ノ歲月ヲ費スハ決シテ過多ナリト謂フヘカラス故ニ三年制度ヲ改メテ四年ト為スハ完全ナル人材ヲ作ル所以ニシテ國家ノ為メ將タ学生自身ノ為メ極メテ有益ナリト為ス所ナリ現行制度ハ蓋シ一般学生ノ修學年限短縮スヘシトノ主旨ニ本ツキタルモノニシテ其期スル所ハ敢テ不可ナルニハ非スト雖モ必之ヲ短縮セント欲セバ宜シク高等学校以下ノ学校制度ニ於テ之

ヲ為スヘシ学生処世ノ具トシテ終身ノ用ヲ為スヘキ専門学科ニ於テ其年限ヲ低減スルハ決シテ策ノ得タルモノニ非ス是レ修學年限ヲ四箇年ト為スヘキ理由ノ二ナリ

東京大学法科大学ハ四年制度ヲ取り我カ法科大学ハ三年制度ヲ取レリ我カ卒業生ノ実力ハ固ヨリ遠ク東京卒業生ノ右ニ出ツルコト能ハス而シテ社会ハ一概ニ我カ卒業生ヲ以テ劣等ナリト為シ我カ大学ヲ目シテ第二流ノ大学ナリト為スノ傾向ヲ生セリ是レ三年制度ヲ取レル結果ニシテ誠ニ已ムコトヲ得サル所ナリ三年制度ヲ設クルノ初二当リテハ迅速ニ且多数ニ實用ノ人材ヲ作出シテ以テ社会ノ急需ニ応センコトヲ期シタリシニ今ヤ社会カ我カ卒業生ヲ歡迎セサルノ事跡アルトキハ三年制度ノ目的ハ全ク齟齬セリト謂フヘシ嘗テ現行制度ヲ議スルノ時東京大学亦三年制度ヲ採用スルコトヲ条件トシテ此ノ制度ヲ行フヘキ旨提案シタル者アリ東京大学ニシテ依然其制度ヲ改メサルニ於テハ我モ亦四年制度ヲ採用シテ以テ大学ノ名声ヲ維持シ卒業生ノ信用ヲ回復スルノ途ニ出テサルコトヲ得ス是レ修學年限ヲ四箇年ト為スヘキ理由ノ三ナリ

或ハ云ハン改正規程ハ果シテ所期ノ結果ヲ収ムルコトヲ得ヘキヤト曰ク然リ現行制度ノ下ニ在リテハ到底良好ナル成績ヲ得ルノ望ナシト雖モ改正規程ニ依レハ能ク学科全般ノ

講義ヲ完了シテ完全ナル人材ヲ作出シ以テ大学ニ名声ヲ維持シ卒業ノ信用ヲ回復スルヲ得ヘキコト斷シテ疑ヲ容レサルナリ

或ハ又云ハン現行三年制度ハ實施以來未タ四年ニ滿タス十分ニ其ノ利害ヲ経験セリト謂フヘカラス然ルニ既ニ其改正ヲ議スルハ豈大早計ニ非スヤト然レトモ現行制度實施ノ際現行ノ學生ニ對シテ三年制度ノ利益ヲ均霑セシメタルカ故ニ現行制度實施後三年制度ノ卒業生ヲ出タセルコト既ニ數回ニ及ヘリ故ニ現行制度ノ利害ハ既ニ判明セリト謂フヘシ且現行制度實施後一年ニシテ既ニ卒業ノ社會ニ於ケル成績ノ不良ナルコトヲ察シ夙ク改正案ヲ提出セシモ不幸ニシテ評議會ニ採用スル所トナラス爾來二星霜隱忍シテ以テ今ニ至レリ故ニ今日改正案ヲ提出スルモノハ寧ロ共ニ晩キヲ憾ム所ニシテ決シテ大早計ニ非サルナリ

二、卒業論文ヲ廢シテ卒業試問ヲ置クコト

論文ノ制度ハ宜シク之ヲ大学院學生ニ應用スヘキ所ニシテ之ヲ分科大學生ニ施行スルハ害多クシテ益少ナシ分科大學生ハ未タ法律政治全般ノ知識ヲ有セサルナリ然ルニ一大論文ヲ科シテ甲科ニ合格セントス其多大ノ努力ト時間トヲ要スルヤ勿論ナリ其ノ作出スル所間々雄篇傑作ナキニ非スト雖モ大抵不完全ナルコトヲ免レス之レニ依テ多少讀書力ヲ

増シ特別ノ知識ヲ得ルコトアランモ顧ミテ法律政治全般ノ知識ハ習得ニ於テ欠クル所アルトキハ其得ル所ハ以テ其ノ失フ所ヲ償フニ足ラサルナリ三年制度ニ在リテ學生ハ論文製作ノ為メニ半年若クハ一年ノ時間ヲ費シ一般學科ヲ攻ムルハ二年若クハ二年半ニ過キサルカ故ニ其不十分ナルコトハ固ヨリ言フヲ待タサル所ナリ

或ハ云ハン改正規程ハ四年制度ヲ採用スルカ故ニ卒業論文ト卒業試問トヲ併課スルモ亦可ナラスヤト曰ク非ナリ改正ノ主眼ハ東京卒業生力同^(マ)等若クハ同等以上ノ實力ヲ有スル卒業生ヲ出タシ以テ其信用ヲ回復セントスルニ在リ然ルニ東京大學ニ存セサル卒業論文ノ制度ヲ置キテ學生ノ負擔ヲ増シ以テ東京卒業生ト同シカラシメントスルハ是レ走者ニ重担ヲ負ハシメテ輕裝者ト競争セシムルモノニシテ全ク改正ノ旨趣ヲ没却スルモノナリ但言論文ハ法學學生必須ノ具ナルカ故ニ演習科等ニ於テ適度ニ之ヲ練習セシムルハ固ヨリ妨ケサル所ナリ

卒業試問ヲ置クハ平生ノ課業以外ニ於テ學科全体ヲ獵涉通覽セシメ其ノ知識ヲ有スルニ在リ乃チ卒業試問ヲ置クノ必要ナルコトハ又多弁ヲ須^スサルナリ

三、四種試問ノ區別ヲ廢シ法律學科及政治學科ノ二

科目ト為スコト

以上三大綱領ノ旨趣既ニ明カナルトキハ之レニ依テ設ケラ
レタル細目ノ規定ニ一一之ヲ説明スルノ必要ヲ見ズ唯終リ
ニ經過規定ニ就テ一言セントス

改正規程ハ本年七月ヨリ實施セシムコトヲ期ス而シテ現在學生ニ對シテハ一切現行制度(旧規程)ヲ適用シ唯改正規程實施後ハ卒業論文ヲ廢シテ卒業試問ニ代フルノ際外例^(マダ)ヲ設ク是レ現行制度ニ在リテ卒業論文ヲ提出スル者ハ演習科ニ出席スルノ必要アリト爲セトモ改正規程ニ於テハ必スシモ各科ノ演習科ヲ設ケサルガ故ニ此ノ條件ヲ備フルコト能ハサ

ルノ不便アルニ因レリ(終)

議長ヨリ本件ハ重大ノ件ニ付審議アリタシ元四年ノ課程ナリシガ中頃三年ニ改メ又之ヲ四年ニ改メントシテ一昨年法科大学ヨリ提出セシガ三年トナリテ一回ノ卒業者出サバルニ付之ヲ改ムルハ大早計ナリ經驗モ薄ケレバトテ否決シタルガ法科大学ニテ依然其意思ヲ繼續シテ教授会ニ於テ殆ト全会一致ニテ可決シタルモノナレトモ評議會ニテハ獨特ニ其改正時期到着スルヤ否ヤ又法科大学ノミニテハナクシテ帝国大学トシテノ問題ナルヘシ且ツ各処コレカ批判ノ起ルコトモ免レサルヘシ去リトテ反対スルニハアラサレハ評議會トシテ熟考ノ上決セラレタシトノ陳告アリ

(英)
ソレヨリ織田議員ヨリ詳細改正ノ説明並ニ井上千賀兩教授ヨリ補足ノ説明モアリ質問答弁ノ末大体議ノ先決問題ニ移リシガ暫時熟考ノ時間ヲ与ヘラレ度トノ説アレトモ一名二過キズ

(英) (總本部)

仍テ先ツ左ノ三綱領ヲ議スルコト、ス

一、修年限ヲ四箇ト為スコト

二、卒業論文ヲ廃シテ卒業試問ヲ置クコト

三、四種試問ノ區別ヲ廢シ法律学科及政治学科ノ二科

目ト為スコト

右執レモ異議ナク卒業論文廃止ハ理工科大学ニテハ二ツトシ一ハ論文一ハ卒業試問トシテ之ヲ選ハシムルコト、シ数学ノ如キハ論文ハ困難ナルヘケレハナリトノ説アリ続テ逐条審議ニ移リ左ノ通修正ス

補則第二條ノ第一号但書ヲ第二号ニ改メ

「二、論文試問ハ明治四十一年六月ノ試験期ヨリ卒業試

問ヲ以テ之ニ代フ」トス

而シテ理由書ハ露骨ニ過キ伺書ニ添付シ難キ嫌アルヲ以テコレカ修正ヲ井上教授ニ一任ス

八 澤柳政太郎書翰(木下広次宛)

〔一九〇七(明治四〇)年五月〕九日

〔封筒裏〕

「京都帝国大学官舎

木下廣次殿

親展」

〔封筒裏〕

「澤柳政太郎」

拝啓法科規則改正及学長更迭モ今日愈發令之事ニ相成候右ハ素ト／＼不得已即チ之ニ依テ從來之情氣ヲ一掃シ得ヘシトノ事ニ重キヲ置キタル次第ニ候規則ソノモノハ寧ロ從來ノモノノ方可ナルカト存候然ルニ教授多数ノ意氣一新ノ効アルヘシトノ御意見ニ基キ認可ニ相成候就テハ十分ニ御垂訓相成候様此際特ニ囑望仕候先ハ右迄草々頓首

九日

澤柳政太郎

木下総長殿

〔文科大学關係〕

九 京都帝国大学文科大学の組織に関する卑見

〔五二〕
一九〇三(明治三六)年九月二日

〔表紙〕

「

谷本 富

京都帝国大学文科大学の組織に関する卑見

」

目次

一 欧米諸大学性質の異同

大学一般の任務	我が国大学の現状	京都帝国大学文科大学の目的	特色	学科	講座	講座担当者	授業の方法	教授の負担	学長職	学生修業の自由	卒業資格	試験	転学	大学院	員外生	教員養成	大学拡張	図書館、博物館	学生倶楽部
---------	----------	---------------	----	----	----	-------	-------	-------	-----	---------	------	----	----	-----	-----	------	------	---------	-------

一同	大学予科 寄宿舎
一同	

以上

○京都帝国大学文科大学の組織に関する卑見

谷本 富

に異なるが如し、英國の大学は依然中世紀の狀態を襲踏し、高尚なる普通修養を施し、善良溫雅の紳士を養成するを以て任とす、従つて文芸を主とし科学を客とし、総じて學術的研究を度外視せり、是れ特に夫のオックスフォード、ケンブリッジ兩大学に於て然りとす、又仏國の大学はナポレオン時代より分裂して各分科獨立したりしかば、今や漸く再び統合の氣運に向へりと雖、然れども仍ほ専門学校様の性質を脱せざる所多く、僧侶、教員、法官、弁護士、医師、藥劑師等の業務に対して相當の準備的教授を施すを主とし、研究を次にし、修養は殆んど全く之を措けり、巴里大学は近年大に面目を一新せるが如しと雖、地方大学に至りては實に依然専門學校たり、就中文科大学は獨り稍々面目を異にすと雖、猶ほ一個の文芸學校たるを免れず、教授主にして研究は佐たり、講義を先とし演習を後ちとすと謂はざ

るべからず、独逸諸大学も亦實際は主として僧侶、官吏、教官并二所謂自由職業に対する準備的教授を施せりと雖、然れども独逸諸大学の本旨は茲処に在らずして別に存せり、独逸諸大学は飽迄も各人自由の研究を眼目とし、教授も學生も共に不羈独立にして束縛を脱し、愈々進んで學術の蘊奥を究め、微を穿ち幽を闡くを目的とせり、講義と謂ひ演習と謂ふも、皆是れ研究の指導たり補助たるに過ぎずとす、而して修養の一事は固より遠く英國に及ばずと雖、又敢て忽にせざるを見たり、伊太利、西班牙、白耳義の仏蘭西に似、奧斯利、瑞西、丁抹、和蘭等の独逸に肖たるは別に言を待たざるべきか、北米合衆國に至りては未だ全國共通の性質を備へず、同じく大学と称するもの、中にも、相違太多しと雖、然れども暫く其の著名なる者に就きて之れを言ふときは、米國の大学は従来は英國風なりしもの、近頃に及んで漸く独逸風に移らんとせりと謂ふべし、語を変じて云へば、米國は修養と研究と兼ね備はらん事を求むるもの、如し、否、英國にても亦昨今多少此の傾向を呈し來れるを認むべきなり、

之れを要するに、大学の任務は固より唯一にあらず、高等の修養所たるべく、高等の専門學校たるべく、又百般學術技芸の研究所たるべし、欧米諸大学いづれも皆是等の任

務を帯びざるはなしと雖、唯だ實際に於て各々偏する所あるを免れずと云ふなり、然り而して一方に偏頗する事到底免れ難しとせば、余輩は先づ其の専門學校的なる所を去らん、次に高等の修養所たる所を去らんとす、百般學術技芸の研究所たる所に至りては断じて去るべからず、蓋し科學的研究は實に近世大學の特色たり、本然たり、而かも高等の修養所たる所も亦大學本来の品位面目に於て存せざるべからざるなり、

翻りて我が帝國大學を見ば如何、概して之れを言ふときは、修養の如きは殆んど全く無し、科學的研究亦未だ振はず、寧ろ一個の膨大なる高等専門學校たるに過ぎざるが如き感なくんばあるべからず、之れを帝國大學令に徴するも亦、劈頭第一に、帝國大學は國家の須要に應ずる學術技芸を教授し、及び其の蘊奥を攻究するを以て目的とすと言へり、而して此の条文の後半は暗に大學院を斥せりとも見るべければ、則ち我が帝國大學の各分科大學は、寧ろ専ら當該の學術技芸を教授伝習する所なりと謂ふべし、

帝國大學令の首条に就きては、教育學上非難すべき点太多かり、其の國家の須要を云々せるが如きも、大學本来の面目上より言はゞ太だ面白からざるを覚ゆ、然りと雖余は今茲に敢て大學令の改正を論ぜんとするにあらずれば、

之れは措いて言はざるべし、而して従來の状態を形成したる所以も亦、国情の運移に應じ、沿革上已むを得ざりし結果たるべしと觀じて、暫く之れを問はざるべし、唯だ將來に向つては、可成大学本来の特性を備へんことを期すべしと希望して止まざるのみ、況んや我ら京都帝国大学の如きは、創業日猶ほ浅く、因襲未だ深からず、特に文科大学の如きは、之れよりして始めて新に組織せられんとするをや、是れ真に千歳一遇の好機なり、断じて放逸すべからず、

京都帝国大学文科大学は必ず前に掲げたる大学の三任務を兼備せしむることを期すべし、所謂研究と修養と教授となり、而して研究固より其の主務たらざるべからず、

修養と謂ふは、概して有爲の人物を陶冶するを以て目的とす、必ず該博の学者たり、専深の研究家たるを望まず、又教授と謂ふは、例之ば有力の教師を養成するを以て目的とす、普通該博は可なり、特殊専深は必ず望まず、特殊専深の研究に至りては、実に独り学者の任なり、研究家の務なり、

凡そ學術には境界なし、天地万有古今東西一として取りて研究の題目となすに足らざるはなし、然りと雖学者居る処同じからず、素養一ならず、研究事項に対して便否あるべく、適否あるべし、此に於て各大学自ら特長あり、長短

相補ひて以て學術一般の進運に貢獻すべし、

窃に惟るに、日本大学に於ける研究は勢、我が日本の事物を始めとし、而して支那、朝鮮、而して蒙古、西藏、而して印度、南洋、而して広く東洋の事物に及ぼさざるべからず、斯くして始めて日本大学の特長あり、旗幟鮮明なるを得ん、

然り而して等しく日本帝国内に在りても、又各大学の所在に由りて、多少長所を異にするに至るべきは当然の事なりとす、今や東西両文科大学並び立たんとす、知らず、京都文科大学は何を以て其の特長と做すべき乎、

大学が教授所たる上より云へば、可成多種の學術を教授するの設備をなし、一定の課程を立てざるべからずと雖、研究所たる上より言はゞ、強ち百般の学科一時に悉く具はらん事を要せず、又固より課程の規定を用ひざるべし、即ち先づ二三学科より始めて、漸く年と共に完成するを期すべきのみ、

所謂大学の特長如何は、無論教授の爲人に属する多かるべしと雖、暫く地勢を以て言はゞ、京都文科大学の特長とすべきは、先づ印度哲學、国史特に上代史、東洋史并に東洋美術の四項に関する研究を以てせんとす、抑々京都の地たる、久しく仏教の中心たり、今猶ほ名山巨刹の巍然半空

に幾時せるもの多し、藏籍必ず少からず、竜象必ず乏しとなさず、此の好因縁あり、大学として印度哲学の研究地たるには最適せりと謂フべし、将た又畿内は是れ皇祖寔都の地、列聖君臨の境、久しく政治、文学、美術の中心たり、上代特に然りとするをや、山陵、宮趾儼存し、古社、旧祠列在し、美術、国宝太だ富めり、是れ国史特に上代史を研究し、東洋美術を研究し、并に之れと関聯して東洋史を研究するに恰好なりと言ふ所以なり、是等の学科は実に猶ほ太だ幼稚なれば、之れを開拓して科学的に研究組織するは、至重至大の任務なりと謂ハざるべからず、

然り而して是等の特別研究の指導たり補助たるために、一般の哲学、史学、文学、語学等に関して該博周到の設備をなさんことを望む、蓋し是等一般の学科は、大学がやがて他の所謂修養并ニ教授上の任務を果すにも亦必要なり、勿論必ずしも一時に多数の講座の建てられんことを求めず、唯だ講師を広く求めて囑托せば則ち可ならん、更に進んで稍々詳に其の組織を説かんか、先づ京都文科大学を分ちて哲学科、史学科、文学語学科の三部とし、当分は少くも左の諸科目を教授せんことを望む、

第一 哲学科

論理学及び認識論

第二 史学科

国史及び地理 上代史

同上 中世史

同上 近世史

東洋史及び地理

西洋史及び地理

歴史研究法

古文書学

年代学

人類学

考古学

第三 文学語学科

国文学

西洋哲学及び哲学史
印度哲学及び哲学史
支那哲学及び哲学史
心理学

倫理学

美学

社会学

教育学

国語学	二講座
漢文学	二講座
支那語	一講座
朝鮮語	一講座
梵語	一講座
南洋語	一講座
ヒブリユ語及びアツシリア語	一講座
英語	一講座
独逸語	一講座
仏語	一講座
拉甸語	一講座
希臘語	一講座
言語学	一講座
但し講座は暫く左の十三座を置くに止む、体裁は略ぼ東京文科大学に倣へり、	
哲学、哲学史	二講座
心理学、倫理学、論理学	二講座
美学	一講座
社会学	一講座
教育学	一講座
国史	一講座

東洋史	一講座
国語学、国文学	一講座
漢学、支那語	一講座
梵語学	一講座
言語学	一講座
講座担当者の撰任は甚だ難し、最慎重ならん事を要す、老成大家を措きて、寧ろ新進の英俊を択ぶべきは勿論なり、十数年後に及んで徐に大器の晩成を期すべきか、今試に余の鑑識する所并に衆評の一致する所を斟酌して、各講座に配当せば左の如し、余不肖敢て当らず、暫く員に備はる如きは心窃に之れを愧づ、	
哲学哲学史二講座	文学博士 松本文三郎
心理学、倫理学、論理学二講座	文学士 波多野精一
美学一講座	文学博士 桑木嚴翼
社会学一講座	(二人未定)
国史 [⊗] 一講座	文学士 瀧 精一
東洋史一講座	(未定、或ハ文学士遠藤隆吉ヲ薦ムル者アリ)
	文学士 大森金五郎 ^ニ
	文学士 桑原臨藏

国語学、国文学一講座 文学士 藤岡作太郎

漢文、支那語一講座 文学士 狩野直喜

梵語学一講座 文学士 柳亮三郎

言語学一講座 文学博士 金澤庄三郎^㉔

教育学一講座 谷本 富

授業の方法は講義并に演習とす、而して特に力を用ふべきは演習に在り、蓋し学生をして研究心を發揮し、研究の方法を知り、実力を養成せしむるには一に之れに由るべきを以てなり、然りと雖更に進んで論すれば、授業は元來大學事業の本体にあらず、講義も演習も亦共に僅に学生の手引たるに過ぎず、学生は自ら博く読み、又徐に実験して、始めて研究を成すべし、故に大學に於ては図書館を完全にし、且つ各学科に研究室を設け、学生をして多くの時間を館裏又は室中に於ける自修に費さしむべし、大學以外に於ける觀察蒐集は今贅せず、

教授は毎週少くも四時間の講義と二時間の演習とを担当すべし、講義の内容分量は全然教授の随意とすと雖、可成は同時に二種の講義を行ひ、一は普通的にして、一は特殊のとすれば頗る妙ならん、又講義は教授の希望にまかせ公開とすることを得しむべし、蓋し大學講義の公開は、大學が全國文化の中樞として、學術的精神を維持普及せしむる

上に最必要の事とす、唯だ学生指導の便不便を考へ、暫く各教授が其の都度々々の希望に任せて、開閉することとなすのみ、演習は固より公開せず、且つ可成少人数に限るを要す、

学長は追つては一ケ年交迭とし、各教授抽籤に由り之れに當るの内規を設けたし、蓋し事務の繁忙は学者研究の時間を消費すること太多かるべければ、一人をして永く劇務に當らしむるは酷なり、將た又實際上同一人にして常に学長職に在るときは、自ら偏怙の弊生すべしとも信すべければなり、若夫れ学長職に在るを以て名譽と做すか如きは、俗見断じて取るに足らずと雖、邦俗猶ほ此の癖見を懷き、学者亦時に之れを顧慮すとせば、其の一人に常任すべからざるは愈々明ならん、事務の挙否の如きは元來之れを学者に責むるを以て理なしとす、総長あり、書記官あり、復た何をか求めん、

学生修業の順序方法に就きては、別に成規の課程を設けず、其の自ら撰む所にまかせ、教授各自の指導に委ぬべし、斯くの如くして真に研究の精神を發揮すべく、又師弟の關係を親密にして、修養に資するに足らん、唯だ暫く一般の順序を言へば、普通の汎論より始めて、特殊の問題に及び、先づ一定の講義を聴きて、而後ち演習に加り、尚且つ所撰

の研究題目の外、之れと関聯せる三四の学科を兼修せんことを望む、而して他分科大学教ふる所の学科を兼修するも妨なし、

学生は入学後一ケ年以内に、其の研究項目を撰定し、又主として指導を受くべき一人或は数人の教授を指名し、学長に届出づべし、而後其の修業の方法順序は、徐に指導教授と協定するを可とす、

学生は試験を受くるの義務なく、又在学年限を設けず、唯た若し文科大学の卒業生として、学士号を称せんとする者は、一定の資格を備ふるを要す、斯く定むる所以は、大学をして動すれば一個の教習所たり、試験所たんとするの弊を免れ、常に研究と修養とを以て其の主とする所たらしめんとしてなり、所謂資格とは左の如し、

(一)三箇年以上在学することを要す、但し他の帝国大学文科大学より転学し来る者は、通算して三年とし、本大学には一ケ年以上在学すれば足りりとせんか、

(二)研究項目に関し論文を提出することを要す、

(三)卒業試験に合格することを要す、

卒業試験を主科試験、副科試験に分つ、主科とは各学生所撰の研究項目に属する学科にして、副科とは主科と直接の關係を有する学科二個以上なり、但し副科は他分科大学

に於て教授する所なるも妨なし、例之一学生あり「日本古代寺院建築様式の変遷」を研究項目とすとせば、其の主科は勿論美学たるべきが、副科としては、一は文科大学に於ける考古学を撰定すべく、他は理工科大学に於ける家屋建築学を選択するを得べきが如し、又「日本近世倫理思想の消長」を研究項目とせば、其の主科は勿論倫理学たるべきが、副科としては、甲学生は、心理学と社会学とを撰び、乙学生は、文科大学の社会学と、法科大学の法理学とを撰ぶべきが如し、

論文は在学三年の後之れを提出し、試験委員の検定を経、更に之れに關して試験委員の論難に応答すべし、試験委員は三名とし、総長之れを任命す、

主科試験、副科試験は便宜の時に於て之れを受くるを得しむ、主科に就きては稍々詳細の点までも試験し、副科に就きては唯だ其の梗概を知るに止む、又副科試験は他の帝国大学文科大学等に於て之れを受くるも可なり、唯だ適當の証明あるを要するのみ、

総じて学生の修養上よりして見るも、又研究上よりして見るも、終始一大学に踟躕することなく、周く天下を遊學し、名家を歴訪するを好しとす、独逸学生の間此の風最盛なり、頗る羨むに堪へたり、今茲に在学年限の通算を謂ひ、

副科試験の流用を謂ふが如きも、皆窃に斯の美風を起さんと希望してなり、

或は言はん、此の案の如くば分科大学と大学院との別殆んと立て難きにあらずやと、然り、既に大学一般研究所たらば、別に大学院を設くるの必要なからん、欧州大学未だ曾て之れを見ず、仏国大学法科大学のドクトル科の如き固より全く別なり、米国大学の「ポスト、グラジュエート、コース」と称するもの亦似て非なり、速に廢して可なり、但し現制を猶ほ存すとせば、暫く大学院は分科大学に於て一研究を了へ卒業したる者、更に進んで研究し、博士の学位を得んとする者のために設くと言ふべきのみ、

大学は学生の外に、凡そ男女を問はず、一定の資格ある者には検定の上、員外生として入学を許可し、講義、演習に出席し、図書館、研究室を使用するを得しむべし、是蓋し大学は一国文化の中枢として、學術研究の志ある者に、可成便利を与へんが為めなり、女子を認容するも亦理の当然のみ、其の所謂一定の資格ある者とは、

一、中学校、師範学校、高等女学校の教員免許状を有せる者、

一、私立大学、専門学校及び之れと同等以上の外国語学校を卒業したる者、

一、前兩項と同等以上の学力ありと認むる者、

文科大学并に理工科大学の学生にして、教員志望の者は、予め其の旨を学長に届出づべし、而して此等の学生は必ず教育学の講義并に演習に出席するを要す、尚且つ大学は之れに對して、別に教授法を学び、実地授業を試み行ふべき相當の設備をなすべし、所謂相當の設備とは、例之大学以外に於て、學識経験共に長ぜりと認むる某学校長或は教員に、教授法講義の一部を囑托し、又一中学校或は一小学校と聯絡して、実地授業の機会を得べきか如し、尚ほ望むらくは、文科大学に附設するに、中等教員養成所を以てし、宛かも医科大学に於ける医院の如くし、而して之れを現在的高等師範学校に代へられんことなり、蓋し斯くして始めて中等教員の学力品性を高尚ならしむべし、米國コロムビア大学の設備、實に好模範となすに足れり、否、同國シカゴ大学の如きは更に大設計を施さんとせり、其の附屬模範学校并に実験学校の如き見るべし、

大学内に於て便宜通俗講談会、夏期講習会等を公開し、夫の所謂大学拡張の世界的新機運に應じ、広く學術的精神の普及を図らん事を望む、

大学に特別の印刷所を設け、新古有益貴重之書籍を出版翻刻し、尚ほ教授、学生の著作を始め、通俗講談会、夏期

講習会等の講義録をも印刷発売せんことを望む、

大学図書館の完成を期すべきは勿論、尚且つ博物館を建て、適當の部門を分ち、美術、宗教、歴史、地理、考古学、人類学、社会学并に教育学等に関する研究の参考たるべき材料を蒐集陳列せんことは最希望する所なり、

大学々生の氣風を高尚ならしめんが爲め、大学内に学生俱樂部を設け、一大館舎を建て、集会、交際、娛樂の用に供すべし、凡そ此の点に於ては米國大学の設備特に學ぶべきが如し、勿論彼の國の如く宗教的感化は期し難かるべしと雖、此の学生俱樂部に於ては、時々内外の名士を招聘して、談話演説を求め、又時に名山の巨匠を屈請して、参禪するを勉むる等最妙ならんか、

最後に一言すべきは、文科大学と高等学校大学予科との聯絡を一層親密ならしめたき事なり、抑々彼の大学予科は高等普通の修養所たると同時に、其の名の如く、大学の予科たれば、寧ろ之れを大学内に包摂し、分けて文科大学と理科大学とに隸屬せしめ、当該分科大学の一部分となすこと、恰も米國のカレッジの如くせんこと実に余の理想なり、但し斯くの如きは勿論急に実施するに難かるべしとせば、少くも高等学校を廢し、大学予備門として大学に隸屬せしめ、以て夙に大學的精神の感化を年少者の頭腦に印すべし、

則ち一層良効あるは疑なし、今日現在の儘にて兩校の位置相隣接しながら、吳越の如き觀あるは、最憂ふべきなり、若し數歩を譲りて、暫く姑息の計を立てんか、猶ほ第三高等学校の校長は、京都帝國大學の教授之れを兼務し、教員も亦大學より出て、教ふる者も少からぬこととし、而して高等学校の生徒も教員も共に頻に大學の門に出入して、自ら高尚の空氣を呼吸し、士氣を發揚せしめんことを力むべし、

若し夫れ大學を最高修養所として、英國風の善美なる寄宿學校をも建設せんことは、余の多年渴望する所なれども、固より刻下直に之れを実施せんことは言ふべくして行ふべからざれば、今措きて言はざるべし、

右京都帝國大學文科大學創立に際し、組織に關して蓄藏する所の卑見、貴囑に由り、敢て吐露して妄に電覽に供す、文辭尽くさず、僅に綱要を提挙するに過ぎずと雖、是れ実に數年歐米諸大學を歴訪し、又之れを文書に徴し、先覺に質し、翻て国内學制既往の沿革及び將來の形勢を斟酌して立案する所なり、引用書目等は煩を厭ひて之れを略す、若し参考の一助とならば、幸甚、

明治三十六年九月二十一日

一〇 文科大學現況〔抄〕

〔三三〕
一九〇九(明治四二年)

文科大學現況

本年四月開会の高等学校長會議に、(文二節)松本学長出席の上本文科の現況並に其教育方針につき左の如く説明せり

〔中略〕

(4)教育方針 本学は最も力を東洋学の研究に置くと雖も、東洋学の研究は又泰西諸學術の研究に俟たざるべからざるものあるにより、文科大學として設備を要する一切の学科は亦固より之を輕忽に附せず。而して学生をして徒に偏狭の弊に陥らしめず、勉めて活用^(マ)の材を養成するを方針とす。

(5)講義 本学に於ては講義を三種に分ち、普通講義、特殊講義、及演習となし哲学、史学、文学の三学科に於ける各科目の普通講義は、該学科(哲学史学若くは文学)に属する学生の一般に必修すべきものとす。これ文科大學卒業生の學術動もすれば偏狭に流るゝの弊を濟ふが爲にして、本学の目的とする所は、学生をしてまづ一般智識を得しめ、^(マ)而る後専門の研究に入らしむるにあり。

特殊講義は專攻学生の爲、特殊の問題に付き教官研究の結果を講義するものにして、これ学生をして事實の智識を得しむると同時に大學教育に最も肝要なる事物研究方法の範例を示すものとす。但特殊講義は普通講義を終へたるものにのみ之を課す。

演習は前述の範例により、学生をして任意の問題を取り自ら研究せしめ、其結果につき教官之を批評是正す。演習は特殊講義を終へたるものにのみ之を課す。

(6)講読 本学に於ては語學試験の制なしと雖も、語學の必要を認むるが爲、英仏独清國の語學は別に之を設け、生徒をして随意學習せしむるのみならず、各科目には大概以上講義の外特に講読の時間を設け、読書力の養成を勉む。

(7)試験 本学に於ては總て科目試験を行ひ、講義終了の後試験によりて其卒業と否とを定む。唯聽講証のみにては自ら学生の放逸に流るゝの弊を生ずればなり。若し学生受験の成績不良なる時は、翌年度に於て再び之を受くることを得。

(8)研究室 本学の各科目には皆一定の研究室を有し研究に必要な圖書、器械、標本を備付け、学生をして自由に出入することを得しめ、読書研究の便に供す。

(9)学会 各科目には皆一定の学会を組織し、毎年一回開

会し、教官学生と共に相交り、研究討論若くは新刊図書の報告をなし、以て学生相互の智識を交換増殖せしむ。

京都文科大学研究室規則

第一条 本学研究室図書閲覧時間は毎日午前八時より午後四時迄とす

但大祭日及日曜日と土曜日の午後とは之を除く其他臨時開閉の場合は其都度之を揭示すべし

第二条 本学教職員及学生々徒にして本室備付の図書閲覧を欲する者は当該研究室の管理者并に図書係に申出て其承諾を受くべし

但学生々徒にして各専攻科目以外の科目に属する研究室に出入せんと欲する場合には当該科目担任教官の紹介を要す

第三条 本学々生徒にして本室に出入するものは常に大学附属図書館図書閲覧券を携帯し入口に於て之を事務員に示すべし

第四条 閲覧者は随意閲覧室内備付の図書を取り出し当該室内に於て之を閲覧することを得、閲覧了らば必ず之を旧位置に納め置くべし

第五条 閲覧者若し別置の図書標本等を見んと欲する時は当該教官(又は図書係)に申出て之を借受し閲覧室にて

之を閲覧すべし使用了らば直ちに右教官(又は図書係)に返却するものとす

第六条 本室備付の図書は一切無断に之を室外に帶出すべからず

本学教職員学生々徒にして授業、研究、調査等の為め特に室外に帶出を要する時は其旨管理者の許可を受け借用証を事務員に差出すべし

但当該研究室より返却を請求する場合には速かに之を返却すべきものとす

一定の図書は貸出を許さず

第七条 本学研究室構内に於ては喫煙室以外喫煙を嚴禁す

第八条 本学研究室構内に於ては高声に談話音読し其他喧騒の行爲あるべからず

第九条 前条規則に違反するものは研究室の出入を禁すべし

図書の紛失若しくは毀損汚染等の場合には大学附属図書館規則執行手続の規定を準用す

〔医科大学学生決議〕

一一 試験採点法変更、試験成績発表に反対する京都医科大学学生決議*

一九〇八(明治四一)年五月二日

我京都医科大学々生一同ハ試験採点法変更並ニ試験成績発表ニ反対シ之レガ廃止ヲ永久ニ希望ス
右京都医科大学々生總會ニ於テ決議ス

明治四拾陸年五月廿一日

曩ニ試験採点法ノ變更及ビ之ニ附帶シタル成績発表法施行ノ達示アリ吾人一タビ之ヲ耳ニシテ事ノ甚ダ奇怪ナルニ驚キ誠ニ青天ニ霹靂ヲ聞クノ感ヲナシキ吾人ハ真意ノ存スル所ヲ提ゲテ〔岡田良吉〕総長閣下及ビ學長閣下ノ門ヲ叩キ或ハ委員ヲ東上セシメテ文部省ニ到ラシメ又ハ朋輩ヲ部署シテ教授諸先生ヲ訪ハシメ縷々トシテ吾人ノ所信ヲ陳述シ百方尽瘁シテ努力茲ニ日アリ悲哉至誠遂ニ通ゼズ拱手徒ニ嘆息スルノ不幸ヲ見ルニ至レリ。

夫我京都医科大学ノ興ルヤ前ノ大学総長木下閣下及ビ創立ニ与レル諸氏謀ヲ遠クシ慮ヲ深クシ広ク宇内ノ學風ニ鑑ミ精シク時代ノ趨勢ニ考ヘ苦心慘愴以テ本學ノ制度ヲ作成

セラレ又今其制度ヲ熟読スルニ誠ニ學問ノ尊嚴ヲ擁護シ學生ノ徳性ヲ啓発シ好學ノ志ヲ喚起シ自治ノ念ヲ涵養シ修學ノ為メニ羈絆ヲ斷チ研究ノ為メニ余地ヲ拓クモノ宜ナル哉創立以來星霜ヲ經タル事少ナクシテ而モ其歴史ノ燦然タルモノアルヤ。

聞之新制ノ主旨ハ學生相互ノ間ニ競争的意志ヲ喚發シ以テ心ヲ學業ニ専ラニセシメントスルニアリト然リ吾人ハ信ズ競争ハ進化ノ母ナリト豈敢テ競争ヲ否認セント欲スルモノナランヤ然リト雖モ進化ガ競争ニヨリテ成サル、モノナル事ヲ見ルト同時ニ競争ノ方法モ亦タ進化發達セザル可カラザル事吾人ノ固ク信ジテ疑フ能ハザル所ナリ。

所謂競争的意氣トハ何ゾヤ吾人亦千慮ノ一得ト信ズルモノナクシンバアラズ競争ハ先ヲ制スルヲ以テ目的トナス既ニ斬馬ノ意氣アリテ之ニ加フルニ先ヲ制セントスルノ希望ヲ以テスレバ則チ凝結シテ競争的意氣トナル、抑競争ハ同一ノ目的ニ向ツテ邁進スル努力ノ状態也、努力最大ナルモノ能ク衆力ノ先ヲ制ス一努力アリ猛然奮ヒ起リテ更ニ其先ヲ制セントス競争是ニ於テカ益激シキヲ加ヘ努力一団ノ群ハ愈進ンデ其目的ニ近ツカン故ニ曰ク競争ハ進化ノ母ナリト。競争ハ進化ノ母ナリト雖モ其間亦タ自ラ優劣ノアルアリ惟フニ排他ノ情ヲ帶ブルモノハ下ナリ相飭ノ親ヲ伴フモノハ

中ナリ相飭ノ親ヲ伴ヒ相敬ノ念ヲ具フルモノハ蓋シ競争ノ最上ナルモノナリ相飭ハ相敬ノ沢ナリ相敬ト相飭トハ共ニ事ニ熱誠忠実ナルノ致ス所ナリ何ヲ以テ之ヲ云フ曰其人徳性公明苟モ自ラ欺カズ且造次モ必ズ其目的ヲ思ヒ顛沛モ必ズ是ニ於テス故ニ良ク我短ヲ短トシテ黽勉シ他人ノ長ヲ見テハ則チ依テ以テ己ノ欠ヲ補ハン事ヲ思フ相敬ノ念是ニ於テカ生ジ相飭ノ親是ニ於テカ起ラン既ニ人ノ長ヲ長トシテ而シテ之ヲ敬ス故ニ其長ノ愈精ナラン事ヲ希フ故ニ相飭メテ而シテ相扶助セン事ヲ思フナリ夫レ學問ハ至大ナリ学者一生ノ心血ヲ注ギテ尚且烏兔匆々ノ嘆ヲナス相扶ケテ以テ事ニ従フニ非ズンバ何ゾ學業ノ進歩發達ヲ致ス事ヲ得ンヤ今徒ラニ意氣ヲ競争ニ鋭クシテ相敬スル事ナク相飭ムル事ナク反目猜忌之レ事トセンカ進歩發達ハ之ガ為メニ遲滞シ徒ラニ競争ノ激甚ヲ致サンノミ豈薪ヲ負フテ火ニ赴クニ異ナランヤ其弊其害炳然トシテ火ヲ見ルヨリモ明ナリ事ニ學問ニ従フモノノ深く反省ヲ要スル所也、世間競争ノ歴史ヲ考フルニ皆下ヨリシテ中ニ入リ中ヨリ進ミテ最上ニ達ス凡ソ競争ハ其最上ナルモノニ非ザレバ以テ功ヲ遂グル事能ハザル也故ニ曰ク競争方法モ亦タ進化發達セザルベカラザルモノナリト。

翻ツテ新制ヲ見ルニ其主旨ハ学生ノ競争の意氣ヲ喚發スル

ニ在リト称ス敢テ問フ競争ノ三種其何レヲ取りテカ之ヲ盛ナラシメントハスル採点法ノ變更ハ暫ク措キテ之ヲ問ハズ成績發表法ハ果シテ最上ノ競争ヲ喚起シ隆盛ナラシムルヲ得ルヤ試験シ採点シ点ヲ檢シテ席次ヲナシ席次ヲ公ニシテ以テ学生ノ知能ト徳性トヲ表示セントスルモノハ是カ点数ノ多少ハ豈学生知能ノ優劣ナランヤ席次ノ高低モ亦以テ学生ノ徳性如何ヲトスルニ足ラザルナリ然ラハ新制ノ所謂競争ナルモノハ何如豈徒ラニ点数ノ多カラン事ヲ競ヒ席次ノ高カラン事ヲ争ヘト云フモノニハアラザルカ學問ノ尊嚴ヲ疎外シ研究ノ本領ヲ無視シ学生ノ友情ヲ蹂躪シ学生ノ品性ヲ蠱毒シ而モ且ツ顧ザルモノニ非ズシテ何ゾヤ

嗚呼京都医科大学ノ學風愈興リ名声漸ク揚ラントスルニ當リテ不幸此悲運ニ際会セリ俯仰シテ我分科大学ノ将来ヲ懷ヘバ軫タ寒心ノ至リニ堪エザル也若夫レ帝国大学ノ使命ハ啻ニ學術ノ進歩普及ノミニハアラズ苟モ教養ヲ茲ニ受クルモノノ知識ヲ深遠ニシ性格ヲ高潔ニシ以テ社会ノ柱石トナリ一世ノ木鐸タラン事固ヨリ其本領トスル所ナリ吾人今不幸ニシテ新制ニ従フノ已ムヲ得ザルニ到レリト雖モ願ハクバ一致團結シテ永ク旧制ノ真意ヲ体シ相飭メ相勵マシ以テ國家ノ期待ニ背カザラン事ヲ努メ以テ大学ノ名声ヲ揚ゲ先輩ノ續ヲ傷ケザラン事ヲ期セン

〔図書館評議会構想〕

一二 京都帝国大学図書館評議会章按理由

〔五二〕

京都帝国大学図書館評議会章按理由⁽¹⁾

第一 目的

第一条 京都帝国大学図書館評議会ハ総長ノ顧問トシテ図書館ニ関スル重大ナル事件ヲ審議ス

京都大学ノ官制ニヨレバ図書館長ハ総長監督ノ下ニ於テ図書館ノ事務ヲ掌ルベシト規定シアレドモ實際之ニ従ヘバ種々ノ困難ヲ生ジ到底図書館ノ完成ヲ期スベカラズ抑モ図書ノ事タル極メテ複雑ニ涉リ随テ之ヲ整理スルモ亦頗ブル手数ヲ要スルモノナレバ館長ハ館内事務ヲ掌リ目錄ノ編次索引ノ調製其他百般ノ雑務ヲ処ニスルニ於テ充分ノ時間ヲ之ニ費ス能ハザルベク加フルニ各分科大学所要ノ書籍ヲ適度ニ注文スルガ如キハ如何ナル学識アル人ト雖モ到底一人ノ為シ能ハザル所ナルベク殊ニ各分科大学間、大学本部ト図書館、図書館ト各分科大学、本部ト各分科大学間若シクハ全体ニ関連セル事件ノ如キハ到底館長ノ職權ヲ以テ之ヲ決定シ得ベキニ非ラズ、総長モ亦校務多端ニシテ特ニ其全力

ヲ図書館管理ニ注クノ暇無カルベケレバ其顧問トシテ評議会ヲ設ケ図書館管理ノ重大事件ヲ茲ニ決議シテ先例ヲ定メ置クノ必要アリト思考ス然ラザレバ総長若クハ館長ノ交迭毎ニ其個人ノ性質ニヨリテ管理ノ方法ニ大異動ヲ生ジ為メニ事務ノ渋滞ヲ来タシ随テ閲覧者ノ不便ヲ醸スニ至ラン是レ各國大学附屬ノ図書館ニ於テ図書館評議会ノ設備アル所以ニシテ之ガ為メニ其館ノ事務ヲ益發達セシメタルハ今日何人ト雖モ疑ヲ挟マザル所ナリトス東京帝国大学図書館ニ至リテモ大事ハ常ニ大学評議会ノ決議ヲ俟テ執行スルヲ例トス是レ明カニ総長館長外ニ一種ノ機關ヲ要スル實際ノ証拠ト云フベシ然レトモ図書ノ事タル自ラ特別ノ性質ヲ帶ブルヲ以テ特ニ之ニ熟達セル教授ノ助言ヲ要スレバ大学評議会外ニ特別ノ図書館評議会ヲ設クルノ必要アルベク東京帝国大学図書館ノ吏員モ夙ニ此会ノ設備ヲ希望シテ已マザルヤニ伝聞セリ

第二 組織

第二条 図書館評議会ハ大学総長(職務上)書記官(職務上)分科大学教授四人(各分科大学教授会ニ於テ撰出ス)及図書館長(職務上)合計七人ヲ以テ組織ス

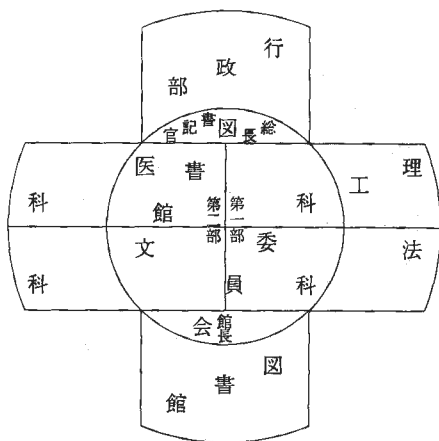
評議会ノ組織ハ各國大学ノ状況ニ随テ各相異ナレリ時

ニハ大学ノ総長若クハ副長ヲ加ヘズシテ単ニ撰出委員ヨリ成立スルモノモ有レドモ(ライプチヒ、アバーヂン等)本邦現行ノ法令ニ由レバ総長及書記官ヲ以テ大学行政部ヲ代表セシムル事至当ナルベシ尤書記官ヲ加フルハ他邦大学ニハ其例無キ事ナレトモ総長ハ多ク議長席ニ在リテ議事整理ノ重任ヲ擔ブレバ行政部ヨリ他一人ノ評議員ヲ出席セシムルコト必要ナルベシ又図書館長ヲバ単ニ客員トシテ評議會ニ招待シ議決ノ數ニ加ハルヲ許サル制度モ有リ(ライプチヒ)是レ評議會ガ獨立ノ機關トシテ図書館ノ事務ヲ執行スル場合ニハ極メテ公平ナル制度ナレドモ我邦現今ノ法令ニ由レバ評議會ニハ是非トモ図書館吏員ノ代表者ヲ列席セシムルノ必要アリトス又教授ヨリ提出セラル、委員ノ數モ分科大学ノ數及ビ慣習ニ從ツテ各大学大ニ異ナリ例ヘバ(ケムブリッジ)ニテハ十六人(セント、アンドリユース)ニテハ八人ナルガ如シ又ハ(ライプチヒ)大学ノ如ク特別ニ図書館學者ヲ網羅スル方利益ナリトテ特ニ文学教授ノ數ヲ増スモノモアリ然レドモ我京都帝国大学ノ現状ヨリ考フレバ各分科大学ヨリ一名宛ヲ撰出セシムルヲ以テ至当ナリトス而シテ我邦ノ慣例ニテ図書館長ハ率ネ文科大学教授若クハ助教授ノ内ヨリ撰任セラル

レバ更ニ文科大学教授ノ數ヲ増加スルノ必要ナシト信ズ又文科ノミニ限リテ評議員ノ數ヲ増加スレバ図書館買費割賦ノ際不公平ナル議決ヲ為スノ虞レアリトス是レ各分科大学ヨリ一人宛ノ教授ヲ撰出セシメテ各科ノ代表者トシ本部ノ代表者タル総長書記官、図書館ノ代表者タル図書館長ト共ニ評議員タラシメ図書館ノ圖書管理ニ直接ノ關係無キ他ノ方面ヨリハ一人ノ代表者モ出サシメザル所以ナリ抑モ本文ノ評議會ノ組織ハ現行ノ法文ノ精神ヲ參酌シ実地運用ノ都合ヲ計リテ編成セルモノナルガ其結果略ボ米ノ(コルネル)大学図書館評議會ノ組織ニ類セリ今左ニ両者ヲ参照スベシ

コネル大学			比較ノ制我	
大学総長	一人	同上	我制トノ比較	
図書館長	一人	同上		
取締人中ヨリ撰出ノ評議員	一人	(書記官ニ当ル)		
分科大学ヨリ撰出ノ評議員	四人	同上		
合計	七人	合計同上		

故ニ我評議員會ノ組織ヲ図ヲ以テ現セバ次ノ如シ



第三条 各分科大学撰出評議員ノ撰挙ハ各分科大学教授会ニ於テ之ヲ執行ス

大学教授会ニテ撰挙スルモ亦一方ナレドモ各分科大学ノ教授会ニテ決定スル方却テ便ナリト信ズ何トナレバ他ノ分科大学ニ於ケル図書事項ニ熱心ナル人ヲ知ルハ教授ニ於テ頗アル難事ナルベケレバナリ

第四条 撰出評議員ノ任期ハ二年トス但シ再撰セラル、ヲ得

各国大学ニ在リテハ評議員ノ任期或ハ四年(テムプリッ

チ)或ハ一年(アバーデイン)或ハ三年(ライプツヒ)ナルモノアレドモ特ニ茲ニ二年ト定メシ所以ハ京都帝國大学ノ分科大学ハ其数四個アレバ其内二人ツ、ヲ毎学年ノ始ニ於テ改撰スレバ都合二年ヲ以テ全員改撰スルヲ得レバナリ又一年ニテ全員ヲ改撰スレバ新評議員ノミ出ツル時凡テ先例ヲ熟知セザルノ不都合アリテ事務ノ渋滞ヲ来タスノ虞アレバ不可也、再撰ヲ許スハ不都合ナキ限りハ一人ニシテ永ク同職ニ止マル方頗ブル好都合ナレバナリ

第五条 理工科大学法科大学ヲ第一部トシ文科大学医科大学ヲ第二部トシ各部隔年毎ニ其所屬ノ各分科大学ニ於テ評議員ヲ改撰セシム但シ一人ニシテ兩部ノ大学ニ教授タル場合ニハ其所屬ハ本官ニ因テ定マル

隔年半数引退ノ理ハ前条ニ述ベタリ又法文兩科ハ其研究科目相類スル所アリ理工科ト医科トモ亦然レバ同時ニ引退セシメンヨリモ年ヲ異ニシテ改撰セシムル方却テ便利ナリト信ジテ本文ノ所屬ヲ定メタリコルネル大学ニテハ各分科大学ヲ理科部文学部ノ二部ニ分屬セシムレドモ茲ニハ前文ノ理由ヲ以テ之ヲ取ラズ、但書ヲ設クルノ必要ハ一人ニシテ兩部ヨリ撰出セラレ為メニ定員ヲ減ズルノ不都合ト兩部ニ撰出権ヲ有スル專横ト

ヲ拒ガンガ為メナリ

第六條 撰任評議員中任期ニ滿タズシテ辭任スルモノ有ル時ハ次ノ分科教授会ニ於テ其後任者ヲ撰挙セシム後任者ハ在任期ノ長短ニ拘ハラズ曩ニ其所屬ノ部ヨリ撰出セラレタル評議員ノ引退年期ニハ共ニ引退スベシ

此規定ハ少シク繁瑣ニ涉ルガ如シト雖モ特ニ之ヲ記シ置ク事極メテ必要ナリト信ズ何トナレバ第四條ニ於テ一般ニ評議員ノ任期ヲ二年ト規定シ置キタレバ新任者ハ其撰任ノ日ヨリ任期ヲ算シテ為ニ混雜ヲ來タスノ虞アレバナリ且ツ撰挙セラレテ後僅カニ一二月ニシテ引退セシムルガ如キハ其人ニハ少シク氣ノ毒ノ感無キニ非ラネドモカ、ル場合ニハ其人ニシテ格別ノ不都合ナキ限りハ普通再撰セラル、モノナレバ實際上毫モ不都合無カルベシ

第七條 評議會ノ議長ニハ總長之ニ當リ幹事ニハ図書館長之ニ當ル、總長事故アリテ欠席スル時ハ書記官之ニ代ル兩者欠席スル時ハ議事ヲ開クヲ得ズ、館長欠席スル時ハ図書館吏員之ニ代ル但シ此吏員ハ議決ノ數ニ加ハルヲ得ズ

各国大学ノ制略然リ吏員ガ議決ノ數ニ加ハルヲ得ザルハ其評議員タル可キ資格無ク單ニ臨時ノ代理人タルニ

過ギザレバ也

第八條 評議員ノ議決ハ多數決ニ因ル可否相半スル時ハ議長之ヲ決ス、議決ハ總長ノ参考ノ為其許ヘ申達ス可シ、總長ハ之ヲ裁可スベシ然レトモ之ヲ裁可セザルモ可ナリ評議會ハ固ト図書館完成ノ為ニ設ケラレタル一ノ顧問タルニ過ギザレハ其議決ヲ用ヰルモ亦用ヰザルモ全ク總長ノ意思ニ存ス随テ可否相半スル時ハ議長之ヲ決スノ条項ヲ要セザルカ如シト雖モ書記官議長タル場合ヲ予想シテ茲ニ挿入セリ

第九條 評議會ハ議長定期ニ之ヲ召集ス特ニ緊急ヲ要スル場合、館長、若クハ評議員二人以上ノ請求アリテ議長其必要アリト認ムル時ハ出来得ル丈速ニ臨時召集スベシ

評議會ノ召集ハ定期ナルヲ便トス然ラズンバ自ラ評議員ノ不参ヲ招クベケレバ也會數ハ平時毎月二三回ニシテ可ナラン但シ図書館規則執行手續制定ノ如キ場合ニハ特ニ頻繁ニ會合スルノ必要アリ

第三 任務

第十條 評議會ハ左ノ事項ヲ審議ス

(一) 図書館一般管理ノ監督

例ヘバ 図書館ニ必要ナル図書ノ購買、其分類、整理、目錄索引ノ編纂、書架器具ノ改良、修繕、閱

覧室書庫ノ清潔、利用ヲ図リ又図書館吏員ノ勤情ヲ監視スル等凡テ図書館管理ノ方法ヲ直接ニ監督スル総長ヲ助ケテ図書館利用ノ方法ヲ研究シ以テ図書館ノ完成ヲ謀ルハ評議會ノ任務ナリ、是ハ総長ノ独力為シ能ハザル所又館長ノ忠告ヲ要スル所ナレバ評議會ニ於テ之ヲ審議スルノ必要アリ

(二) 図書ノ區別

(a) 本館規則第二条ニ本館貯藏ノ図書ヲ分テ貴重圖書及通常圖書トノ二種トセリ、諸其區別ハ何人ノ決定ス可キモノナルヤ卑見ニ從ヘバ先ツ館長ニ於テ其區別ヲ定メ之ヲ評議會ニ呈出シテ其審議ヲ受ケ茲ニ確定スルヲ至当ナリト信ズ然ラズシテ単ニ館長一己ニテ此區別ヲ決定セバ時ニハ之ヲ無視シ自家ニ於テハ特ニ貴重圖書タルヲ認メズト論弁シ之ヲ借覽セント強請スル高位ノ教授有ルモ之ヲ拒絶スルノ權利無カラシ、之レ評議會ノ決議ヲ要スル所以ナリ、又古文書及特別珍奇ナル版本ノ外ニ尚ホ普般ノ閱覽者(學生、生徒、殊ニ一般ノ閱覽者ノ如キ)ニ示スヲ躊躇ス可キ圖書有レバ之ヲモ區別シ置クノ必要有リト信ズ是ニ於テ書庫貯藏ノ圖書ハ其取扱上三種ニ分レ第一ハ如何ナル理由有リト

モ貸附セザルモノ第二ハ制限ヲ付シテ貸附スルモノ第三ハ一般ニ貸附スルモノトナル可シ此三種ノ區別ハ取扱上極メテ必要ナレバ仮令名称ハ第一第二ヲ通稱シテ貴重圖書ト名クルモ不可無ケレドモ予メ之ヲ區別シ置クノ必要アリ評議會ハ此点マデ其審議ヲ進メザル可ラズ

(b) 通常圖書中ニ在テモ其編述拙劣ニシテ事實ヲ誤

マリ學術研究ニ寸毫ノ必要無キモノアリ(坊間発売ノ小児用書籍ノ如シ)是等ハ主トシテ寄贈ヨリ來ルモノナレドモ時トシテハ一私人ノ文庫ヲ總括シテ購入スル場合ニモ自ラ附随シ來ルモノ也是等ノ雜書ハ閱覽室ニ出ダサレバ其取扱モ自ラ簡便ニシテ隨テ通常圖書ヨリ区分シ置クノ必要有リ且ツ書庫ノ大サモ其面積ニ定限有リテ到底是等ノ不用圖書ヲ貯藏スルノ余地有ラザル可ケレバ時ヲ見テ之ヲ排斥セザルベカラズ而シテ其區別ハ先ツ館長ニ於テ不用書ノ目錄ヲ調製セシメ評議會ニテ審議セル後決定スルヲ可ナリトス

(三) 不用圖書及副本ノ売却若クハ交換

圖書ノ減損ハ図書館管理上尤忌ムベキ所ニシテ一旦館外ニ出デタル書ハ之ヲ恢復スルニ非常ニ手段

ヲ要スベシ故ニ之ヲ実行スルニ先テ能ク之ヲ審議スルヲ要ス且ツ其売却若クハ交換ノ手段等モ臨機応変其宜ヲ失ハザルヲ要スルヲ以テ此ノ如キ場合ニハ先ヅ館長ヲシテ不用書目録中ヨリ更ニ不用ナル図書ヲ撰定セシメ、価格及ビ不用ノ理由ヲ記サシメ又売却若クハ交換ノ方法ヲモ調査セシメ然ル後評議會ニ於テ之ヲ審議ス可シ、副本ノ目録ハ館長ヲシテ特別ニ調製セシメ置クベシ

(四) 各分科大学ニ關聯セル図書事項ノ処理

是必要ナル条項ナリ

(a) 図書購買費ノ割賦——是ハ東京帝国大学ニ在テハ学長會議ニテ決定スルヤニ伝聞セリ然レドモ圖書ニ熱心ナル評議員ガ審議スル方更ニ至当ナルベシ例ヘバ某分科大学ニ於テハ某年度ニ方リテ一時ニ高価ナル図書ヲ購買スルノ必要有ル可ク之ニ反シテ次年度ハ少額ニテ足ル事モ有ル可シ是ニ於テ彼此融通ノ便益ヲ得可ク一時ニ購買スル能ハザル高価ノ図書ヲモ入手シ得ベケン故ニ此等割賦ノ方法ハ能ク評議會ニ於テ審議ヲ經可キ処ニシテ評議員ハ大学図書館ノ完成ヲ大目的トシテ審議スベキナリ

(b) 購買図書雜誌ノ撰定——大学図書館ハ他ノ公開

図書館ト異ニシテ主トシテ教員学生ノ學術研究ニ資スル図書ヲ購入スルヲ以テ学生一般ノ参照ニ供スルモノ(辞書、百科全書、地図等)ノ、外ハ各分科大学若クハ本部ニ於テ撰定スルモノナレバ毎學年ノ始ニ於テ評議會ハ各分科大学、本部、図書館等ヨリ其購入セント欲スル書目ヲ通告セシムベシ、然レドモ費額一定ノ制限有レバ凡テノ希望ヲ満たスコト能ハザルヲ以テ第二ノ図書雜誌撰採ノ必要起ル是評議會ニテ審議ヲ要スル所以ナリ又各分科大学ノ学科中相類似シ若クハ相關聯スルモノ(理工科ノ応用化学ト医科ノ藥学、文科ノ社会学ト理工科ノ生物学等)アレバ各科ノ代表者相集マリテ審議スルニ非ズンバ兩分科大学ニテ同時ニ同一ノ高価ナル書籍ヲ注文スルノ虞アリ此弊害ハ雜誌ニ於テ殊ニ起ルモノ也

(c) 大学本部、図書館、各分科大学間ノ圖書ニ關スル交渉ヲ処断ス——例ヘバ某分科大学教室ニ於テ他ノ教室ニ備付ケアル図書ヲ借覽セントシテ之ヲ請求スルモ貸与セザル場合、若クハ借覽中之ヲ紛失セル場合、若クハ必要アリト称シテ返済ヲ遲滯

- スル場合、若クハ一部ノ良書ヲ寄贈セラル、ニ際シテ各教室ニテ之ガ備付ヲ争フ場合ニ方テ兩者間ノ紛議ヲ調停スルハ到底評議會ニ非ズンバ其任ヲ完フシ能ハザル也何トナレバ若シ評議會ノ組織無クンバ図書館吏員ハ兩分科教室間ニ在テ東奔西走只ニ双方ノ抗議ヲ聞クノミナル可ク又図書館ノ吏員ガ某教室備付ノ図書ヲ点檢セントスルモ辞ヲ設ケテ之ヲ拒ム場合ノ如キハ評議會ノ裁決ヲ仰ガズンバ速ニ其整理ヲ為ス能バザル可ケレバナリ畢竟評議會設備ノ最モ必要ナルハ此項ニ因ル
- (五) 図書館ト大学以外ノ官庁、団体、若クハ個人トノ間ニ新例ヲ開ク

是重大ノ件ナレバ総長ノ参考トシテ評議會ノ決議ヲ申達スベシ(勿論先例アルモノハ凡テ館長ニ於テ之ヲ処断シ後ニ報告スレバ可ナリ)

- (六) 特別觀覽券ノ附与及停止

- (七) 檢索標ノ附与及停止

- (八) 図書貸附ノ差止、譴責、閱覽室入室ノ禁止

右三条ハ総長ノ諮問ニ応ジテ事情ヲ審議シテ之ヲ決定シ決議ハ総長ニ申達ス可シ又幹事ハ其事情ト決議ノ理由トヲ詳記シテ後日ノ参考ニ供ス可シ

- (九) 図書館年報ヲ監査スル事

- (十) 図書館會計報告ヲ監査スル事

右ハ館長ノ呈出セル年報及會計報告ヲ審議シ其決議セル意見ヲ附シテ総長ニ申達スベシ

- (十一) 図書館規則執行手續ヲ制定及修正スル事

決議了ラバ其草按ヲ総長ニ呈スベシ

- (十二) 其他総長ノ呈出セル議按ヲ審議スル事

〔注〕 (一) 欄外に「寫案」との異筆書き込みあり。

〔入学者選抜〕

- 一三 各高等学校第三部卒業生医科大学へ分配法 [五二]

各高等学校第三部卒業生医科大学へ分配法

- 第一条 各高等学校大学予科第三部卒業生ニシテ医学科ヲ

志望スルモノヲシテ東京帝国大学医科大学及京都帝国大

学医科大学同福岡医科大学ニ就キ入学志望ノ順序ヲ指定

セシム

- 第二条 左ノ方法ニ依リ各高等学校第二部卒業生ニシテ医

学科ヲ志望スル者ヲ各医科大学ニ配当ス

一 本人ノ指定スル第一ノ入学志望医科大学ニ配当ス

二 第一号ニ依リ或ル大学ニ於テ過員ヲ生スルトキハ各
高等学校第三部医学科卒業生ニシテ該大学ヲ第一入学
志望トスル者ノ数ヲ各高等学校毎ニ該大学収容人員ニ
按分比例シ抽籤ヲ以テ其入学者ヲ定ム

三 第二号ノ場合ニ於テ落籤シタルモノハ本人ノ指定ス
ル第二ノ入学志望大学ニシテ欠員アルモノニ配当シ過
員ヲ生スルトキハ前号ニ倣ヒ第二ノ入学志望者ノミニ
就キ按分比例シ抽籤ヲ以テ其入学者ヲ定ム

四 第三号ノ場合ニ於テ落籤シタルモノハ本人ノ指定ス
ル第三ノ入学志望大学ニシテ欠員アルモノニ配当シ過
員ヲ生スルトキハ前号ニ倣ヒ第三ノ入学志望者ノミニ
就キ按分比例シ抽籤ヲ以テ其入学者ヲ定ム

第三条 前条ノ方法ニ依リ入学シ得サルモノハ次学年ニ於
テ当初本人ノ指定スル第一ノ入学志望大学ヘ先入ノ權ヲ
有ス

第四条 抽籤及配当ハ文部省ニ於テ之ヲ行フ

〔注〕 (1) 欄外に「第四高等学校原案ニシテ福岡ハ全文ヲ採用セ
リ京都医科大学ノ参考ニ供ス」との異筆書き込みあり。

一四 学生分配法ニ関スル意見書

〔五二〕
一九〇四(明治三七)年五月二五日

学生分配法ニ関スル意見書

各高等学校大学予科第三部卒業生ヲ三医科大学ニ分配スル
ノ方法トシテ今般起草セラレタル改正案⁽¹⁾ヲ審閱スルニ其精
神ハ可及的卒業生ノ全数ヲ各大学ニ分配シテ残余ナカラシ
メンコトヲ主眼トシ尚学生ヲシテ其志望ヲ満足セシメント
スルニアルヲ以テ毫モ間然スル所ナキカ如シ而シテ其取捨
ノ標準ニ卒業生ノ原高等学校ニ於ケル試験ノ成績ヲ參酌ス
ルコト、為シタルハ蓋簡便ヲ主トシタルモノナレトモ又其
裏面ニ大ナル弊害ノ伏在ヲ見ルヲ以テ之ト共ニ彼此对照攻
究ヲ要スルモノハ独リ修正案ノ如キ抽籤ヲ加味スル分配案
ナリトス

先ツ両案ヲ比較对照スルニ其主眼トスル所ノ学生全数ヲ各
大学ニ分配シテ余ヌ所ナキ点ニ於テハ甲乙共ニ扨フ所ナシ
又予定収容数ニ過不足ヲ生シタル場合ニ於テ落籤ニ依ルモ
落第(得点標準法ニ依ル)ニ依ルモ其志望ヲ達セサルモノハ
等シク其意思ヲ枉ケサルヲ得ス

上記ノ如ク甲乙案ニ於テ均シク其得ント欲スル所其失ハン
ト欲スル所ヲ比較スルニ甲乙毫モ扨フ所ナシト雖得点標準
分配案ヲ施行シタル曉ニ於テ生スル所ノ学生及大学ニ与フ

ヘキ損害ハ思ハサルノ辺ニ顯ハレ然モ重大広汎ニシテ頗ル寒心ニ堪ヘサルモノアルヲ認ムルナリ

カラス

斯ノ如ク多数ノ学生(全国三分ノ一ノ学生)ニ不幸ヲ被ムラ

単純無意味ナル抽籤ニ依リテ落籤シ不希望ナル大学ニ配布

ヲ受ケタルモノハ単ニ不平ニ止マレトモ得点劣等ト認メラ

レタルカ上ニ不希望ナル大学ニ配布サレタル者ノ不幸ハ実

ニ憐ムヘキ惨状ニシテ其及ホス所頗ル寒心スヘキモノアリ

何ヲ以テ之ヲ云フ他ナシ三医科大学ノ希望者ヲ其予定収容

数ニ比較スルニ甲大学ハ百分ノ二百余乙大学ハ百分ノ八十

五丙大学ハ僅ニ百分ノ五ナリ故ニ丙大学ニ於ケル不足百分

ノ九十五ハ甲乙両大学ノ落第者ヲ以テ之ヲ満タサ、ルヲ得

ス此結果丙大学ニ収容セラレタル学生ハ其実得点数少差ノ

為メニ他ノ不希望ナル大学ニ入ラサルヲ得サルモノニシテ

已ニ其希望ヲ満タスコト能ハス又落第ノ汚名ヲ蒙ラセラレ

引テ第一志望ヲ以テ丙大学ニ入学シタル百分ノ五ノ学生ヲ

シテ落第学生ト伍スルノ不快ヲ感セシメ又将ニ来ルヘキ不

幸ヲ分担セシムルノミナラス又引テ多数ノ落第者ヲ収容セ

サルヘカラサル丙大学ニ劣等者集合ノ大学ナル汚名ヲ被ム

ラシムルニ至ルヘシ此結果トシテ遂ニ丙大学ノ資格品位自

ラ劣等ニ陥リ学内ノ学生全数ハ常ニ快タトシテ樂マサルノ

生活ニ貴重ナル日子ヲ経過シ業成ルノ後ニ至ルマテ落第大

学ノ出身者トシテ社会ニ遇セラル、ノ非境ニ甘心セサルヘ

スノ如ク多数ノ学生(全国三分ノ一ノ学生)ニ不幸ヲ被ムラ

シムルモノハ得点標準分配法ノ大欠点ノ一ナリ昨年一回已

ニ此類ノコトアリ今年復之ヲ行フトキハ単ニ教官ノ不足設

備ノ未完成所在辺陬等ノ些々タル想像ヨリ希望セサル輩ノ

如キモ大学ノ主成分タル学生ニ劣等者多数ナルヲ以テ之ト

伍スルヲ恥チ初メテ真性確執ノ不希望者ト化シ遂ニ一人

ノ志望者ナキニ至ラン斯クテ丙大学ノ収容予定ノ全数ハ落

第者ノミヲ以テ充サ、ルヘカラサルノ止ムナキニ帰セン丙

大学ニ分配セラルヘキ学生ノ不幸や言フニ忍ヒサルナリ

反之抽籤法(修正案)^(マツ)ニ拠ルトキハ落籤者ハ其志望ヲ満タス

能ハサルノミニシテ終身伴隨シテ離レサルノ不幸ニ接セス

安シテ学ニ親ミ完全ノ卒業ヲ成スニ至ラン

叙シ来リテ甲乙分配法案ノ来タスヘキ結果ヲ沈思静察スル

トキハ修正案ヲ措テハ他ニ求ムヘキ方法ナキナリ然リ

他日已成大学ノ設備其完全ヲ加ヘ若クハ多数ノ大学各所ニ

分置セラレ学生ヲシテ自由ニ其撰択ヲ為サシメテ余アルノ

時期ニ達スルマテハ抽籤ヲ行フノ止ムナキアルノミ

右

明治三十七年五月二十五日

京都帝國大学福岡医科大学長医学博士大森治豊

学生分配法修正案

本案第二条第三条及第六条中左ノ通修正シ其他ハ一切原案ノ通

- 一 第二条中志望者區別表「卒業成績」欄及備考ヲ削除ス
- 二 第三条第二号中其配当シタル数ヲ限りノ下「当該高等学校ニ於ケル卒業成績順ニ依リ入学セシム但シ卒業者ノ成績相等シキ者アルトキハ」ノ四十一字ヲ削除シ又「抽籤ニ依リ順位ヲ定ム」ヲ「抽籤ニ依リ入学者ヲ定ム」ニ改ム

三 第六条中此場合ニ於テ以下六十九字ヲ削除ス

〔注〕 (一) 改正案は見当らず。

一五 大森治豊書翰(木下広次宛)

〔五二〕

(一九〇四明治三七年五月)三〇日

〔封筒表〕

「京都市

京都帝国大学第一官舎

〔伝書〕

木下総長殿

必親展

「

〔封筒裏〕

「七条停車場前旅宿ニテ

大森治豊

「

発程ニ臨ミ一書呈仕候

昨夕ハ御厚誼ヲ蒙リ難有奉存候御多忙之際又々御上京ノ勞ヲ取ラル、旨御示シニ相成深ク斯道之為ニ奉謝候就テハ御参考ニモト奉存候ニ付左ニ拙者上京中ニ接シタル□断上ニ得タル一節書キ残シ申候

a、文部省特ニ松井局長ノ申シ分

1、拙者ノ憂フル処ハ杞憂ノ如シ西京ノ医科ハ已ニ已ニ

収容定数ニ超過シタルニ非ラスヤ

2、落第ノ如シト雖モ落第ニアラス枉ケテ之ヲ云フモノ

ノ如シ

3、抽籤ヲ以テセハ学生ノ不平多カラシ文部省ハ之ヲ説

諭スルニ苦ム

4、高等学校ニ入学セシムルトキ已ニ学科試問ノ成績ヲ

標準トシテ其志望ヲ満タサシメタリ大学モ亦然カクセ

サレハ前后不揃ノ嫌アリ

5、成績点数ニ拠ルハ生徒ヲ励マス由縁ナリ

6、生徒ニハ已ニ此事(文部省案)ヲ以テ告ケタリ今ニシ

テ之ヲ代フルハ異ナル者ナリ

7、工科大学ハ之ヲ抽籤ニ附ス能ハサル事情アリ之ヲ医科ノミニ行フコト能ハズ

8、百方工夫ヲ回シテ初メテ得タル案ニシテ此ヨリ良キハ無シト信ス

b、治豊ノ申シ分

1、已ニ世間昨年ノ事ニ監ミテ昨年ニ比シテ希望者其少ナキヲ加ヘタルニテモ知ルヲ得ヘシ福岡ノ不希望者ヲ加ヘタルコトヲ京都ト比比較スルハ一位ヲ過マレリ(此点ニ就キテハ意見書ニ詳カナリ)

2、落第ニアラズト言ヘド其ハ落第ナリ点数ヲ比較シテ其多キ者ヲ取り其数ナキモノ取ル落第ニアラズシテ何ソヤ

3、生徒ノ不平ノ如キハ文部省ハ均シク高等学校ヲ卒業シテ大学ノ^(マツ)科程ヲ吸収スルノ能力ヲ有スルモノトスル以上ハ毫モ其間ニ差等ヲ認メスト云フテハネツケルコトヲ得ベシ

4、高等学校ニ入学セシムトキ已ニ抽籤ヲ用キサリシハ非ナリ之ヲ改正セハ足レリ

5ノ如キハ取ルニ足ラス却テ思ハサルノ点ニ於テ悪結果コソ生ス可ケレ

6、生徒ニ告ケタル早計ニ過キタリ

7、工科大学ハ之ヲ抽籤ニ附ス可ラサルカ為ニ医科モ之ヲ附ス可ラスト謂フノ理ナシ

要スルニ拙者ヲ満足セシムルノ説明一モアルコト無ク遂ニ不得要領ニ終リ申候

又松井局長ニハ閣下ニ宛テ辞表ヲ呈出シタルコトヲ明言シ置申候他人ニハ誰人トシテ之ヲ謂ヒタルコトナシ右御含マテ申上置候早々敬白

卅日朝七時

大森治豊

木下総長閣下

昨夜申上候通り必シモ抽籤法ヲ主張スルニ無之福岡医科ニ汚名ノ附スル無キニ於テハ如何ナル法モ之ヲ辞スル所ニハ無之候間

選抜法ヲ用キテ其一ハ志望者ヲ増加セシメ其一ハ正道^(マツ)ヲシテ真性ノ落第者ヲ容ル、ニ至リナバ寧ろ落第ナラサル如クシテ其实ハ落第ニ見フル如ク其間曖昧ナルハ実ニ困難ヲ学生ト学校ニ蒙ラシムルモノト存候其如何ニテモ宜敷御坐候

一六 久原躬弦書翰(木下広次宛)

(五二)
(一九〇五〔明治三八〕年)九月一三日

(封筒表)

「東京市芝区芝口 紀伊国屋旅館」

木下廣次殿

至急親展

一

(封筒裏)

「京都大学」

久原躬弦」

拝啓兎角時下不順に付折角御加養之程奉祈候大学にハ別段
相變り候事ハ無御坐候間御安心可被下候過日之御書面ニ対
し拝答甚延引仕候段御海容願上候

理工科欠員補充之件ハ今日となりてハ教員間に異論可有之
到底行ハレ難きこと、存候間別紙の通文部省へ回答取斗申
置候大学の規定にハ六月十五日以後と雖トモ欠員ある学科
には尚ハ入学を許可することに相成居候得共無期限に願出
書受理することハ教務の整理上差支候付何処にか必ず期限
を定めざるべからざる義に候処別紙回答文の理由に依り八
月廿日を以て大学に取り最も都合宜しき期限と存候に付か
く定めたる次第に御坐候而して期限を定めたる以上ハ勿論
勵行いたし居候付今日となりて更に収容之義ハ謝絶するよ

り外無御坐候間左様御了承願上候

又東京工科大学に於ける選抜試験之期日ハ七月十五日との
規定に有之本学の欠員学科に於ける願書受理期限ハ八月廿
日に候へハ其間一ヶ月以上の余裕有之候付てハ東京に於て
選抜試験に落選したるもの本学へ入学するに何等の不都合
無之筈に候得共特に本年ハ東京大学が自分の勝手に依り試
験の期日を九月に変更したるが為七十人以上のフラック者
を生したるかと思候其者に対してハ誠に氣の毒に候得共東
京大学勝手になしたる期日変更の為に本学に於て既に高等
学校へも通知して勵行いたし居候ことまでも今日に至りて
変更することハ如何にも迷惑に付此辺も御推量願上候
右之件ハ尚ほ福原^(繁郎)へ私信を以て申陳置候
近重身体検査之件に付医科にて別段異議などありしには無
御坐候元來留学生身体検査之義ハ文部大臣より総長へ委任
相成居候此度事新しく局長より命令したるに由り疑議を
生したるに付質問いたしたる義ニ御坐候
書記官への御伝言ハ早速相通し申置候
右々延引拝復

九月十三日

早々不具

久原拝

木下先生侍史

明治三十八年九月十一日

総長

(中川小十郎)
書記官

庶務課

理工科大学長

案

本月八日付已発專第一九〇号ヲ以テ本学理工科大学入学志願者取扱方ノ件ニ付御照会ノ趣了承本学通則第八条ニ定ムル入学志願者ノ願書差出シ期日ハ六月十五日限りニシテ設備上差支ナキ学科ニ限りテハ該期日以後ト雖モ願書ヲ受理スルコトハ相成リ居リ候モ右期限ヲ定メズ無期限ニ願書ヲ受理スルコトハ授業上甚タ差支ヘ候ニ付別記ノ理由ノ次第ニ依リ其期限ヲ八月廿日限リトナシ該期日以後ハ欠員ノ有無ニ拘ハラス願書ヲ受理セザルコトニ内定シ其旨各高等学校ヘハ通知ナシ右ノ期限ヲ履行ノ上既ニ入学者ヲ決定シ尚欠員アル学科ヘハ若干ノ選科生ヲモ入学セシムルコトニ確定致居候条御諒知相成度此段御回答ニ及ヒ候也

専門学務局長宛

総長

追テ本年理工科大学各学科ヘ入学ヲ許可イタシ候者ノ人員ハ左表ノ通りニ之レアリ候也

表略ス

理由

六月十五日マデニ入学志望者ノ数収容予定人員ニ超過スルトキノ選抜試問ハ九月五日ヨリ執行スヘキ規定ニ之レアリ又六月十五日以後欠員アル学科ニ志望スル者多数同時ニ出願シテ其数欠員数ヨリ超過スルノ場合ナシトモ限ラザルヲ以テ若シ斯ル場合ニ至レハ是亦其志望者ニ対スル選抜試験ヲナサルヲ得ザル次第第二付理工科大学ニ於テハ授業上ノ都合ヲ以テ前者ノ試験執行ト同時ニ後者ノ試験ヲモ執行セシムルガ為本学ヨリ各高等学校ヘ試験施行ノ旨ヲ通知スルノ時日更ニ高等学校ヨリ各本人ヘ通知スルノ時日並ニ本人通知ヲ受ケタル後本学ノ試験期日即チ九月五日マデニ出頭スルニ必要ナル時日ト見積リテ八月廿日トナシタリ然ルニ八月廿日以後願書ヲ受理スルニ於テハ又何時某学科ニ多人数入学ヲ出願シテ其欠員数ニ超過スルモ難斗左スレバ九月五日以後ニ至リ又更ニ選抜試験ヲ施行セサルヘカラズ而シテ更ニ又他ノ学科ニ同様ノ場合起ル時ハ爾後更ニ撰抜試験ヲ要ス斯ノ如キ場合ニ在テハ次学年ニ於ケル本学ノ教務上ニ

支障ヲ来タスコト少カラサルニ由ル

一七 久原躬弦書翰(木下広次宛)

〔五二〕
(二九〇五(明治三八)年)九月二〇日

〔封筒裏〕

葉山字一色

木下廣次殿

親展

「

〔封筒裏〕

「京都理工科大学

久原躬弦

」

拝啓昨今ハ氣候兎角不順に御坐候間折角御加養奉祈候

東京の落第生収容之件ハ過日申上候通文部省へ公文を以て
相断置候処此度大臣の命令なりとて別紙之通収容方申参候
付てハ少々不穩当之仕方と存候得共何分命令とある以上ハ
目下差迫りて如何とも致方無御坐候間此際ハ兎に角評議之
上収容することにしたし別紙之通回答仕置候間左様御了承
願上候

大学にハ別段相変り候事無御坐候間御安可被下候

右要用まで

九月二十日

草々不具

久原拝

木下先生侍史

文部省
文書課巳直專四三三三号

九月十二日庶甲第三五八号ヲ以テ貴学理工科大学入学願書
取扱方ノ件専門^{〔編原第二〕}事務局局長宛御回答ノ趣モ有之候処此国力発
展ノ時期ニ於テ幾多ノ学生ヲ収容スル余裕アルニ拘ハラス
之ヲ収容セサルハ尤モ遺憾ノ次第ト存候就テハ今日迄既ニ
入学セシメラレタル学生ハ其儘収容セラル、コト、シ猶欠
員アル学科即土木工学科、電気工学科、採鉱冶金学科ニ対
シテハ通則第八条第一項但書ノ成文ニ従ヒ其定員ニ満ツル
マテハ願書御受理相成度右願書御受理可相成旨ハ時日切迫
ニ付今回特ニ各高等学校へ直ニ通知可致候間御了知相成度
尤モ御来書中願書ノ受理ヲ無期限トシ為メニ授業上御差支
モ有之候ハ、九月三十日以後ニ於テ相当期限ヲ定ムルコト
ニ御伺定相成可然存候大臣ノ命ニ依リ此段申進候也

明治三十八年九月十五日

京都帝国大学総長法学博士木下廣次殿
文部次官法学博士木場貞長

庶甲第三八一号

本月十五日付已直專第四三三号ヲ以テ本学理工科大学中目下尚欠員アル学科へ本年高等学校大学予科卒業生ヲ入学セシムル件ニ付御申越シノ趣キ了承然ルニ從來ノ入学制度ニ依レハ動トモスレハ劣等ノ学生ノミ本大学へ集リ候様ノ結果ヲ生シ学生教養上本大学ノ為メ憂フヘキ事歟ナカラザルヲ以テ本年ヨリハ入学期限ヲ早メ勵行スルコトニイタシ候次第二之アリ候モ御命令ニ依リ止ムヲ得サル次第二付本年ハ土木工学科、電気工学科、採鉱冶金学科へ本月三十日限り願書受理ノ事ニ取計可申候本省ニ於テモ右入学者收容方法ニ付テハ目下御調査中ニテ本年中ニハ御取定メ相成ベキ御見込ノ由ナレハ前件本大学ニ於テ困難ヲ感シ居候事情ノ如キモ充分御斟酌ノ上兼テ本大学ヨリ提出致置候收容方法案ヲ御採用相成候様希望致候右御回答ニ及候也

明治三十八年九月十九日

京都帝国大学総長法学博士木下廣次
文部次官法学博士木場貞長殿

追テ目下欠員アル学科及其欠員ハ土木工学科三十八名
電気工学科十名採鉱冶金学科一名ニ之アリ候ガ以後入学申出テノ順序ニ依リ満員ニ至ルマデ次第二許可スル事ニ取計ヒ申スベク候間其含ミヲ以テ高等学校へ通知相成度候也

一八 京大最初の女学生 医学部選科生として入学 二人

共に大阪の出身者

一九一九(大正八)年二月一日
〔三〇〕

京大最初の女学生 医学部選科生として入学 二人
共に大阪の出身者

京都帝国大学医学部に於ては今回清水肅子^(二十)山川初子^(三十)の両女史を選科生として入学を許可したり

清水女史は大阪市西区本田町通り二丁目七十二番地医師清水源氏の長女にして夕陽丘高等女学校を卒業後東京女子医学専門学校に学び大正六年医師試験に合格し^(秘太郎)医術開業の免許状を受けたリ京大に於ては平井博士の指導にて小児科を専攻すべく又山川女史は大阪市東区平野町二丁目二十七番地山川幾太郎氏の長女にて梅田高等女学校の

出身昨年七月東京女子医学専門学校を卒業し本年三月より大阪医科大学（学道）櫻根博士の下に皮膚科の傍聴生たりしが京大に於ては松本博士指導の下に皮膚梅毒学を研究することになりたり

由來京都帝国大学は俊才を広く集むる等婦人の地位向上といふ意味に於て与ふ限り門戸を解放して女子の入学を許すべきものとの意見一部の教授間に提唱せられ文学部の如きは昨年来女子入学賛成と時期早尚の両論ありて教授会にては決し兼ねるの状態にある矢先医学部にては逸早くも曩の教授会に於て開業医の免状を有する女子なれば当該教授の認定の上選科及び研究科に随時入学を許可する事に決したるなり今回の両女史は京都大学に於ける最初の女子入学生にして法、経、文の各分科の例に倣ひ将来高等学校卒業試験に合格すれば医学士の肩書を授けらるゝ訳ならん

〔講演会〕

一九 特別講演（抄）

特別講演

一九〇九（明治四二）年
〔三二〕

明治四十一年一月十七日始めて特別講演を法科大学大講堂に開く。当日岡田総長左の如き趣旨の演説あり。

大学に遊ぶ者は学に励むと共に君子の為人を体得せざるべからず。然るに往々大学を以て単に学芸を究むる処とし、動もすれば道を修め徳に進むの工夫を忘るゝ、如き観あるは憾むべき事なりとす。學術技芸の蘊奥を究むるに於て、帝国大学が独逸の学風に負ふ所多きは頗る喜ぶべき現象なりと雖も、吾人は又英米の大学が品性の陶冶に重を置き、智徳両方面に於て国民の師表となり国家の柱石となる人物を陸續輩出せしむるを見て、欽羨の情禁ずる能はざるものあり。更に眼を転じて見れば、今日の社会が第一に要求する所は品性の高尚なる人物にあり。而して第二に問ふ所は學識の深淺技芸の巧拙にあり。これ今日の青年の深く鑑みざるべからざる所ならん。且夫れ学や芸や必しも人をして成功せしむる所以の道にあらず。知識は一種の魔物なり、之を用ふる其人を得ざれば、知識は実に一身一國を害毒するの具となり了らん。知識の真光明は高貴なる品性を待つて始めて發揮せらるべきものなり、加之學問の秘奥技芸の極致は、高尚なる品性の人にあらずんば蓋之に到達する事難からん。京都帝国大学に爾今以後金曜日特別講演を開く。一は学生諸子に

して学徳共に浅からざる教授諸君の高風に浴せしむるの機を与へんが為なりと雖も、一は此講演により、専攻学科以外に学生諸子の心に種々の問題を喚起し、自他を切磋琢磨するの資に供せんが為なり。大学が知識の淵藪たると共に一世風化の源頭たらんとするには、是が為め種々なる設備の存するあるを要す。金曜日特別講演の如き即其一端として見るべきもの、余は大学の全員が此特別講演開始の趣旨を尊重すべきを信じ此講演の今後に対し深く囑望せざるを得ず。

(以下略)

二〇 講演会会則

〔一五〕

一九一〇(明治四三)年五月二六日

京都帝国大学講演会会則

第一条 本会ハ各種学科ノ知識ヲ普及スルヲ以テ目的トス

第二条 講演ノ科目、期日聴講者ノ資格、員数及聴講料等

ハ開会ノ都度之ヲ定ム

第三条 講演終了後聴講日数其他ヲ査定シ証明書ヲ授与ス

証明書

学印

族籍

氏名

右者本学第何回講演会ニ於テ左記ノ科目ヲ聴講(聴講実習)シタルコトヲ証明ス

官名学位氏名

一何々

一何々

一何々

年月日

京都帝国大学総長学位爵氏名印

番号

二一 京都大学講演会 専門智識普及の目的 八月八日より三週間〔抄〕

り三週間〔抄〕

〔三九〕

一九一〇(明治四三)年五月二八日

京都大学講演会 専門智識普及の目的 八月八日より三週間

り三週間

京都帝国大学にては昨年以来医科大学に於て開業医師の為に特別講習を開始し其成績見るべきもの少なからず爾来各分科大学に於ては有らゆる機会に於て開放拡張の方針を

採り近時益々社会人民との接触を計りつゝ、あるは極めて喜ぶべきの現象なるが今回は特に欧米のユニヴァーシティー、エキステンション(大学拡張)の例に倣ひ我国に於ては殆んど嚆矢とも云ふべき各分科大学聯合の大講演会を開設するに決したり之が順序方法等につき今日までに確定せる所を報ぜんに

会則と方法 大講演会は各種専門学科の智識を広く一般に普及拡充するを以て目的とし来る八月八日より約三週間の予定にて開演すべく夏期炎暑の候なるを以て成るべく朝の涼しき間を利用し毎日午前七時頃より始め一、二科の講義をなして九時頃に了る様になすべく尚別に夜間を利用して通俗的の科外講義をなす事とし講演終了後聴講者には総長より特に左の様式の証明書を授与すべしと

(中略)

聴講者心得 聴講者は官吏、教員、商工業者、軍人学生、農民等何れの職業たるを問はず智識の程度階級の如何を論ぜず何人にてても申込むことを得べく希望者は族籍、現住所、年齢及び業務を記入したる申込書に聴講料(一科目二円三科目以上五円)を添へ来る七月十日迄に直接大学宛てに申込むべく通学し能はざる遠隔地の申込者に対しては希望により大学学生監に於て適當の宿舍を選定し場合によりては大学

寄宿舎を開放して之に充つるの便をも取計ふべく大学に於ては出来得る限りの厚意を以て多数の聴講者を迎へん事を要求しつゝ、あれば聴講希望者は此際下シ／＼申込むべしとなり

講演科目と講師 今日迄に確定せる講演科目及講師は左の如し

△法制 (十二時間)

法科大学教授法学博士 仁保 龜松

△經濟 (十二時間)

法科大学教授法学博士 田島 錦治

△未定 京都医科大学教授医学博士 松浦有志太郎

△未定 京都医科大学教授医学博士 松岡 道治

△国史総論 (九時間)

文科大学教授文学博士 内田 銀藏

△近代文芸 (九時間) 文科大学教授文学士 上田 敏

△五大哲学者 (九時間)

文科大学教授^(A)学博士 桑本 嚴翼

△極大、極小論 (十二時間)

理工科大学教授理学博士 三輪桓一郎

△円周率 (十二時間)

理工科大学教授理学博士 河合十太郎

△対数表の作り方時計算定(十二時間)

理工科大学助教授 和田 健雄

△交流電気の理論及应用(二十七時間)

理工科大学教授工学博士 難波 正

理工科大学教授工学博士 小倉 公平

△実用岩石学
理工科大学助教授 比企 忠

△金銀乾式分折術^(マヤ)
理工科大学教授工学博士 齋藤 大吉

△電気試金術
理工科大学教授工学博士 齊藤 大吉

△瓦斯分折術^(マヤ)
理工科大学教授 渡邊 俊雄

△粉鉱処理法
理工科大学教授 渡邊 俊雄

△冶金学最近の進歩
理工科大学教授工学博士 横堀治三郎

科・外・通・俗・講・話
右の講演以外夜間一二時間を利用して最も興味ある通俗講話あり専門の智識なき者と雖も容易に理解し得べき様幻灯其他の器械類を使用して懇切に説明すべく此分には講演会員以外の者と雖も随意参聴を許さんとの方針にて其都度聴講券を発すべしと既に決定せる講師及び演題左の如し

△未 定
総長理学博士男爵 菊池 大麓

△親子の話
法科大学教授法学博士 岡村 司

△地方自治
同 織田 萬

△金融若くは所得税の話

同 神戸 正雄

△両極探險談(幻灯説明)

文科大学教授理学博士 小川 琢治

△上代の帝都
文科大学講師文学博士 喜田 貞吉

△心理実験(幻灯説明)
文科大学講師文学士 野上 俊夫

△中央亜細亞に於ける日本人の探險(幻灯説明)
同 羽田 享^(マ)

△電灯の進歩
理工科大学教授工学博士 青柳 榮司

△音響学上の最近の研究
理工科大学教授理学博士 村岡範爲馳

△化学工業に於ける電気の応用
理工科大学教授工学博士 吉川龜次郎

△触媒作用及其応用
理工科大学教授理学博士 大幸 勇吉

△未 定
医科大学教授医学博士 鈴木文太郎

尚期日までに数名の講師を増加すべく詳細の講演日割各科聴講人員其他の細則等は講演開始前に至り逐次発表の筈にて本計画は大学に於ける永続的の一事業とし明年以後も同時期に於て開設するの方針なりと

〔注〕（一）二八三頁（二〇）を参照。

〔評議会への諮詢〕

二二 学位令改正に關し評議会に諮詢*

一九〇六（明治三九）年八月三日

京都帝国大学

別紙学位令改正ニ関シ其学評議會ノ意見ヲ諮フ

明治三十九年八月三日

文部大臣 牧野伸顯印

学位令改正案

第一条 学位ハ帝国大学ニ於テ左ニ掲クル者ニ之ヲ授ク

一、帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者、又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

二、帝国大学評議會若ハ分科大学教授会ニ於テ學術上顯著ナル功績アリト認メタル者

第二条 学位ハ法学博士、医学博士、薬学博士、工学博士、文学博士、理学博士、農学博士、林学博士、獣医学博士、

ノ九種トス

第三条 論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル者アリタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ帝国大学分科大学教授会ハ請求者ニ対シ試験ヲ行フコトヲ得

第四条 帝国大学ハ大学院ニ於テ定規ノ試験ヲ受クル者、又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル者ヨリ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第五条 明治二十年勅令第十三号学位令及明治三十一年勅令第三百四十四号学位令ニ依リ授ケタル学位ハ本令ノ学位ト同一ノモノトス

第六条 学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ其ノ学位ヲ授ケタル帝国大学ハ評議會ノ決議ヲ經テ其ノ学位ヲ褫奪スヘシ

第七条 明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条第一項第一号又ハ第二項ニ依リ文部大臣ノ授ケタル学位ハ前条ニ関シテハ試験ヲ為シタル大学院、論文ヲ審査シタル分科大学教授会又ハ推薦ヲ為シタル帝国大学総長ノ属スル帝国大学ニ於テ之ヲ授ケタルモノト看做ス

明治二十年勅令第十三号学位令及明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条第一項第二号ニ依リ文部大臣ノ授ケタル学位ハ前条ニ関シテハ東京帝国大学ニ於テ之ヲ

授ケタルモノト看做ス

第八条 学位授与ニ関スル細則ハ帝国大学総長ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附則

明治三十一年勅令第三百四十五号博士会規則ハ本令施行ノ日より廃止ス

理由

一、博士会ハ明治三十一年旧学位令改正ノ結果特設セラレタル学位与奪ノ新機關ニシテ當時之ヲ設置セラレタル旨趣ハ旧令規定ニ拠レハ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル以外ノモノニ対シテ学位ヲ授与スルニハ帝国大学評議會ノ議ヲ経ルヲ要スルモ其後京都帝国大学ノ設立アリテ二個ノ帝国大学評議會ヲ生スルニ至リタル為メ該規定改正ノ必要アリ且学位ハ学者社会ノ最名譽トスル所ノモノナルヲ以テ之カ与奪ハ特ニ慎重ニスルヲ要スルニ依リ旧令ノ規定ヲ改メ新ニ博士会ナル特定ノ機關ヲ設クルヲ要ストイフニ在リ當時博士ノ数イマダ甚多カラズ博士会召集ノ如キモ極メテ容易ノ事ト認メラレシモ爾後博士ノ数ハ著シク増加シ来リ医学工学二科ノ如キハ既二百二十五名ノ多数ニ達シタルヲ以テ博士中ニハ或ハ其従事スル職務

ノ都合ニ依リ或ハ遠隔ノ地ニ住居スルカ為メニ容易ニ博士会ノ召集ニ応スルヲ得サルノ事情アルモノ亦尠カラス從テ現行博士会規則第三条ノ規定ハ殆ント之ヲ実行シ難ク博士会ナルモノモ殆ント有名無実ノモノトナラントスルノ有様ナリ

二、現行博士会規則ハ博士会ノ種類ヲ法学博士会等ノ九種トシ当該博士ヲ以テ組織スルコトヲ規定セリ蓋シ博士ノ種類ハ旧学位令ハ之ヲ五種トシ現行学位令ハ之ヲ九種トス然ルニ學術ノ進歩ニ伴ヒ学者研究ノ進ム所一科ノ専門学ハ更ニ幾多ノ新分科ヲ生シ同一学科ノ博士ト雖モ必シモ該学ノ所有スル分科ニ通曉スルコト能ハサルノ有様ナレハ單ニ当該博士ノ多数ノ決スル所タルノ故ヲ以テ其推薦若ハ議決ニ遺漏ナク偏頗ナキヲ望ムヘキニ非ス況ンヤ博士会ナルモノ前項ノ事情ニ依リ多クノ場合ニ於テハ全員ノ出席アルヲ期シ難ク該学中ノ某分科ニ関スル議事ヲ開クニ方リ出席者ノ多数ハ却テ同科ニ關係少キ学者ノミナルカ如キヲ必シ難キニ於テヲヤ

三、博士会規則ヲ改正シテ出席過半数ノ現制限ヲ緩ウシ若クハ学位令ノ学位種類ヲ更ニ増加スルニ於テハ幾分カ前二項ノ欠点ヲ補フヲ得ヘキモ出席数制限ヲ緩ウスルカ如キハ會議ヲ慎重ニスルノ主義ニ悖リ同会設置ノ目的ニ反

スルヲ免カレス

四、現行学位令ニ依レハ学位授与ノ機關ハ博士会ノ外帝国大学アリ且ツ欧米諸国ニ在テハ何レモ法令ニ依リテ学位授与ノ權ヲ特定ノ大学ニ附与セリ本邦亦此際寧ロ博士会ヲ廢シ帝国大学ニ学位授与ノ權ヲ与フルヲ可トス、元来帝国大学ハ国家學術最高ノ府ニシテ學界最近ノ進歩ヲ代表スルモノナルノミナラス現ニ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタルモノ及大学院ニ入りテ定規ノ試験ヲ受ケタルモノノ學位授与ニ関シ決定スルノ權ヲ有スルモノナレハ各科ノ學ニ関シテ學位授与資格ノ審議ヲナスニ於テ最適當ノモノタルコト復疑ヲ容レサルヘシ

五、現行學位令ニヨレハ帝国大学ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタルモノノ外ニ対シテハ単ニ其學教授ノ學位授与申請ヲナスヲ得ルノ規定ナリ然ルニ世間論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ為サルモ其他ノ事業ニ依リテ學術界ニ顯著ナル貢獻ヲナスモノ少カラス是等ノ人士ニ対シ學界ノ榮譽ヲ与フルハ學術奨励上頗ル必要ノコトニシテ欧米諸国ノ大学 Honoris Causa ノ制ハ本邦亦宜シク之ヲ採用シ帝国大学ヲシテ學術上顯著ナル功績アリタルモノニ対シテ學位ヲ与ヘシムヘキナリ、之ト同時ニ帝国大学教授ニ限り大学総長ノ推薦ニヨリ學位ヲ授与スルノ規

定ハ其必要ナキヲ以テ之ヲ削除ス

二三 學位令改正ニ関シ原按ヲ具シ文部大臣ヨリ本大學評

議會ノ意見ヲ諮詢セラレタルノ件〔抄〕 〔二五〕

一九〇六(明治三九)年九月一二日

四、學位令改正ニ関シ原按ヲ具シ文部大臣ヨリ本大學評議

會ノ意見ヲ諮詢セラレタルノ件

原按

〔中略〕

右原案ニ就キ審議セシトコロ改正按ノ大体ノ主意ニ関シテハ賛成、依テ逐条討議ノ上左ノ通修正ノ事ニ議定

第一条 學位ハ帝国大学ニ於テ左ニ掲クル者ニ評議會ノ議決ヲ經テ之ヲ授ク

一、帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者、論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

二、帝国大学分科大学教授会ニ於テ學術上顯著ナル研究ヲ為シタルト認メタル者

第二条 學位ハ法学博士、医学博士、工学博士、文学博士、理学博士、農學博士ノ六種トス

第三条 (原按通り)

第四条 帝国大学ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル者ヨ

リ手数料ヲ徴収ス

(以下原按通り)

右修正ノ理由左ノ如シ

一、帝国大学ハ学位ヲ授与スルニ当リ其大学ノ統一上、分科大学教授会ノ発按ヲ俟チ評議會カ与フル最終ノ決定ヲ得然ル後之ヲ授与スルヲ至当トス又帝国大学令第八条評議會ノ審議事項中ニ学位授与ノ件ヲ挙ケ同第十五条教授会ノ部ニ学位授与資格ノ審査ヲ挙ケタルニヨリテ見ルモ同令ノ執行上最終ノ決定ハ之ヲ評議會ノ審議ニ委セサルヘカラス且ツ改正按第六条ニ学位褫奪ノ場合ニハ評議會ノ議決ヲ經ヘキコトヲ規定セリ評議會ニシテ褫奪ヲ議定スルノ權能アリトセハ先ツ授与ノ當時ニ於テ其審議ニ預ラサルヘカラス

二、学位ナルモノハ學術ノ研究ヲ積ミ之ニ貢獻シタルモノニノミ授与スヘキモノタリ此点ニ關シ改正按第一条第二号中「功績」ナル語ハ意義明瞭ヲ欠クノ嫌アリト認ムルニツキ「研究」ノ二字ヲ以テ之ニ充テタリ

三、学位ナルモノハ元來根本的學問ノ研究ニ対シテノミ授与セラルベキモノナルガ故ニ其ノ種類ニ於テモ亦此主義

ニ依ルヲ至当トスベキモ暫ク現今ニ於ケル各分科大学ノ区分ニ依リ之ヲ六種トセリ

四、第四条中大学院ニ於テ定規ノ試験ヲ受クルモノニ關シテハ本大学通則中已ニ学位試験ニ關スル規定アリテ大学院学生ハ当然該試験ヲ受クルコトヲ得ベキノミナラス研究料トシテ一箇年金參拾五円ヲ前納セシムルカ故ニ別ニ手数料ヲ徴収スベキモノニアラスト認メ之ヲ削除セリ又論文提出者ニ關シテハ当然手数料ヲ徴収スベキモノト認メ原按ヲ修正セリ

〔注〕 (一)一八六頁(二)を参照。

二四 山川健次郎書翰(荒木寅三郎宛)

〔五四〕

一九一五(大正四年)年一〇月一日

〔封筒裏〕

「東京帝国大学

山川健次郎」

追て本書ハ御火中相願度候

昨夜一封差上候ひしが取り急ぎ候為め簡略ニ失し候傾有之

候間猶申上候元來調査会ハ私立学校派の人数を占め居り候へバ拙生の邪推カハ不存候へ共私立学校の利益を計る様なる傾向有之候様被存候拙生ハ現状維持論ニ御坐候が拙生ニ同意の人一人も無之所謂孤城落日の有様ニ御坐候文相ハ^(高田早苗)大学ニ諮詢すべき旨拙生ニ話有之候明日の評議會ニて当大学の意向の下タ調を為し各教授会ニ謀り候上ニて確定の考ニ御坐候拙生ハ既設の学校(大学、高等学校等)の所分案を見されバ同意し難しと云ふ様なる決議ニ仕度と存候高等教育の危機実ニ憂慮ニ堪へず候

大正四年十月一日

敬具

健次郎

荒木殿□□中

二五 坂口日記 一九一五年一〇月八日条〔抄〕 [五五]

〔前略〕

^(大廳)菊池男爵来りて去七月教育調査会へ提出にかゝる学制改革建議案の説明あり、(法科第八教場)来会者全大学の外に三高、高工の校長等あり。説明後若干の質問あり。余も一問

を發す、曰く「学芸大学」(菊池案による)は第二年終了者にして優等なるものには次に最高の大学進入を許し、第三年、第四年、終了者もそれ〴〵進入受験の資格あり、而して学生はすべて向上心あり、然らば学芸大学の学生は悉く大学進入のために受験準備に腐心し、同大学の目的たる修養の目的を達せず、当局者その経営に苦むべし、此点は如何にするやと、男爵曰く、当局校長に於て之を説諭し監督すれば可なりと。余は果して其実行如何を疑ふものなり、最高大学進入のため受験を要すとせば、学芸大学は却て第二の関所を新設するものにして、年限短縮の本旨に背くに至らずやと思ふもの也。

説明終りて、談話室にて男爵を招宴す。

二六 坂口日記 一九一五年一〇月一三日条 [五五]

^(早苗)高田文相来学、本部に於て昼食歓迎会を開く。午後教授

会、文部省諮問にかかる新大学令並に帝大及高等学校改革の余地ありや否やといふ件を議す、夕景まで審議の後左の如く決す、

一、新大学令に掲ぐる条件を具備する大学設立に異議な

し

二、帝国大学は現時の学生の学力低下せしむべからず随て学年短縮の余地なし

三、高等学校を存置し、その学年限現在通とし短縮すべからず

審議中に、帝国大学及高等学校の年限短縮を議するに先ち小学と中学との連絡、並に中学の学制を研究改善するの必要あり。之を先議せずして帝大及高校を云々すべからずの意向顯著なりき但し、答申としては之を明示せざるに決せり。又た官吏、中等教員となるの特権は全帝国大学を通じて自ら撤廃すべしとの意見大多數を以て通過したり、但し他分科例へば医工科等の特権につきての意見を参酌するを要す、且つ高師の廃止又は特権廃止を同時に行ふことを条件とす。

二七 文部大臣ヨリ諮詢ノ大学令ニ関スル件

〔二五〕

一九一五(大正四)年一〇月二二日

(高田半造)
一文部大臣ヨリ諮詢ノ大学令ニ関スル件

右審議ヲ遂ケ左ノ通り答申スルコトニ決議ス

第一大学令案ニ就キテ

一、官公私立ノ大学ノ設立ニハ異議ナシ

二、官公私立大学ノ程度並予備教育ハ帝国大学ニ於ケルト同等タルコトヲ要ス

一、官公私立大学教員ノ三分ノ二ハ当該大学ノ専任者タルコトヲ要ス

一、学位授与ニ関スル制度ハ別ニ研究スルモノトス但学位ノ廃止ニハ同意シ難シ從テ称号トシテノ博士ヲ設クルコトニハ賛成セス

第二帝国大学修業年限短縮ニ就キテ

一、帝国大学ノ現在ノ学科程度ハ之ヲ低下スヘカラス從テ其修業年限モ亦之ヲ短縮スルコト能ハス

一、高等学校大学予科修業年限ハ之ヲ短縮スルコト能ハス

一、普通教育及予備教育ヲ通シ或方法ヲ講スレハ帝国大学卒業生ノ平均年齢ヲ低下スルコトヲ得ヘシ

二八 大学学制ニツキ諮詢ニ関スル件

〔二五〕

一九一八(大正七)年五月二三日

一大学学制ニツキ諮詢ニ関スル件

(荒木真三郎)
四月二十五日并ニ本月十日総長ヨリ諮詢ノ学制問題ニ関

スル件ハ別記ノ通り答申スルコトニ決定セリ

委員会決議事項

一 学年制ヲ廃止スルノ可否

各分科大学ニ一任説

多数二十四名

一 試験ヲ廃止スルノ可否試験ヲ存置ストセハ其方法如何

試験全廃説

賛成者ナシ

試験ノ方法ハ各分科大学ニ一任説

多数二十四名

数字評点又ハ階段(優良可等)ヲ設クルコトヲ各分科大学ニ一任説

学統一説

少数十一名

数字評点又ハ階段(優良可等)ヲ設クルコトヲ各分科大学ニ一任説

学統一説

多数十四名

在学ニ年限ヲ附スルヤ否ヤヲ各分科大学ニ一任説

少数十二名

在学年限ヲ附スル説

多数十八名

在学年限ノ長サハ各分科大学ニ一任説

多数二十四名

卒業生ヲ試験成績順ニ発表セサルコトニ各分科大学統一説

少数十二名

卒業生ヲ試験成績順ニ発表スルヤ否ヤハ各分科大学ニ一任説

一任説

多数十三名

一 優等生及特待生ヲ廃止スルノ可否

廃止説

多数二十名

一 卒業式ヲ廃止スルノ可否

廃止説

多数十八名

一 評議會ヲ改造スルノ必要ナキヤ

改造スル必要アリトスル説

全会一致

各分科大学教授中ヨリ選出スル評議員ヲ一名増員説

多数二十一名

評議員任期二年説

多数二十四名

一 大学院ヲ改良スルノ必要ナキヤ

改良スル必要アリトスル説

全会一致

教官講師助手等ノ人数ト経費ヲ増加シテ指導研究力ノ増スコトトスル説

全会一致

兵役ニ関スル特典ヲ廃スル説

多数十六名

在学ニ年限ヲ附スル説

多数二十四名

最長年限ヲ附スル説

少数九名

最長年限ヲ一年トスル説

多数二十名

在学中ハ絶対ニ他ノ職務ニ従事スルコトヲ禁スル説

少数四名

在学中絶対ニ本学所在地以外ニ居住スルコトヲ得ストスル説

少数三名

大学院学生ハ研究上必要ナル場合ヲ除クノ外他ノ業務

ニ従事スルコトヲ得サル説

多数十七名

大学院学生ハ在学中研究上ノ必要ニ依リ他ノ業務ニ従事セントスル場合ハ指導教授ノ申出ニ依リ当該分科大

学教授会ノ議ヲ経ルコトスル説

多数二十三名

前項ヲ評議会ニ附議スルコトヲ不用トスル説

多数二十四名

一入学資格ヲ改正スルノ必要ナキヤ

各分科大学ニ一任説

全会一致

一学年始メヲ四月トナスモ差支ナキヤ

四月トシ差支ナシトスル説

多数二十名

一帝国大学特別会計法ヲ廃止スルノ可否

当分現在ノ儘ニテ差支ナシトスル説

全会一致

一或程度迄大学開放ノ必要ナキヤ若シアリトスレハ其方法

如何

弊ノナキ限り益々大学開放ノ方針ニテ進ムコトトスル

多数十七名

一総長及学長ノ推薦手続ヲ如何ニスヘキヤ

総長ハ専任トス任期ハ四ヶ年トシ重任スルコトヲ得ト

スル説

全会一致

総長及学長ノ推薦手続并ニ教授助教ノ任^(マ)免至ル手続ヲ如何ニスヘキヤハ本日コノ委員会ニ於テ議セス但シ

近キ将来ニ於テ適當ナル会ニ於テ附議スルコトヲ望ム

トスル説

多数十七名

一講座制度ヲ廃止スルノ可否

廃止説

多数十九名

一大学教官優遇ノ方法如何

別表優遇案(甲)案ヲ可トスル説

多数二十三名

一教授助教停年制度ヲ設クルノ可否

優遇ヲ条件トシテ教授助教停年制度ヲ設クルヲ可トスル説

多数二十三名

教授助教ノ停年ヲ無条件ニテ満六十歳トスル説

全会一致

前項停年ノ項ヨリ助教ヲ削除スル説

少数八名

助教ニシテ停年ニ至リ退職スル者ニ特ニ優遇法ヲ設

クルヲ可トスル説

多数十八名

助教ヨリ教授ニ進ミタル場合ハ助教ノ在勤年数ヲ

或ル割引ヲシテ通算スル説

全会一致

右通年ノ場合ハ助教ノ在勤年数二年ヲ教授ノ一年ト

シテ計算スル説

多数十六名

教授年数ヲ十五年トスル説

多数十八名

教授優遇ニツキ停年ヲ五十五年迄ニ拡張スルト云フ説

少数九名

助教授優遇案ハ適當ノ案ヲ講スル迄懸案トスル説

多数十五名

一 現行学位令ニ改正ヲ加フヘキ点ナキヤ

大学カ授与スル説

多数十八名

学位ヲ学士ト博士トノ二種ニスル説

少数八名

(学位ハ博士ノミトシ学士ハ称号ト解釈ス多数十八名)

学位ト大学院トノ関係ヲ全ク絶ツノ説ハ議スル価値ナシトスル説

多数十六名

博士会ノ推薦ヲ廃止スル説

全会一致

総長ノ推薦ヲ廃止スル説

多数二十名

教授会ヨリ推薦ヲ為スノ説

賛成者ナシ

官公私立ヲ問ハス大学令ニ依ル凡テノ大学ハ博士ノ学位ヲ授クルコトヲ得トスル説

多数十九名

一 帝国大学令ニ在ル名譽教授ハ之ヲ存置シ置キ教授優遇案

ニ依ル名譽教授トハ関係ナキモノトス

多数

一 教授優遇案ニ依ル名譽教授ノ推薦ハ条件ヲ具ヘタルモノハ当然名譽教授タリ得ルモノニシテ帝国大学令ニ依ル名

譽教授ノ推薦ハ従前通り評議會ノ議ヲ經ルコトトス

多数

〔注〕 別表は見当らず。

〔停 年 制〕

二九 千賀鶴太郎書翰(荒木寅三郎宛)

〔五四〕
六月一日

拜啓時下益々御清穆奉恭賀候陳は過日大学制度御諮問の中教授停年之件ニ付多数之意見は已に学長より申上候通りニ候へども小生之に付大学發展之為めに大に憂慮致し候処有之候間御参考までに卑見申述候該案は御存じの通り多年の懸案にて当大学にては已に略決定致し居候ひしに東大の若手連より似テ非なる新案出候ひしかば当大学教授の多数は忽ち旧案を覆へして軽々しく新案ニ雷同せられたるは小生真ニ意外ニ存じ候処にして所謂群衆心理なる者の一時を風靡したる形跡之あり真ニ歎息之至ニ奉存候新案ニ拠れば六十歳ニ達すれば当然退職するものとし若干の年俸を給する事に候が其理由は如何と申すに(一)後進の路を開く事(二)老教授優待之事との二事ニ候然るに此理由は二者とも唯表面のみの口実とも申得べく決して其目的を達し得るものには無之候(一)後進の路を開くとの口実は真ニ一笑すべき事と存候今日は後進者無之に苦み居る情態ニて如何にして後進を作るべきかと申す事が一大問題ニ相成居候先年富田氏死亡之際刑法之後進者を如何にしても得る事出来ず学業ニ差支る

事ニ相成り無理ニ止むを得ず〔英術〕宮本君を引張りて来りたる次
 第二候刑法や民法の如きは大学外にも研究者多数有之候様
 ニ見え候へども教授として適當なる人を得るは極めて困難
 ニ候況や法理学、法制史、日本法制史、羅馬法、政治史、
 政治学、國際公法、國際私法等直接ニ實際ニ關係なき学科
 又は實際ニ關係する所少き学科に在りては方今絶対に後進
 者無之候是は法科に付きて申上候事なるが他の分科大学ニ
 於ても略々同様と奉存候實際新案を行ふ事ニ為れば老教授
 停年ニ達すると直に他より人物の適不適を問はず所謂間に
 合せの新教授を連來りて之を称して後進に路を開くと申す
 事ニ相成候て真ニ心外之至ニ候尤も東大の案には適當なる
 後進なき時は停年に達するとも退職せしめずとの但書有之
 候由なれ共京大之新案ニは之も削除致しあれば尚更ニ不都
 合千万と存候(二)第二の目的は老教授優待之事ニ候が停年を
 附して当然退職せしむる事は如何ニ考候とも小生ニは優待
 とは思へ不申候京大の旧案の如く老病職に堪へざる時退職
 するも恩給の外ニ尚多少年俸を給すると申すならば実ニ優
 待に候へども唯々六十歳ニ達すれば当然退職せしむるとは
 他事は姑く論ぜざるも退職其者が優待ニは無之候論者は金
 錢上に於て優待すれば不宜敷やと申候へども如何ニ停年の
 年俸を多く致し候とも在職中の職務俸と本俸とを合したる

ものを停年俸と恩給と合したるものにて給せんとする事は
 到底出来ざる次第二候況や停年俸を僅二千四位ニ致す様に
 ては金錢上に於て決して優待には無之候寧ろ虐待と申して
 宜敷候以上延べたる如く新案の表面は右の二者を目的と為
 し居れども毫も其目的を達し得ざる事ニ候而して新案之実
 際の弊害は極めて多き事と存候即ち新案実行と為らば(一)老
 練なる教授に代ふるに間に合せの新教授來りて大学内ニ所
 謂若朽之弊甚敷く相成可申候特に京大の諸教授の大半は五
 十前後の人にて有之候間今より十年後には間に合せの教授輻
 輳可致候(二)六十に達すれば当然退職と定まりたる上は諸教
 授は五十前後より他に出て、活動せんと思ひ學術の研究を
 終身の事業と為す事なく唯一時講義を為す以外には大学の
 為めに何等尽す事なき事ニ立至り可申候(三)篤学者は縦ひ教
 授の本職にあらずとも尚研究ニ従事すべしとの説もあらん
 なれども大学内ニ於て已に無用の人物と看做されながらも
 尚進みて研究する人は稀有の篤学にして所謂研究を以て道
 樂と為す人に候が方今斯る人物は日本は姑く置き独乙など
 にても極めて少く候故に誠に研究ニ従事する人を成るべく
 多く作らんと欲せば年を取るに随ひ益々老教授を優待致し
 益々其研究を鼓舞するの必要有之候故に伯林大学などにて
 は特に有名なる老教授を他の大学より招聘する事に相成り

居候へば六七十年の者多数を占め居候斯く致してこそ學術獎勵の実を挙げること出来候然るに何ぞ六十を停年として退職せしめ貴様は老朽にして大学には無用の人物なりと云はぬ斗りニ待遇致して老教授の研究心を挫折致す様なる事にては学界之前途真ニ憂慮ニ堪へざる事ニ候(四名譽教授に若干の年俸を附する事は当人にして若し大学に留りて研究を続ける事ニなれば前ニも申たる如く優待とは認め難く却て虐待と申すべく候が若し本人にして研究を抛擲して他に活動する時には却て本人に無用の年俸を給する事ニ相成べく候例へは本人が若し貴族院に入る時は当院の手当を受け候間名譽教授の年俸と恩給とを合して四千元以上五千元を受ける事に可相成候然るに教授の奉職中は一級俸を得るとして講座料と併せて参千参百五十円に過ぎず然るに大学を退き閑散の身と為りて研究をも為さざるに却て之に斯の如き過分の収入を与ふるとは真に矛盾の甚敷き事ニ候はずや又法科にては民法商法刑法、訴訟法の如き又医科にては内科外科婦人科小児科の如きものは退職後大学の博士たりしとの名を標榜として大に活動し得べく候已に退職して弁護士と為りし者は先づ一ヶ年の総収入二万五千以上三万円は少くとも之あり候此内より衣食住其他雜費を引去り候て一ヶ年に貯金と為るべきものは八千元以上一萬円は之あり候故

に此種の人に名譽教授の年俸を附するは真ニ無用之事ニ候然るに大学内ニ於て實際に遠き學問に従事し多年間唯々研究專一と為したる人は固より他に出で、活動し得ざるは申すまでも無き事ニ候が此種の人に対して六十に達すれば最早大学には使はずして之を虐待し恰も「貴様は是まで實際ニ遠き學問を研究したる報酬として老年ニ至れば虐待致すぞ若し夫れが氣に入らずば何故はまで實際ニ近き學問を為して置き六十二達すれば他の方面ニ於て活動せざるか」と申して叱り附ると均しく候是にては唯實際に走る事のみを獎勵致して却て研究之進路を妨害するものと存候尚此外に新案之弊害は多々有之候へども余りニ永く相成候間今日は此位ニ致して止め置候要するに新案は真ニ百害ありて一利なきものたる事明白ニ御座候斯る愚案之多数の間に採用せられたるは所謂群衆心理ニ依るものに候尤も何故ニ斯る群衆心理を生ずるに至りしかニ就ては小生固より考へる所有之候へども是は只今少く明言するを憚り候論者或は曰く新案は愚案の如くなれども老朽淘汰の爲めに止むを得ざるものならんとは又極めて淺薄なる口実ニ候老朽淘汰の爲めとして態々斯る愚案を作る必要無之候真ニ老朽職ニ堪へざるものは第一に學生多数の知る所と相成るべく教授連は勿論之を知らざる理由なく候本人も固より覚悟

致すに相違なく候故に総長又ハ学長又は友人より本人に説諭致せば円滑に本人は辞職致すべく候此等の事は何等の困難も無之候然し縦ひ老朽の爲めに辞職致したる人も之が爲めに生活に苦む様にては氣の毒に候間特に恩給の外に尙多少の年俸を何等かの名義にて給すれば宜敷候是は京大の旧案ニ御座候小生此案には全然賛成ニ御座候然るに何の必要もなく東大の若手連の浅薄なる愚案を輕率ニ採用せるとは如何にも歎息ニ堪へざる事ニ候

論者又曰く方今は真ニ後進者を得るに難し故に老教授の六十に達したる時は当然停年として退職すると定まれば五十以上に達すれば大学内に於て徐々に後継者の用意を致し置き六十歳の時に直ちに之に充つる事を得るの利益あり」と此事一理ある様には候へども実は貫徹したる所無之候今日実は兼担に相成居候学課例へば羅馬法、法制史、日本法制史等の類は多年の間後継者を搜索致し候へども適當なる秀才を得る事出来ず左ればとて間に合せの人は採用し難く實ニ困却致し居候次第ニ候其理由は大学教授の収入の余りニ少きが爲めに秀才は大学ニ留らず頭腦を過度に使ひて學問を研究致し僅少之収入を得んよりは他に活動して氣樂ニ多大の収入を得んと欲するは人情の常ニして勢止むを得ざる次第ニ候故に停年を作りたりとて之が爲めに適當なる秀才

を得るの望あるものは唯實際ニ近き学科(法科にては民法刑法訴訟法の類)ニ止まり候實際に遠き学科に秀才を養成するの困難なるは今日と變り不申候且つ生死には老少の區別なく候間少壯之教授にして忽然長逝する事富田氏之如き場合には停年制度ありとも予め後継者を作るの暇無之候故に小生之考にては我邦現今之情態にては大学外に後継者を見出す事出来ざる義ニ候へば教授の老少如何を問はず一種の講座に必ず一助教授を教授の外に平生任じ置き教授の死亡又は退職したる時直ニ之に代り得る事ニ致し置き度候然し方今の如く薄給にては秀才は學問研究を終身の目的と爲すもの極めて少く候間教授の俸給を上げると共に助教授の給料を殆ど教授と同等までに増加し成るべく秀才を引附ける様に致す外は之無くとも存候故に秀才養成之問題は殆ど停年問題とは没交渉と存候

停年問題は小生之如き老人に直接ニ利害の關係之あり候間京大の老教授連は或は云ひ丈き事は之あり候とも先づ云はぬ方が宜しからんと黙々せられ居る人も多からんと存候然し小生は斯る東洋人じみたる事は却て宜からず大学の發展の爲めに不利益と相成候事は縦ひ如何ニ若手連ニ惡まれ候とも一切構はず爰に申述置候までニ候実は法科の教授会にても小生固より此事を論じ候ひしが適當なる答弁を致され

たる方は一人も無之候小生之にて諸教授の尚充分ニ審査せずして唯々東大案ニ輕々雷同せられたる事との信念を益々強く致候早々敬具

六月一日

千賀鶴太郎

(資二郎)
荒木総長閣下

〔軍事教練〕

三〇 教練ヲ希望スル学生ノ取扱ニ関スル件

〔一五〕
一九二五(大正一四)年七月九日

一、教練ヲ希望スル学生ノ取扱ニ関スル件

(岡田良平)

右ニ関シテハ左案ノ通り文部大臣へ申出テノコトニ決定

定

本学学生生徒中教練ヲ希望スル者目下三百余名有之候ニ付此等希望者ニ限り教練ノ儀可然御配慮相煩度此段申出候也

以上議了

(附記)

上記「教練ヲ希望スル学生ノ取扱ニ関スル件」ニ付テハ左

ノ希望アリタリ

(藤田)
河田評議員

将来一般学生ニ強制的ニ教練ヲ行ハシムルコトナキ

様尽力セラレタシ

(藤田)

森島

(藤田)
佐々木

本件ノ実施ハ現在ノ学生ニ限ルコト

(藤田)
大井評議員

本件実施ニ付配属將校ト時間等ニ関シ協議ノ際ハ各学部ニモ相談スルコト

三一 希望者に限り軍事教練実施 本学では来る九月から

〔三三〕
一九二五(大正一四)年八月五日

希望者に限り軍事教練実施 本学では来る九月から学内の希望者に対する教練に就て本学としては可なり慎重に考慮されたやうであるが、評議會に附議の結果、結局希望者に限り教練を受けしむること、なり、其の旨文部省に申出たので、不日大佐級の優秀なる將校の配属を見ることであらう。之につき花田学生生監は語る

「元來、大学に教練を実施しやうといふことは最初は当局も考へては居なかつたやうで、文政審議會への諮問中にも、明かに大学は含まれず、従つて之に対する答申も大学を除外してのものと見るべきであるが、其後文部、陸軍兩省の協議となり配属会が制定さるゝに及び、大学も大学に於て希望するならば将校を配属し得る事になつたので、茲に初めて大学と軍事教練といふ問題が起つたのであるが、其後文部省と陸軍省と更に協議した結果一、大正十四年四月大学々部に在学する者にして大正十四年七月以後配属将校により教練の教授を受け合格したる者は其在官を十ヶ月とす

前項在官の短縮は大正十五年三月学士試験合格(卒業)の者より之を適用す

一、大学々部にして大正十五年四月より配属将校による教練を実施する場合は前号を準用す

一、大学々部の教練は教授要目の範圍内に於て当該大学の学風に應じ大学と配属将校と協議して適宜之を取捨することを得但し指揮法(実兵指揮)に限らず図上戰術にて可なり)及戰史は必ず之を課すべし

等のが協定されたので、学内にそれ〴〵教練希望者を有する帝国大学としても具体的に之を考慮するの必要

を生じ、斯て九大も東北大学も将校配属を申請し東京大学は此の暑中休暇を利用せんとて殊に教練の実施を急いだのであつたが、本学に於ても、一方に三百有余名の希望者を控へ、而も一方大学の本質的研究に累を及ぼすことなきや否やに就き疑義がないでもなかつたので十分の考慮と審議を重ねた結果、遂にそれ等の希望者に限り教練の実施を希望し、当局に申出づること、なつた次第である。従つて第二学期からは愈希望者に対し所謂教練を実施すること、なるであらうが、茲に所謂「教練」とは広義に解すべきもので、大学に於ては戰史、戰術、軍制、軍事講話等専ら講話を主とする筈である。此の教練の間等に就ては何れ将校の配属された後、大学本来の学科課程以外に於て都合をつけ決定さるゝこと、思ふが、教練を希望する者は單に明年三月卒業すべき人々に限らず、明後年又はその後、に於て卒業する人々も此の九月より志望し置くべきであるから其の点は誤解なきやう特に希望するものである」云々

因に学内の臨時教員養成所には七月から金子篤大尉が配属された。

三二 国防研究会設立 二班に分けて第一班は既に教練開

始

(三三)

一九二五(大正一四)年一月一日

国防研究会設立 二班に分けて第一班は既に教練開始

去る九月廿四日軍事研究の目的を以て発会式を挙げたる本学学生有志の会合は、同日選出せられたる各学部委員の相談会を経て会員組織に改め、翌々廿六日の土曜より第一班の教練を開始したが同研究会にては来る十一月中旬に河内平野に於て催さるべき師団對抗の陸軍機動演習にも有志者を募り觀戰する手筈の協議中である。

今同会が設立当初よりの経過に就いて法学部委員藤村一郎君の述べる、所の大要を示せば

九月廿四日午後三時より法学部第一講堂に於て発会式挙

行同日来会者約四百名あり之が席上に於て花田学生監(本五郎)か

ら先づ同会設立に至る顛末の報告があり次いで教官長谷部(無信)

中佐の教練に関する大体方針の説明が終つて各学部より選出の一名宛の委員の相談会に於て左の事項が決議された。

即ち教練希望者全体を二班に分け、第一班は九月二十六日(土曜)より十二月十九日迄毎土曜(祭日を除く)前後十

二回一回三時間宛、總計三十六時間の教練を行ふものと
し第二班は冬季休業中を毎日四時間宛九日間合計前者同様三十六時間と決定。

併して第一班の教練は既に開始以来回を重ねる事四回、
毎回聴講者約四百名時々教授職員等の聴講もあつたが此
の間に在つて東大軍の研究会对し国防研究会なる名称
を附するに至つた。

尚之等一般希望者中より有志者の希望によつては図上戦術や軍事諸施設の見学等も行ふ事とし之を手始めとして
昨卅一日の天長節祝日には第十六師団の觀兵式を有志者が參觀した。

因に同研究会に於て所定の教練を終了したる者は、今度の
一年志願兵条例の改正に依つて在営年限を十ヶ月に短縮せ
らるゝとの事で、之に關して疑義ある者又は軍事教練に對
しての希望者には旧本館階上の軍事教官室に於て應對せら
るゝと。

〔創立記念祝日〕

三三 創立記念祝日規程

〔六六〕
達示第四号

一八九八(明治三二)年六月一日

京都帝国大学創立記念祝日規程

第一条 毎年六月十八日ヲ以テ京都帝国大学創立記念祝日

ト定ム

第二条 京都帝国大学創立記念祝日ニ於テ帝国大学令第一
条并ニ京都帝国大学設置ノ勅令第一条及第二条ヲ捧読ス
ルモノトス

三四 第二回記念式次第

〔六六〕
一八九九(明治三二)年六月一日

明治三十二年六月十八日京都帝国大学第二回記念式
次第

午前第九時学生一同式場ニ着席舎監之ヲ督ス

次ニ学長以下着席

次ニ総長出場

次ニ書記官式ヲ始ムル旨ヲ告ク

次ニ総長

勅令ヲ朗読ス 一同最敬礼

次ニ学長ノ指導ニ由リ一同

天皇陛下

皇后陛下

皇太子殿下万歳ヲ連唱ス

次ニ職員総代祝辞ヲ述ブ

次ニ学生総代祝辞ヲ述ブ

次ニ教員ノ指導ニ由リ京都帝国大学ノ万歳連唱ス

次ニ書記官式ノ終ルヲ告ク

式後総長以下順次ニ休憩所ニ入ル

但事務員ハ教員ノ後トス

次ニ右退場シ了ルトキ学生ハ舎監ノ指示ヲ待テ休憩所ニ入

ル

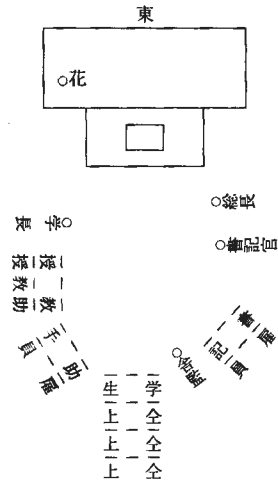
○注意

総長ハ通常礼服用

教員職員ハフロックコート着用

学生ハ制服制帽着用

式場着席図



三五 創立記念式典の日程変更に関する上申*

一九〇二(明治三五)年五月二二日

〔六六〕

本大学創立記念ノ式典ハ従来 勅令発布ノ当日即六月十八日ヲ以テ執行相成候制規ニ有之候処毎年六月中旬以降ハ卒業試験及ヒ学科試験ノ多ク有之候時期ニテ教官学生共ニ心中平時ニ無之折柄記念ノ祝事ヲ挙ラル、モ僅カニ形式ニ止マリ職務執行上實際障碍トナルコトモアリテ大学ノ最祝典モ真ノ祝意ヲ表スルニ至ラサル憾少ナカラス候ニ付何卒右祝式ノ義ハ十月十八日ニ繰延相成様致度此段上申候也

明治卅五年五月廿二日

京都帝国大学法科大学長

法学博士 織田 萬印

京都帝国大学医科大学長

医学博士 坪井次郎印

京都帝国大学理工科大学長

工学博士 中澤岩太郎印

京都帝国大学総長

法学博士 木下廣次殿

三六 創立十周年記念祝式式辞

一九〇七(明治四〇)年四月一日

〔六六〕

朝野来賓各位本日茲ニ本大学祝式ヲ举行スルニ際シテ天皇陛下ヨリ優等卒業生ニ対シテ光輝アル賞品ヲ下賜セラル天恩ノ優渥ナル洵ニ感激ニ堪ヘサルナリ

今や国運ノ隆昌振古未曾有ナルノ時ニ当リテ本大学カ国家最高ノ教育機関トシテ学理ノ蘊奥ヲ攻究スルト同時ニ実用ノ人材ヲ養成シテ以テ国家ノ文化ヲ翼賛シ其ノ進運ヲ裨補スルコトヲ得ルハ本大学ノ大ニ榮譽トスル所ナリ

本大学各分科大学ハ明治三十年以来漸次開設シ昨年文科大学ノ設立ヲ了ハルニ及ヒテ本大学ハ法科医科文科理工科ノ

第2章 創立と諸制度の整備

各分科大学ヲ備ヘ帝國大学トシテ完全ナル形体ヲ具フルニ至レリ而シテ其建設ニ要シタル臨時費ハ凡ソ二百三十万円ナリ

本大学各分科大学ノ教官ハ法科大学ニ在リテハ教授十六名助教授十名講師二名京都医科大学ニ在リテハ教授十九名助教授十一名講師一名福岡医科大学ニ在リテハ教授十七名助教授五名講師六名文科大学ニ在リテハ教授七名助教授三名講師五名理工科大学ニ在リテハ教授二十四名助教授十五名講師十六名ナリ

本大学大学院学生ノ現在数ハ六十九名ニシテ分科大学々生ハ法科大学四百三十二名京都医科大学三百三十八名福岡医科大学三百四十九名文科大学十六名理工科大学三百三十七名ナリ以上ノ外ニ各分科大学ニ通シテ十四名ノ外国留学生及五十名ノ選科生ヲ收容ス

明治三十九年四月以降今日ニ至ルマテノ各分科大学卒業生ハ法科大学百五名京都医科大学五十五名理工科大学六十八名合計二百二十八名ナリ

本大学創立以來ノ卒業生ハ法科大学二百九十八名京都医科大学百十九名理工科大学三百四十四名合計七百六十一名ニシテ福岡医科大学及文科大学ハ未ダ卒業生ヲ出タスニ及ハサルナリ

本大学卒業生ノ社会ニ於ケル就職ノ概況ヲ述フレハ法科大学卒業生ニ在リテハ司法官行政官タル者最モ多クシテ合計百十三名之ニ次キテ銀行会社其ノ他実業ニ従事スル者八十一名并護士十名官公立学校教員八名新聞記者三名等ナリ京都医科大学卒業生ニ在リテハ官公立学校及病院職員八十六名開業医十九名陸海軍々医七名等ナリ理工科大学卒業生ニ在リテハ官庁及諸会社技術員四十二名官公立学校教員六名等ナリ但理工科大学卒業生就職調査ハ昨年四月以降ノ卒業生ノミニ関シ其ノ以前ノ卒業生全部ニ就キテハ調査未タ明ナラス各分科大学卒業生ニ通シテ大学院学生及外国留学生タル者各若干名アリ

顧フニ大学設立ノ事業ハ之ヲ創業ノ時期及潤色ノ時期ニ区分スルコトヲ得ヘシ本学創立以來茲二十年其ノ大体ノ施設経営ニ於テハ創業ノ事稍々竟成ヲ告ケタルモノノ如シ然カモ文科大学ノ完成医科大学ノ拡張ノ如キハ今日ニ於テ尚ホ創業ノ部分ニ属シ将来ノ拮据経営ニ待ツトコロ甚タ鈔カラス蓋シ十年ノ歲月ハ長キカ如シト雖モ事業上ヨリ之ヲ見レハ其ノ甚タ短促ナルコトヲ感セスンハアラス殊ニ予算ノ不成立其ノ他種々ノ障害アリテ予期ノ如ク事業ヲ進捗セシムルコト能ハス昨年ニ至リテ漸ク各分科大学ノ開設ヲ完了シタル次第ナリ今ヨリ以後進ミテ潤色ノ時期ニ入り既往ノ経

驗ニ徴シ各分科大学ノ細目ニ涉リテ着々改善修飾ニ従事セントス⁽¹⁾。姑ク法科大学ニ就キテ之ヲ言ハンニ同大学ノ制度ハ草創ノ際ニ成リテ未タ之ヲ經驗ニ徴スルコトヲ得サリシカ為メ頗ル理想ニ偏スルノ嫌アリ之ヲ實際ニ施行スルニ及ヒテ往々穩當ヲ欠クノ弊アルコトヲ免レス蓋シ一ノ制度ヲ創設スルニ當リテハ固ヨリ遠大ノ理想ナカルヘカラスト雖モ亦多少實際ノ事情ヲ顧ミテ之ニ適應セシメンコトヲ要ス理想ヲ離レス事實ト調和シテ漸ク卑ヨリ高ニ登ルヲ以テ最モ緊要ト為ス急劇ニ理想ニ就カント欲スルトキハ寧ろ害アリテ益ナシ法科大学ノ制度ニ就キテハ經驗ノ結果實際ノ事情ニ適應セサルモノアルコトヲ發見シタルヲ以テ今ヤ正ニ改革ニ着手シツ、アリ他分科大学ニ関シテハ未タ其ノ弊ヲ見スト雖モ他日改革ヲ要スルニ至ルヤモ亦未タ知ルヘカサルナリ方今工業ノ發達極メテ盛大ナルノ時ニ當リテ我カ理工科大学カ實際ニ及ホセル功績ハ決シテ鮮少ニ非サルコトヲ信スト雖モ其ノ設備ハ果シテ工業旺盛ノ運ニ伴フテ遺憾ナキコトヲ得ルカ是レ大ニ研究ヲ要スル所ナリ⁽²⁾。

大学ノ入学制度ヲ案スルニ入學生ハ各高等学校卒業生ノ自由選招ニ從ヒテ東西兩大学ニ配賦セラル而シテ各高等学校卒業生ノ多数ハ東京大学ヲ選招シ始メヨリ京都大学ヲ選招スル者ハ頗ル少数ニシテ唯東京大学ノ入學生定員ニ超過ス

ル者カ京都大学ニ入学スルノ情況ナリ且高等学校ト大学トハ其ノ教授方針素ヨリ密切ヲ要ス本大学ノ如キ特殊ノ規程ヲ設ケタルモノニ在リテハ兩者ノ方針往々合一ナラス為メニ學生モ大学モ教養上大ニ不便ヲ感スル所アリ国家既ニ東西兩大学ヲ設ケ高等学校ヲ置キテ其ノ予備教育ヲ施ス以上ハ此等ノ点ニ就キ今一層高等学校ヲシテ予備ノ實アル教育ヲ為サシメンコト寧ろ穩當ナルニ非スヤ此ノ問題モ亦將來ノ解決ニ待ツヘキモノナルコトヲ信ス

本大学カ學生及卒業生ニ期待スル所ハ其ノ能ク學芸ヲ講究シ精神ヲ修養シテ有用ノ人材タルト同時ニ完全ナル士君子女タルニ在リ本大学ハ常ニ此ヲ以テ學生教養ノ方針ト為ス而シテ學生精神ノ修養徳操ノ練磨ノ如キハ主⁽³⁾シテ之ヲ學生間ノ切磋ニ待ツ蓋シ學生ノ団体ハ其ノ本来ノ性質上一ノ切磋団体タラサルベカラス然カモ其切磋カ最モ切實ニ行ハルヘキモノハ日夕起居ヲ共ニシ臂ヲ連ネテ學ヲ講スルノ寄宿舎ヲ措キテ他ニ之ヲ求ムベカラス寄宿舎力學内ニ於ケル重要ノ一機關タル所以モ亦實ニ茲ニ在リ故ニ本學ニ於テハ寄宿舎學生ガ一ノ規律アリ制裁アル模範の切磋団体ヲ組織シ進ミテ學風ヲ發揚シ修養上ノ中堅部ヲ以テ自ラ任センコトヲ期待シ着々トシテ之ヲ誘導スルヲ怠ラス而シテ在舎學生ガ善ク此意ヲ体シ戮力其實行ノ責ニ當ルヲ見ルハ本総長ノ最

モ喜ブトコロナリ其外近来学生間ニ学芸若クハ修養ヲ目的トスル種々ノ団体ヲ生シ相互ニ切磋磨礪シテ大ニ氣風ヲ振作シ大学生タルノ面目ヲ發揚セントスルノ傾向アルハ本大學ノ最モ喜フ所ナリ

終リニ本大學創立十年ノ祝日ニ当リテ本大學ノ事業ノ一端ヲ述ヘテ來賓各位ノ清聴ニ達スルコトヲ得タルノ光榮ヲ感謝ス

〔注〕 (一) 欄外に「一」中刪除如何」との書き込みあり。

三七 京大記念式順序 久邇中将宮台臨 学内開放と大園

遊会

一九二二(大正一一)年六月一八日 (二九)

京大記念式順序 久邇中将宮台臨 学内開放と大園

遊会

十八日京大が行ふ創立二十五周年記念式の順序は左の如くである午前八時に東門及北門を閉鎖するから其れ以後は正門へ廻る必要がある久邇宮邦彦王殿下の台臨遊ばさるのが九時四十分、此時学生は門内両側に、來賓卒業生は本部玄関向側即ち東側に、教授職員は玄関前即ち西側に並んで奉迎する殿下御入門と同時に門内東側で軍樂隊が奏樂する、

〔荒木寅三郎〕
玄関には総長が奉迎して御休憩所に充てられた階上大会議室へ御案内申上げ同学一覽を捧呈し有資格者の拝謁があつて後総長御先導申上げて式場に成らせられる、是より先殿下が御休憩所に入らせられると同時に第一鈴で学生、第二

鈴で來賓、第三鈴で職員が式場に入つて殿下を御待ち申上げる、殿下御臨場が十時の予定で式場には図書館東の広場が用ひられる、奏樂裏に式は総長の式辞演説に初められ次で判任官以下の勤続者表彰があり鎌田新文相の祝辞〔栄吉〕があり引続き職員、卒業生、学生の祝辞があつて式を閉ぢ殿下が御退場遊ばされた後で來賓、職員、学生の順序で退場する、殿下は御休憩所で御少憩の後御還りになる筈で各員其れ々々奉迎の位置で奉送し來賓教授連は本部階上の談話室(尊攘堂も予備室になつて居る)卒業生は図書館、同学判任官以下は法学部大講堂、学生は同教室等其れ々の休憩所に入る此頃丁度正午になる予定で、來賓、教授連は工学部大教場に設けられた茶菓室に入る茶菓室の周囲は大園遊会場で此処に卒業生、職員、学生茶菓を終つた來賓迄加はつて大陽氣に一日を終らうといふプログラムである、尚同学講演部では之を機会に同日午後二時から学生集会所に先輩現部員の聯合懇親会を開く筈で会費は五十銭之に同学卒業生は当日一人残らず式場に列する事を学校側

では希望して居る

三八 本学教官職員先輩学生大懇親会

一九二四(大正一三)年六月一三日

〔六〕

本学教官職員 大懇親会
先輩学生

来ル十八日の創立記念日をトし午前九時より農学部内グラ
ウンドに於て全学の教官職員先輩、学生の親睦を計る為の
大懇親会挙行せらる

挙式次第左ノ如シ

開会 午前九時(晴雨ニ不拘挙行)

一 開会の辞

一 総長挨拶

一 余興(ページェント)

一 福引

一 園遊会(奏楽)

一 閉会の辞

閉会 午後三時

尚準備の都合有之べくに付来十六日迄に各部事務室へ御
申込まれたしと

三九 創立記念大懇親会*

一九二四(大正一三)年六月一四日

〔六〕

一来ル十八日挙行大懇親会当日会場ニ於テ午前十時ヨリ午
後三時迄ノ間ニ花火及爆発各十発宛打揚グル筈

福引景品左記之通り

特等 蓄音器レコード付 一名

一等 藤椅子 五名

二等 上等置時計 十名

三等 極上等蛇目傘 数十名

其他四等五等 数百名

ページェント

尾上松之助氏武士道鼓吹ノ為メ義狭的ニ出演

上杉謙信春日山城中之場ヲ演ズルト

因ニ入場申込数頗ル多ク盛況ヲ極メ居ル趣